

令和4年度  
包括外部監査結果報告書

盛岡市の農林業の振興に関する  
財務事務の執行について

令和5年2月  
盛岡市包括外部監査人  
公認会計士 荒谷 祐介

(本報告書における記載内容等の注意事項)

## 1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

## 2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として盛岡市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、盛岡市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは、国又は他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

## 3. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

地方自治法	⇒	自治法
地方自治法施行令	⇒	自治令
盛岡市財務規則	⇒	財務規則

## 4. 用語について

施設等の名称に付されている「盛岡」、「盛岡市」、「盛岡市立」、「盛岡市営」という用語については、文中での判別が困難になる場合などを除いて、原則として記載しないこととする。また、報告書中「市」と記載している場合は、原則として「盛岡市」をいう。

## 目次

第1章	監査の概要	1
1.	監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3.	特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
4.	監査の対象期間	1
5.	監査の実施期間	1
6.	監査従事者の資格及び氏名	2
7.	利害関係	2
第2章	監査対象の基本的事項	3
1.	盛岡市総合計画	3
2.	盛岡市の農業の概要	5
	（1）もりおか農業・農村振興ビジョン2030	5
	（2）市の農業の現状	7
3.	盛岡市の林業の概要	10
	（1）盛岡市森林整備計画	10
	（2）市の森林整備の現状	11
第3章	監査の方針及び監査対象の決定	14
1.	監査の基本的な方針	14
2.	監査要点	14
	（1）法令等への準拠性	14
	（2）事業の有効性	14
	（3）事業の経済性、効率性	15
	（4）補助事業について	15
3.	監査手続	15
	（1）監査対象事業の概要把握	15
	（2）関連資料の閲覧と所管部署に対する質問	15
	（3）現地視察	16
4.	監査対象事業について	17
第4章	外部監査の結果及び意見（総論）	20
1.	監査の結果及び意見の総括	20
2.	監査の結果及び意見の概要	21
	（1）事業の事務執行上の誤りについて	21
	（2）事業の経済性、効率性、有効性について	23
	（3）委託事業、補助事業について	25
	（4）指定管理者の管理運営について	27
第5章	外部監査の結果及び意見（各論）	30

I	農政課	30
	1. いわて地域農業マスタープラン実践支援事業	30
	2. 畜産振興事業	34
	3. 有害鳥獣対策事業	43
	4. 農地中間管理事業	49
	5. 中山間地域等直接支払事業	52
	6. 環境保全型農業直接支払交付金事業	56
	7. 農業基盤整備事業	62
	8. 新規就農支援事業	64
	9. 食と農の連携推進事業	68
	10. 経営体育成支援事業	73
	11. 家畜貸付事業	77
	12. 農業施設維持管理事業	80
II	林政課	82
	13. 木材需要拡大推進事業	82
	14. 森林適正管理推進事業	86
	15. 市有林造成事業	88
	16. 外山森林公園管理事業	92
	17. 都南つどいの森管理事業	97
	18. 森林保全事業	102
	19. 林道管理事業	105
	20. カモシカ食害対策事業	108
	21. マツクイムシ被害防止対策事業	110
III	産業振興課	113
	22. 農地中間管理事業	113
	23. 多面的機能支払交付金事業	117
	24. 農業基盤整備事業	120
	25. 有機物資源活用施設管理運営事業	122
	26. 地区振興センター等管理運営事業	129
	27. 牧野管理運営事業	132
	28. 活性化センター管理運営事業	138
	29. 岩洞体験農園管理運営事業	141
	30. 総合交流ターミナル管理事業	143
	31. 文京区学生と創るアグリイノベーション事業	148
IV	(玉山)建設課	152
	32. 農業施設維持管理事業	152
	33. 林道管理事業	154

## **第 1 章 監査の概要**

### **1. 監査の種類**

自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### **2. 選定した特定の事件（監査テーマ）**

盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について

### **3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由**

市の 2018 年の農業産出額は岩手県内第 4 位、東北管内では第 15 位と、ともに上位に位置しているが、農林業者の高齢化、後継者不足に伴う労働力不足が顕著であり、担い手農家、新規就農者、林業従事者の確保・育成が必要であること、県内最大の消費地である地域特性を生かした農林業の展開を図ること、農業経営の規模拡大と生産性の向上を図ることなど、様々な課題に直面している。

このような環境下において、市は「盛岡市総合計画」において、4 つの基本目標のうち「人が集い活力を生むまちづくり」における施策として「農林業の振興」を掲げており、生産地であり、かつ、消費地である地域特性を活かし、都市部との交流を図りながら、地産地消をベースとした付加価値の増大につながる農林業を推進するとともに、山林農地の有する国土保全・水源かん養などの多面的機能を維持・発揮するため、農林業者の経営力の向上や後継者の育成などの支援に取り組んでいるところである。以上のことから、市の農林業の振興に関する財務事務について、法令等準拠性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査することは意義があるものと判断し、令和 4 年度の盛岡市包括外部監査における特定の事件(テーマ)を、「盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について」とした。

### **4. 監査の対象期間**

原則として令和 3 年度(令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで)。ただし、必要に応じて令和 2 年度以前及び令和 4 年度の執行分を含む。

### **5. 監査の実施期間**

令和 4 年 7 月 6 日から令和 5 年 2 月 1 日まで

## 6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	荒谷 祐介
監査補助者	公認会計士	木下 哲
	公認会計士	山崎 愛子
	公認会計士	井上 正之
	公認会計士	森田 清人

## 7. 利害関係

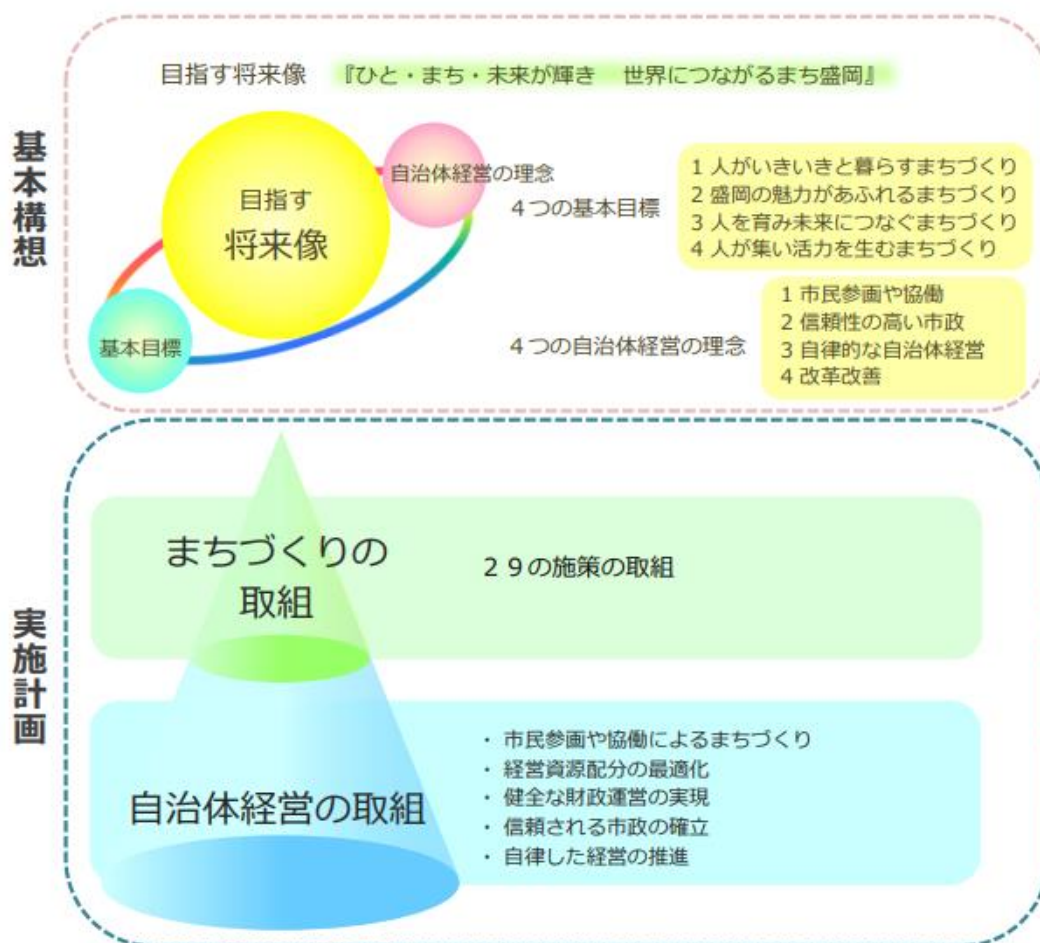
外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 監査対象の基本的事項

### 1. 盛岡市総合計画

現在の盛岡市総合計画では、平成27年度から令和6年度にかけての「盛岡市総合計画の基本構想」に掲げる4つの「基本目標」を達成し、「目指す将来像」を実現することを目的として、実施計画が策定されている。各種事業の実施状況や新たに実施する事業に関する評価・検討を行い、施策の目標達成に向けて改革改善しながら、毎年度、ローリング方式による見直しを行い、基本構想の目標年次である令和7年度まで、毎年繰り返し、向こう3か年の計画として実施計画を策定している。

【図表 盛岡市総合計画の基本構想と実施計画のイメージ図】

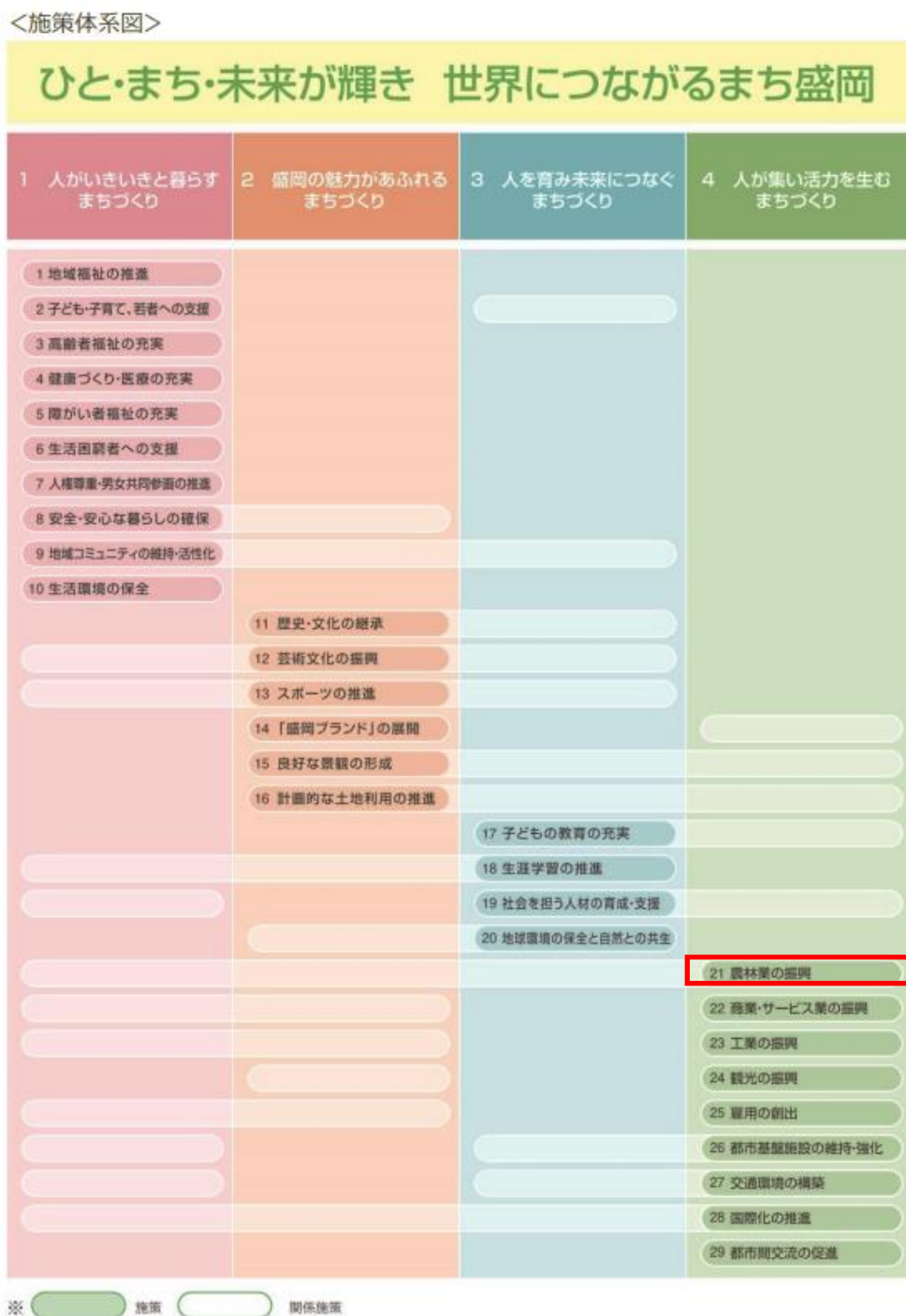


(出所:盛岡市総合計画[実施計画]2021-2023)

4つの基本目標のうちの1つである「人が集い活力を生むまちづくり」を達成する施策の一つとして、「農林業の振興」に関する施策が策定されている。まちづくりのため

の施策を実施するにあたって、踏まえておくべき市の現状や課題を認識した上で、小施策、主要事業が設けられている。

【図表 盛岡市総合計画の施策体系図】



(出所:盛岡市総合計画[実施計画]2021-2023)



## 【図表 農林業の振興に関する現状と課題】

### ●現状と課題

- I-1 農林業者の高齢化、後継者不足に伴う労働力不足が顕著であり、担い手農家、新規就農者、林業従事者の確保・育成に取り組む必要があります。
- I-2 県内最大の消費地である地域特性を生かした農林業の展開を図るため、農工商連携や6次産業化<sup>\*1</sup>、ブランド化による農畜産物の高付加価値化と海外市場も視野に入れた販路拡大及び産直施設の経営強化への支援が必要です。
- I-3 有害鳥獣による農作物被害を軽減し、農家の収益を向上させるため、有害鳥獣の捕獲及び被害防止対策を強化する必要があります。
- I-4 安全安心な農畜産物の安定供給のため、米やりんごの減農薬、減化学肥料による栽培など、環境保全型農業に取り組む必要があります。
- I-5 健全な森林を育成するため、地域林業の活性化と市産材の利用を拡大する必要があります。
- II-1 農地や森林の生産性の向上や公益的機能の維持向上が求められていることから、生産基盤施設の整備促進及び適正な維持管理を行う必要があります。
- II-2 森林経営管理法の施行により、林業行政は大きな転換期を迎えていることから、森林環境譲与税を有効に活用し、林業の成長産業化と森林の適切な経営管理に資する取組を進める必要があります。
- II-3 農業経営の規模拡大と生産性の向上を図るため、担い手農家への農地の利用集積・集約化を推進するとともに、スマート農業の導入、普及に向けた取組を推進する必要があります。
- II-4 松くい虫被害地域が拡大していることから、拡大防止に取り組む必要があります。

<sup>\*1</sup> 6次産業化

農業などの第一次産業が、食品加工などの第二次産業や流通販売、小売などの第三次産業にも主体的に関わって業務を総合的に展開する経営への取組。

(出所:盛岡市総合計画[実施計画]2021-2023)

農林業の振興に関する小施策は、経営力・生産意欲の向上と後継者の育成(主要事業8事業)と、生産基盤の整備(主要事業9事業)の2つである。小施策の主要事業の他に、一般事業として45事業が策定されている。

## 2. 盛岡市の農業の概要

### (1) もりおか農業・農村振興ビジョン2030

市は2016年度から、市農業の現状と課題を洗い出した上で、市の重点施策として「農業の振興」を戦略プロジェクトに位置づけ、2017年度から「食と農・ものづくり応援プロジェクト」、2020年度から「未来のもりおかを創る若者・しごと応援プロジェクト」の中で重点的・施策横断的に取組を展開してきた。また、新たな取組として、食と農のバリューアップ推進事業、親元就農給付金、地域おこし協力隊の活用、6次産業化やスマート農業の支援、輸出促進事業などを推進し、活力ある農業・農村の創出を目指してきたところである。

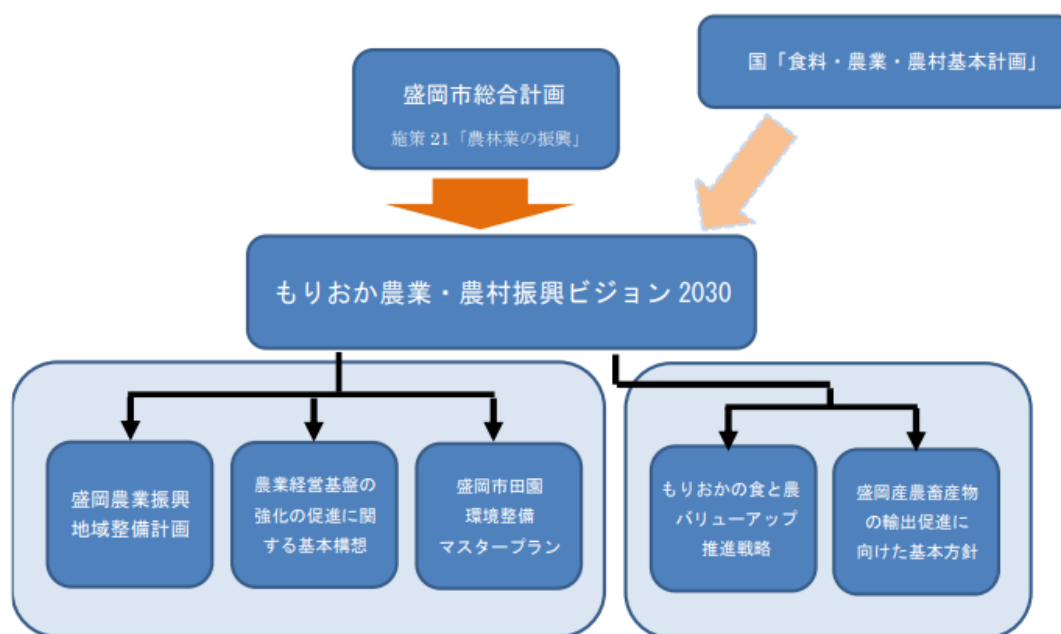
一方で、市の農業は、依然として農業者の高齢化や担い手不足が進行しており、農地面積の減少や生産力の低下という問題があり、産地間競争の激化や嗜好の多様化により、消費者ニーズに対応した農産物の生産や高品質化が求められている。

国では2020年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪とし、我が国の食料・農業・農村が次世代へと持続的に継承され、国民生活の安定や国際社会に貢献していくための今後の10年間の農政の指針を示したところである。

こうした中で、これまでの取組の成果と課題を踏まえて、市は2021年3月に「もりおか農業・農村振興ビジョン2030」(以下、この章において「農業ビジョン」という。)を策定し、生産者、事業者、消費者、関係団体などとの間で連携・協働しながら、都市近郊型の農業と活力ある農村を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

農業ビジョンは、市政推進の基本方針である盛岡市総合計画における施策である「農林業の振興」にある農業施策の内容を補完するとともに、既に策定されている「盛岡農業振興地域整備計画」や「盛岡市田園環境整備マスタープラン」などの市農業施策計画を包括し、これらの今後の指針を示すものである。また、農業ビジョンの計画期間は2021年度から10年間とし、目標年次は2030年となっている。ただし、農業をめぐる情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、所要の見直しを行うほか、中間年でも見直しを図ることとしている。

【図表 農業ビジョンの位置付けのイメージ図】



(出所:農業ビジョン)

## (2) 市の農業の現状

市は生産地であるとともに県内最大の消費地である地域特性を活かし、都市部との交流を図りながら地産地消をベースとした農業に取り組んでおり、2018年の農業産出額は岩手県内第4位、東北管内では第15位と、ともに上位に位置している。

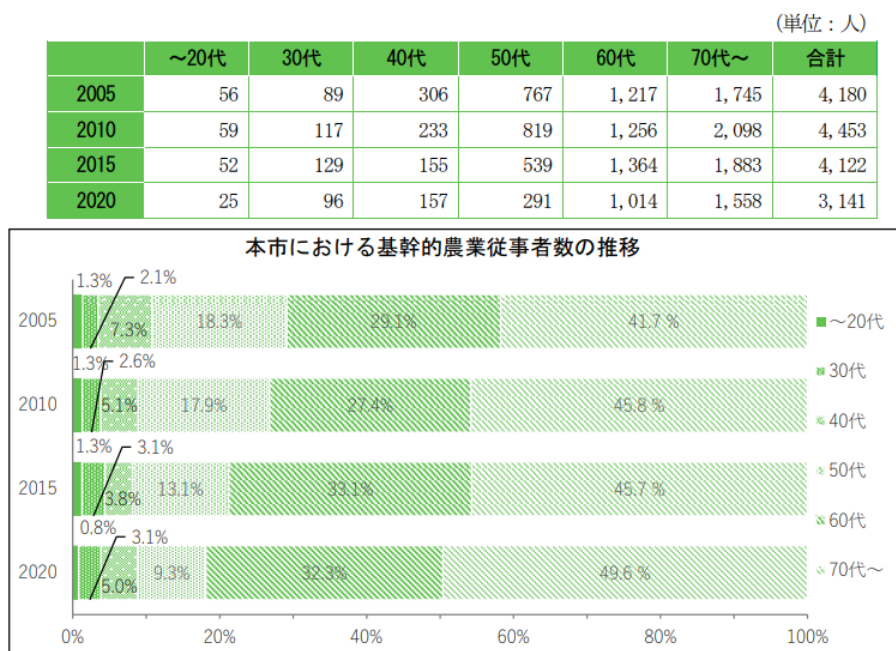
市の農業は、「ひとめぼれ」、「銀河のしずく」などの水稲や、トマトやねぎなどの野菜、りんごなどの果樹、ブロイラーや黒毛和牛、短角牛、生乳などの畜産など「多種多様な農畜産物の生産」や「複合経営」が特徴である。

また、農業の担い手については、小規模な自給農家、兼業農家が多数を占める構造となっていることから、将来にわたり安定した食料生産と農地の維持を図るためには、担い手の規模拡大と同時に、経営規模にかかわらず意欲ある農家が経営を持続できるよう、地域の特性を踏まえた持続可能な農業構造の確立が必要である。

ここから先は、農林業センサス等の統計数値を概観することとする。

基幹的農業従事者<sup>1</sup>は、2005年から2010年にかけて増加したものの、以降は減少傾向にある。また、年齢階層別に見ると、60代以上の割合が上昇し続けており、2020年における基幹的農業従事者の平均年齢は、2015年から1.4歳上昇し、68.1歳となっている。総農家数も、2005年から2010年にかけて増加したものの、以降は減少傾向にある。

【図表 基幹的農業従事者数の推移】



資料：農林業センサス

(出所：農業ビジョン)

<sup>1</sup> 基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

【図表 総農家戸数の推移】

(単位：戸)

	総農家戸数	前回調査からの		増減率 (%)
		販売農家	自給的農家	
2005	3,667	2,786	881	-
2010	4,550	3,304	1,246	24.08%
2015	4,081	2,781	1,300	△10.31%
2020	3,263	2,145	1,118	△20.04%

資料：農林業センサス  
※増減率は、総農家戸数の比較

(出所：農業ビジョン)

農業経営体数は、2015年で2,866経営体であり、2005年の4,089経営体と比較して約30%減少している。これは農業経営体のほとんどを占める個人(販売農家が主)の減少によるものであるが、法人経営体は、2015年は38経営体、2020年は58経営体と、2010年の29経営体から増加傾向となっている。

【図表 農業経営体の推移】

(単位：経営体)

	農業経営体	個人 (1世帯)	法人経営体	非法人の 組織経営体	地方公共団 体・財産区
2005	4,089	4,014	38	34	3
2010	3,401	3,327	29	41	4
2015	2,866	2,802	38	22	4
2020	2,249	2,172	58	15	4

資料：農林業センサス

(出所：農業ビジョン)

近年の新規就農者数は二桁で推移しており、一定の新規就農者を確保している。品目としては、トマト、ねぎなどの園芸作物や、花き、畜産など多岐にわたっている。また、農業法人などに雇用就農するケースも見られる。

【図表 新規就農者数の推移】

(単位：人)

	総数	
	盛岡地域	玉山地域
2016	14	3
2017	15	3
2018	24	4
2019	11	2

資料：農政課

(出所：農業ビジョン)

作目の類別を見てみると、販売作物全体では「水稲」を作付している経営体が最も多く、作付面積も最も大きいことがわかる。

【図表 2015年の作目の類別の経営体数、面積】

(単位：経営体, ha)

	水稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸作物
経営体数	2,109	123	87	194	284	30
面積	3,364	255	88	9	261	X
	野菜類	花き類・花木	果樹類	その他の作物		
経営体数	923	169	609	127		
面積	295	29	434	307		

資料：農林業センサス2015

(出所：農業ビジョン)

市の2018年の農業産出額は1,927千万円であり、鶏部門が全体の4割を占めている状況である。また、岩手県内では4位、東北管内では15位に位置している。

【図表 2018年の農業産出額と上位部門の金額、割合】

盛岡市の上位部門	農業産出額	上位部門					
		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位
部門	-	鶏	米	野菜	果実	乳用牛	肉用牛
金額(千万円)	1,927	779	316	261	206	137	124
割合(%)	-	40.4	16.4	13.5	10.7	7.1	6.4

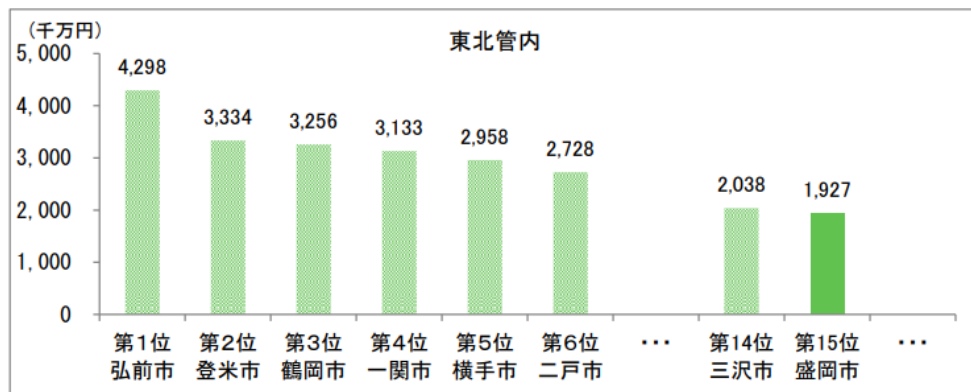
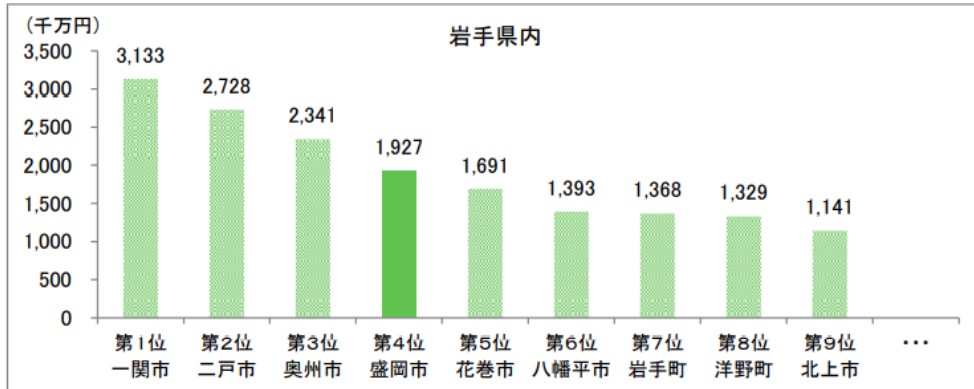
※「鶏」は、鶏卵及びブロイラーの計

資料：農林水産省

(出所：農業ビジョン)

【図表 2018年の岩手県内、東北管内の農業産出額】

(農業産出額上位市町村)



(出所: 農業ビジョン)

### 3. 盛岡市の林業の概要

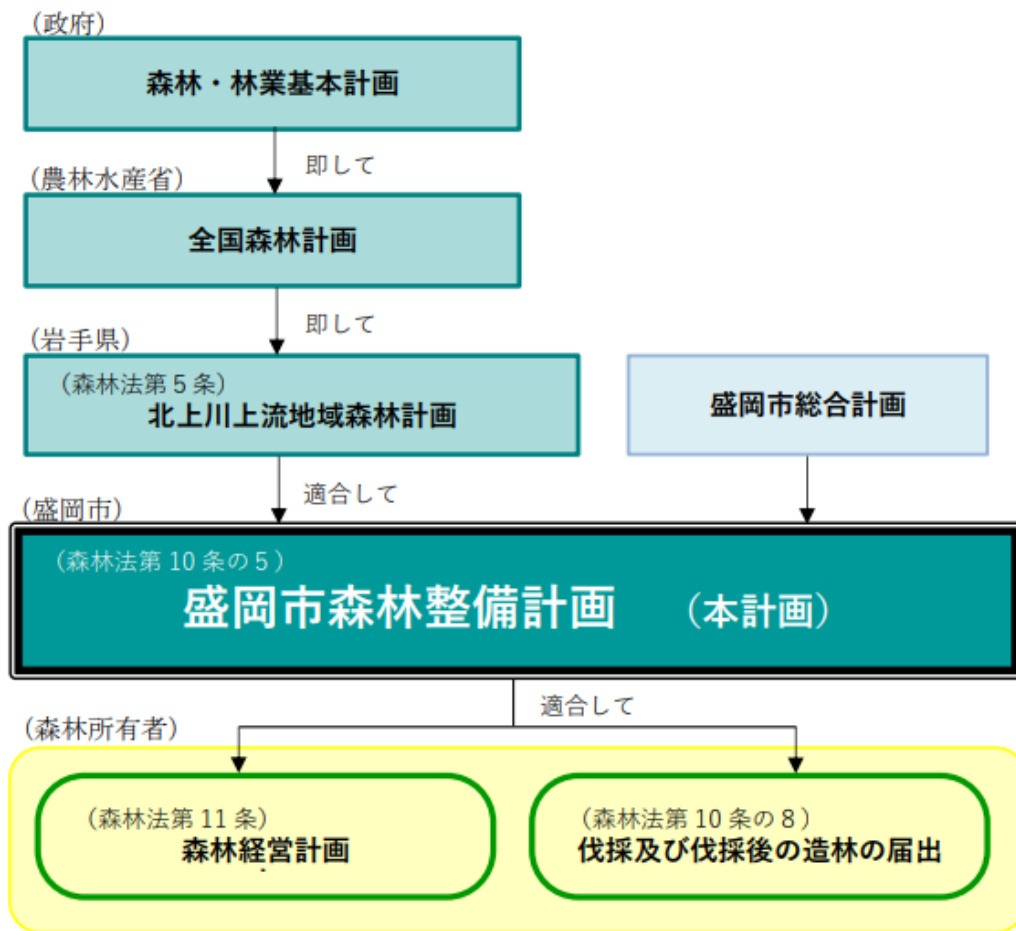
#### (1) 盛岡市森林整備計画

盛岡市森林整備計画(以下、この章において「森林計画」という。)は、森林法第10条の5の規定により、市内の森林を適切に整備していくことを目的として、市における森林・林業関連施策の方向性を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針(森林施業の標準的な方法)等を定めたものである。森林所有者等が作成する森林経営計画<sup>2</sup>は、森林計画の内容に照らして市長等が認定する。

森林計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間となっている。

<sup>2</sup> 森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画である。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としている。

【図表 盛岡市森林整備計画について】



(出所: 森林計画)

## (2) 市の森林整備の現状

市の森林面積は、市域面積 88,647ha のうち 64,778ha(約 73.1%)を占めており、その内訳は、国有林が 16,755ha、民有林が 48,022ha となっている(令和 2 年度現在)。民有林 48,022ha のうち、人工林は 21,718ha で、民有林の人工林率は 45.2%となっている。

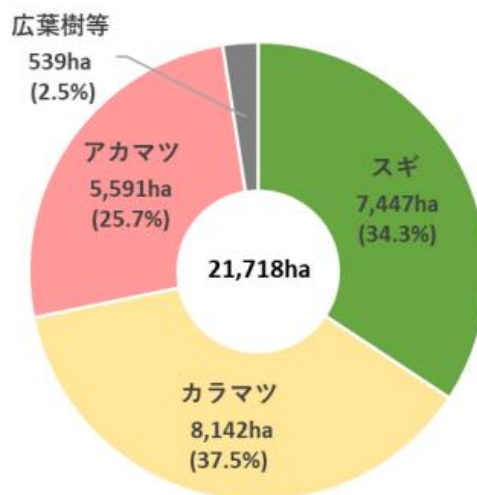
【図表 盛岡市の森林面積の内訳について】

区 分	総面積 (ha)	人工林面積 (ha)	人工林率	総蓄積 (千m <sup>3</sup> )	人工林蓄積 (千m <sup>3</sup> )
国有林	16,755	9,176	54.8%	2,988	1,843
民有林	48,022	21,718	45.2%	10,394	6,795
公有林	11,769	8,146	69.2%	2,874	2,374
県有林	7,904	5,210	65.9%	1,800	1,480
市有林	3,862	2,936	76.0%	1,073	894
財産区	3	0	0.0%	1	0
私有林	36,253	13,572	37.4%	7,521	4,421
合 計	64,778	30,894	47.7%	13,382	8,638

(出所:森林計画)

また、民有林の人工林面積の構成は、スギ(34.3%)、カラマツ(37.5%)、アカマツ(25.7%)の3樹種でほぼ全体を占めている。

【図表 民有林の人工林面積の構成について】



(出所:森林計画)

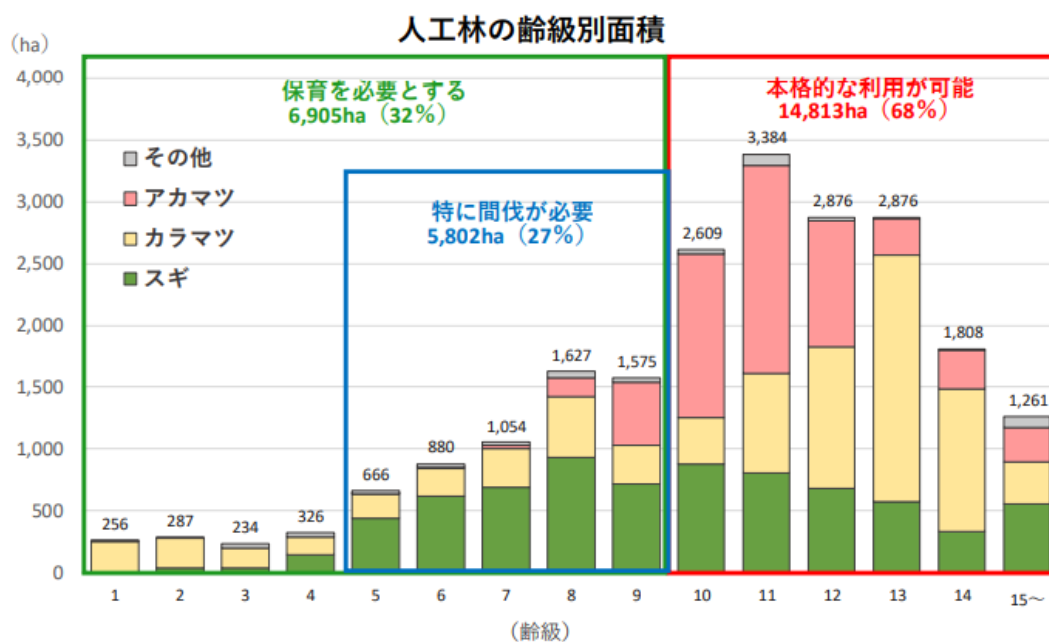
民有林の人工林面積の齢級<sup>3</sup>配置は、間伐や保育の手入れを必要とする9齢級以下の林分が、6,905haと人工林の32%、そのうち特に間伐が必要な5～9齢級の林分

<sup>3</sup> 齢級とは林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1齢級」と数える。



が 5,802ha と人工林の 27%を占めており、間伐の推進が必要となってきた。また、既に成熟し、本格的な木材利用が可能となっている 10 齢級以上の林分は 14,813ha と人工林の 68%を占めており、5～9 齢級の林分と合わせて、素材の供給能力が高まっている状態にある。

【図表 人工林の齢級別面積】



(出所: 森林計画)

森林所有者ごとの保有面積に目を向けると、保有面積規模が小さく事業地が分散していることや、林業就業者の減少と高齢化に伴う林業労働力の不足、生産基盤の整備の遅れにより利用間伐や保育作業がなされないまま放置される森林が増加している。そのため、分散した事業地を集約化することで面的なまとまりを形成し、作業路網の整備をすることなどにより、効率的な森林施業を推進する必要がある。

また、松くい虫被害については、平成 21 年 10 月に盛岡市において初めて被害が確認されて以降、被害地域及び被害量が拡大している。そこで、「松くい虫被害防除監視帯」を中心に、被害木等の感染源の早期発見・早期駆除を実施し、被害拡大の防止を図っていくとともに、重要な森林資源であるアカマツの有効活用方策を検討する必要がある。

## 第3章 監査の方針及び監査対象の決定

### 1. 監査の基本的な方針

地方公共団体の包括外部監査は、一部の地方公共団体で官官接待やカラ出張などの不適切な予算執行があったことを受けて、平成9年6月に自治法が改正され、事務事業に対するチェック機能の強化を図るために導入された。そのため、包括外部監査人は、財務に関する事務の執行が予算や法令等に従って適正に行われているかどうかを、主として合规性の観点から、独立した第三者として監査することとされている。また、一方で監査を行うにあたっては、当該事務の執行の経済性、効率性、有効性の視点から意見を提出することができることとされている。

したがって、監査においては法令その他規則への合规性監査に重点を置くが、コストを抑えつつより大きな効果をあげるよう努めているか、より効率的な方法が取られているか、といった視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

### 2. 監査要点

令和4年度包括外部監査における主要な監査要点を以下のとおり設定した。

#### (1) 法令等への準拠性

- ・事業目的と関連しない予算執行はないか。
- ・契約は財務規則に沿って行われているか。
- ・契約相手先選定についての基準は明確か。
- ・結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・その他、事業に係る事務の実行は関連法令等に準拠しているか。

#### (2) 事業の有効性

- ・事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。又は、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
- ・財源に国又は県の支出金等がある事業(もしくはあった事業)についても、市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

### **(3) 事業の経済性、効率性**

- ・事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・経済的かつ効率的な事務を追求しているか。
- ・本来市が負担すべきではない、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
- ・契約事務において複数の見積を徴すなど契約金額の低減努力がなされているか。
- ・事業の実施方法として、市の直営か民間事業者への委託又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
- ・他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ・年度末に不必要な予算消化をしていないか。
- ・費用対効果を勘案のうえ事業を実施しているか。

### **(4) 補助事業について**

- ・補助事業の公益上の必要性はあるか。
- ・補助金の交付に公平性があるか。
- ・補助金の交付事務手続は定められた手順によっているか。
- ・補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ・補助金で取得した財産は補助事業者において所有され続けているか。

## **3. 監査手続**

前述『**2. 監査要点**』に記載した監査要点を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

### **(1) 監査対象事業の概要把握**

- ① 関連する部課の組織の状況、実施事務の内容を把握した。
- ② 監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業を所管する部署から意見聴取を行い事業の概要を把握した。

### **(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問**

- ① 支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等への整合性・合規性、及び、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。
- ② 法令等を実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合規性を検証した。

- ③ 事業実施結果の概要、実績報告書等の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業実績の検証を実施した。
- ④ 担当者への質問、関連書類の閲覧により、成果指標の有無、達成状況及び改善施策を検証した。
- ⑤ 市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるようなチェック機能が構築されているかという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。
- ⑥ 委託業務の契約相手先、補助金等の交付先の会計記録・業務実施報告書等を閲覧・精査し、委託契約書、補助金要綱、協定書等との整合性を確認した。

### (3) 現地視察

- ① 監査対象事業によっては、必要に応じて実地へ赴き、事業の状況を視察した。また、現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。現地視察を実施した施設、現地視察の実施日は以下のとおりである。

施設名	視察実施日
ユートランド姫神	令和4年9月27日
岩洞活性化センター	
町村活性化センター	

- ② 補助事業者が補助金で取得した財産が処分されず、所有され続けているかを確認するため、補助事業者の事業場の現地視察を行った。現地視察を実施した事業、現地視察の実施日は以下のとおりである。

事業名	視察実施日
いわて地域農業マスタープラン実践支援事業	令和4年10月31日
農業生産対策事業(スマート農業導入促進費補助金)	
経営体育成支援事業	
水田農業構造改革事業	令和4年11月1日

#### 4. 監査対象事業について

市の農林業の振興に関する施策として、「盛岡市総合計画 実施計画 2021-2023」の中で、以下に掲げる基本目標、施策、小施策に登載されている主要事業、一般事業を監査対象事業とした。

基本目標 4 人が集い活力を生むまちづくり

施策 21 農林業の振興

小施策 I 経営力・生産意欲の向上と後継者の育成

小施策 II 生産基盤の整備

監査対象事業の一覧は以下のとおりである。

【図表 監査対象事業一覧】

No.	事業名	所管課
1	水田農業構造改革事業	農政課・産業振興課
2	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業	農政課・産業振興課
3	畜産振興事業	農政課・産業振興課
4	有害鳥獣対策事業	農政課・産業振興課
5	木材需要拡大推進事業	林政課
6	農地中間管理事業	農政課・産業振興課
7	中山間地域等直接支払事業	農政課・産業振興課
8	環境保全型農業直接支払交付金事業	農政課・産業振興課
9	多面的機能支払交付金事業	農政課・産業振興課
10	農業基盤整備事業	農政課・産業振興課
11	森林適正管理推進事業	林政課
12	森林経営管理事業	林政課
13	市有林造成事業	林政課
14	地籍調査事業	林政課
15	新規就農支援事業	農政課・産業振興課
16	盛岡りんご担い手バックアップ事業	農政課
17	食と農の連携推進事業	農政課
18	農政推進員事務	農政課
19	農業振興地域整備計画管理事業	農政課
20	農業経営基盤強化促進対策事業	農政課
21	経営体育成支援事業	農政課

No.	事業名	所管課
22	河川魚族育成対策事業	農政課
23	農業生産対策事業	農政課・産業振興課
24	盛岡市農業まつり開催事業	農政課
25	農業改良普及事業	農政課
26	農業近代化資金等利子補給事業	農政課
27	食育推進事業	農政課
28	家畜貸付事業	農政課
29	家畜衛生対策事業	農政課
30	有機物資源活用施設管理運営事業	産業振興課
31	構造改善センター管理運営事業	農政課
32	地区振興センター等管理運営事業	農政課・産業振興課
33	生活改善センター管理運営事業	農政課
34	川目地区憩いの広場施設管理事業	農政課
35	牧野管理運営事業	農政課・産業振興課
36	活性化センター管理運営事業	産業振興課
37	岩洞体験農園管理運営事業	産業振興課
38	総合交流ターミナル管理事業	産業振興課
39	文京区学生と創るアグリノベーション事業	産業振興課
40	林業活性化対策事業	林政課
41	林業関係団体育成強化事業	林政課
42	外山森林公園管理事業	林政課
43	都南つどいの森管理事業	林政課
44	平成市民の森整備事業	林政課
45	農地調整事務	農業委員会事務局
46	農業者年金事務	農業委員会事務局
47	農政・農業振興関係事務	農業委員会事務局
48	地域おこし協力隊活用事業	農政課・産業振興課
49	林業労働対策事業	林政課
50	尻志田地区農業用排水路整備事業	(玉山) 建設課
51	農業施設維持管理事業	農政課・(玉山) 建設課
52	砂子沢生活改善センター移転新築事業	農政課
53	農業集落飲雑用水供給施設維持管理事業	農政課
54	森林保全事業	林政課
55	森林整備計画樹立事務	林政課

No.	事業名	所管課
56	林道管理事業	林政課・(玉山)建設課
57	林道橋りょう補修事業	林政課
58	カモシカ食害対策事業	林政課
59	マツクイムシ被害防止対策事業	林政課
60	森林整備地域活動支援事業	林政課
61	森林・山村多面的機能発揮対策事業	林政課
62	林地台帳システム整備事業	林政課

## 第4章 外部監査の結果及び意見（総論）

### 1. 監査の結果及び意見の総括

令和4年度盛岡市包括外部監査における特定の事件（監査テーマ）は、「盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。監査の結果及び意見の総括は下表のとおりであり、結果が28項目、意見が32項目、合わせて60項目である。

【図表 監査の結果及び意見の総括】

項目	監査の結果	意見
(1) 事業の事務執行上の誤りについて	12	9
(2) 事業の経済性、効率性、有効性について	1	10
(3) 委託事業、補助事業について	13	5
(4) 指定管理者の管理運営について	2	8
合計	28	32

本章『2. 監査の結果及び意見の概要』にて、上記項目ごとの代表的な監査の結果及び意見について概要を述べ、監査の結果及び意見を一覧形式でまとめている。続く『第5章 外部監査の結果及び意見（各論）』において、各事業の監査の結果及び意見の詳細な内容を記載している。監査の結果や意見の内容によっては2つ以上の項目に分類できるものもあるが、その場合には包括外部監査人としての主張を優先して分類をしている。

#### ※【監査の結果】

【監査の結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

#### ※【意見】

【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。



## 2. 監査の結果及び意見の概要

### (1) 事業の事務執行上の誤りについて

今般の監査において、事業の事務執行上の誤りが散見された。これらの誤りについて、重大な影響を及ぼす事象は検出されなかったが、事務執行上の誤りが積み重なることで重大な影響を及ぼす事象の発生につながることも想定される。誤りが発生した原因を特定し、同じ誤りが繰り返されないような体制構築、仕組み作り、認識の共有が必要である。

『1. いわて地域農業マスタープラン実践支援事業』では、補助金の交付を受けるにあたって提出する添付資料に関して、次のような結果を記載した。

補助金の交付を受けるにあたり、事業実施主体は、実施計画書及び事業評価表の提出に際して「事業実施主体の定款又は規約等、組合員の状況がわかる資料の写し」を添付する必要がある。しかし、ある1者から提出された実施計画書には団体の規約が添付されているものの、組合員に関する記載はなく、提出資料の上では、事業実施主体に該当する団体か判断することはできなかった。市は聴き取りにて、当該組合が中心経営体である認定農業者3名から構成されていることを確認したとのことであり、今回の監査においても、あらためて市が組合から徴取した組合員名簿により要件を充足していることは確認できた。しかし、添付書類としての定款又は規約等は例示であり、本来、申請した団体等が事業実施主体に該当することを示す資料の写しを求めているものである。今後、申請者からの提出資料を慎重に確認し、必要な場合には、事業実施主体に該当することを明確に示す資料の添付を徹底するよう申請者に求める必要がある【結果1】。

『2. 畜産振興事業』では、補助事業が完了したときに、補助事業者は、補助事業完了報告書に要綱等で定める書類を添付して市に提出することとされており、添付書類の一つに収支決算書があるが、補助事業者から提出された収支決算書は、収入合計から支出合計を差し引いた歳入歳出差引残額が0円と記載されていたが、収入合計と支出合計は一致しておらず、明らかな収支決算書の記載誤りと考えられる。収支決算書は、補助事業者が実施した事業における収入、支出、補助対象経費等を市が正確に把握し、補助金の交付決定を行う過程において重要な書類である。そのため、市は収支決算書の内容に誤りがないかを十分に確認し、仮に記載誤りが発見された場合には、補助事業者に適時に修正するよう指導することが必要であろう【結果3】。

『5. 中山間地域等直接支払事業』では、交付申請時及び実績報告時の提出書類である収支予算書及び収支精算書の支出が全て「中山間地域等直接支払交付金」の科目名で支出額も一括して記載されていた。交付された中山間地域等直接支払交

付金は、協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い用途に活用できるものである。このため、収支予算書及び収支精算書には、本来、「共同活動」や「個人分配」等といった実態を反映した科目名と金額を記載することにより、その収支実態を示すべきものであり、現状、その役割を果たしていない。市があらかじめ科目名を印刷した様式を対象の集落等に配布して提出を受けているとのことであるが、今後は、各集落等の収支実態に即した収支予算書及び収支精算書の提出を求める必要がある【結果 5】。

事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
1. いわて地域農業マスタープラン 実践支援事業	結果 1	実施計画書の添付資料の不足について	31
2. 畜産振興事業	結果 3	補助事業者が作成する収支決算書の市における確認について	40
3. 有害鳥獣対策事業	結果 4	ツキノワグマ捕獲許可の腕章紛失に対する対策について	47
5. 中山間地域等直接支払事業	結果 5	実態に即した収支予算書及び収支精算書の徴取について	53
5. 中山間地域等直接支払事業	結果 6	収支精算書の未徴取について	54
5. 中山間地域等直接支払事業	結果 7	実施状況の公表内容について	54
6. 環境保全型農業直接支払交付 金事業	結果 8	営農活動計画書における GAP 実施の取組 意思欄の表記漏れについて	61
8. 新規就農支援事業	意見 5	帳簿作成状況の確認について	66
10. 経営体育成支援事業	意見 8	適切な根拠資料の受領について	75
12. 農業施設維持管理事業	結果 10	除排雪報告書(月報)日付について	80
12. 農業施設維持管理事業	意見 11	除排雪報告書(月報)の提出期日について	81
11. 家畜貸付事業	意見 9	市に返還される子牛の評価額の決定方法に 係る規定について	78
19. 林道管理事業	意見 21	除排雪報告書(月報)の提出期日について	106

事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
23. 多面的機能支払交付金事業	結果 18	実施報告書の総会開催日付の記載誤りについて	119
23. 多面的機能支払交付金事業	意見 25	実施報告書の総会での了承について	119
23. 多面的機能支払交付金事業	意見 26	実施報告書の提出日付について	119
25. 有機物資源活用施設管理運営事業	結果 20	自動車損害賠償責任保険証明書の紛失に対する対応について	127
25. 有機物資源活用施設管理運営事業	結果 21	車両の車検日期限切れについて	128
27. 牧野管理運営事業	結果 24	牧野使用料収入に係る納入通知書の作成誤りについて	137
32. 農業施設維持管理事業	意見 31	除排雪報告書(月報)の提出期日について	152
33. 林道管理事業	意見 32	除排雪報告書(月報)の提出期日について	154

## (2) 事業の経済性、効率性、有効性について

監査要点として設定している事業の経済性、効率性、有効性に関する結果、意見について、事業の効果測定、効率的な修繕、施設のより一層の活用の観点から以下の意見を記載した。

『11. 家畜貸付事業』では、事業の効果の測定について意見を記載した。

本事業の実施により当初の目標である牛の繁殖について、一定の効果が出ているものと考えられる。一方で、その効果の測定方法については、可能な限り数値化した指標により実施することで、その効果が容易に把握することができるようになるが、市は数値化した事業の評価を十分に行っていない。そのため、例えば、1頭の雌牛から何頭の子牛が生産できているかなどを把握し、その傾向と他の様々な要因を考慮することで、本事業の効果の測定を試みるのも一案と考える【意見10】。

『16. 外山森林公園管理事業』、『17. 都南つどいの森管理事業』では、今後の効率的な修繕の観点から意見を記載した。

外山森林公園の開設年月日は平成3年6月、都南つどいの森の開設年月日は昭和53年11月と、開設から相当の年月が経過しており、修繕が必要な箇所が存在して

いる。そのため、修繕について、予算金額が限られている中で、過去の修繕履歴、現状の要修繕事項、今後の修繕見込みについて、優先順位を立て、計画的に修繕を進めるべきである。現状、過年度の修繕履歴、今後の修繕見込みについて、一覧表になっているものはないため、今後効率的な修繕を進めるために修繕履歴・見込み等を一覧表として作成することが望ましいと考える【意見 15, 19】。

『29. 岩洞体験農園管理運営事業』では、施設のより一層の活用の視点から意見を記載した。

菟川地域の農業振興の一環として、野菜やそば等の栽培による農業体験を通じた農村都市交流を促進することを目的として岩洞体験農園が設置されているが、令和3年度の利用区画数は18区画であり全42区画の半分程度の利用率である。設置趣旨である農村都市交流を促進するためにも、現在行われている市の広報誌での利用募集だけでなく、SNS 媒体等の活用による若い世代への周知促進や小中学校といった教育施設を通じた利用等についても検討する等、一層の活用を図られるべきであろう【意見 29】。

事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
1. いわて地域農業マスタープラン実践支援事業	意見 1	成果目標の設定根拠の提出について	32
4. 農地中間管理事業	意見 3	各地域の実態により即した目標値の設定について	51
10. 経営体育成支援事業	結果 9	目標達成状況報告書に記載された付加価値額の確認について	74
11. 家畜貸付事業	意見 10	事業の効果の測定方法について	79
16. 外山森林公園管理事業	意見 15	修繕履歴等の一覧表について	96
17. 都南つどいの森管理事業	意見 19	修繕履歴等の一覧表について	101
19. 林道管理事業	意見 22	林道除草業務の実績一覧表の作成について	107
20. カモシカ食害対策事業	意見 23	委託先が実際に作業に要した作業日数の把握について	109
21. マツクイムシ被害防止対策事業	意見 24	委託先が実際に作業に要した作業日数の把握について	112

事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
29. 岩洞体験農園管理運営事業	意見 29	広範囲にわたる周知活動について	142
30. 総合交流ターミナル管理事業	意見 30	コロナ下における経営の方向性について	146

### (3) 委託事業、補助事業について

今般の監査では監査対象事業として委託事業、補助事業が多数あったが、委託事業者の事業者選定、再委託の把握、補助金交付要領における補助限度額について以下の結果を記載した。

『15. 市有林造成事業』では、市有林除間伐作業委託、市有林搬出間伐作業委託を行なっているが、一者随意契約により盛岡広域森林組合が委託先となっていた。この一者随意契約は、令和3年度に限らず、従来から盛岡広域森林組合が委託先となっているが、作業内容は、通常の除間伐、搬出間伐であった。どの事業者でも実施可能な作業内容であれば、競争入札により事業の経済性を高めるべきではないだろうか【結果13】。ただし、監査期間中に、令和4年度の市有林除間伐作業委託については、指名競争入札により業者選定が進められていることを確認している。

今回の監査では、再委託に関する結果、意見も複数認められた。例えば、『21. マツクイムシ被害防止対策事業』では、松くい虫被害木駆除業務委託が、その1～その16まで区分して行われているが、一部の業務委託について再委託が行われており、市は再委託の事実を把握していない状況であった。業務委託契約約定で定めるとおり、再委託にあたって、委託先である盛岡広域森林組合は市の承諾を得る必要があるし、市としても再委託の把握漏れを防ぐ仕組みづくりが必要であろう【結果16】。

『31. 文京区学生と創るアグリイノベーション事業』では、公募型プロポーザル方式により事業者選定が行われていたが、その選定過程について次のような結果を記載した。

本事業では、各大学の学生がフィールドワーク等の調査研究や実施状況報告会等を行う際の旅行手配業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定が行われていたが、公募に際しては、大学ごとの各回参加人数に年間3回の開催日数を乗じた延105人の参加予定者数を前提としていたが、応募した3者のうち1者は、その人数によると業務委託契約の上限額を超過するとして、事業者側の要望により87

名に減じた人数にて積算して、その提案を認めている。結果的に採用されていないが、当該事業者も含めた審査が行われており、場合によっては選定されることもあり得た状況である。公募型プロポーザルにおいて、1者のみ条件を変更する取扱いは不公正であり、本来は、失格として取り扱うべきものであろう【結果 27】。

また、公募に際して、事業者から「学生・生徒旅客運賃割引証」(以下「学割」という。)の提出有無についての質問があったが、市は、現時点では確認できていない旨の回答をしており、結果として、1者は学割を適用した金額で委託料を積算し、2者は学割を適用しない金額で積算して申し込んでいる。市は、提案書類の審査にあたり、学割を適用した金額で積算した事業者については適用しない金額での委託料を参考に自ら試算し、学割を適用しない金額で積算した事業者については適用した金額での委託料を参考に試算し、審査に供している。しかし、あくまで委託料の提案金額は事業者が自己の責任で積算するものであり、提案書類を作成する前提として、学割を適用する(又はしない)金額での委託料に統一するか、双方の金額を提示するよう定め、事業者側の積算に基づく金額により審査すべきである【結果 28】。

『2. 畜産振興事業』では、本事業で交付されている盛岡市種雄牛管理事業費補助金、盛岡市肉用牛改良増殖事業費補助金、盛岡市ブロイラー価格安定対策事業費補助金について、補助限度額が補助金交付要領に記載されておらず、補助金の交付決定時に、市が補助限度額をその都度決定していた。補助金交付要領に補助限度額の記載がない場合、補助事業者が補助率の範囲内であれば無制限に補助金を受領できるとの誤解を与えかねない。よって、市は補助金交付要領に補助限度額を明記し、交付される補助金に上限があることを補助事業者に周知するべきである【結果 2】。

事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
2. 畜産振興事業	結果 2	補助金交付要領の補助限度額の記載について	39
3. 有害鳥獣対策事業	意見 2	電気柵設置補助金申請者の電気柵購入時の見積書取得について	48
7. 農業基盤整備事業	意見 4	農業用施設維持改良事業補助金の提出期限について	62
9. 食と農の連携推進事業	意見 6	業務委託における競争性の確保について	70
9. 食と農の連携推進事業	意見 7	再委託の把握について	71

事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
13. 木材需要拡大推進事業	結果 11	補助金に係る消費税等について	85
14. 森林適正管理推進事業	結果 12	補助金に係る消費税等について	87
15. 市有林造成事業	結果 13	委託先の選定について	90
18. 森林保全事業	結果 14	山火事防止広報業務の見積り依頼について	104
19. 林道管理事業	結果 15	路面補修等業務の写真について	105
19. 林道管理事業	意見 20	路面補修工事の作業報告書添付写真の日付について	106
21. マツクイムシ被害防止対策事業	結果 16	再委託の承諾について	112
22. 農地中間管理事業	結果 17	盛岡市機構集積協力金支給申請書の受領時期について	115
24. 農業基盤整備事業	結果 19	補助金に係る消費税等について	121
26. 地区振興センター等管理運営事業	結果 23	再委託の未承認について	131
27. 牧野管理運営事業	結果 25	盛岡市牧野衛生検査業務委託の仕様書の記載について	137
31. 文京区学生と創るアグリイノベーション事業	結果 27	公募条件から逸脱した提案の取扱いについて	149
31. 文京区学生と創るアグリイノベーション事業	結果 28	公募時における積算条件の統一について	151

#### (4) 指定管理者の管理運営について

施設の管理運営について、指定管理者制度により行われている施設があるが、指定管理者の管理運営に関して、物品の管理に関する事項、施設の収支決算書に関する事項について以下のような結果、意見を記載した。

『26. 地区振興センター等管理運営事業』は、姫神地区振興センター、農民研修センター、岩洞生活改善センターが、『30. 総合交流ターミナル管理事業』は、

ユートランド姫神が指定管理者により管理運営されているが、姫神地区振興センター、農民研修センター、岩洞生活改善センターについては、施設の市の所有に属する備品について、市の側で貸与物品リストが作成されておらず、従って指定管理者からの現在高報告もなされていなかった。また、ユートランド姫神については、市の側で貸与物品リストは作成されていたが、指定管理者からの現在高報告がなされていなかった。どちらの事案についても、備品の適切な管理の観点から、備品の現在高報告を求めるべきである【結果 22, 26】。

『16. 外山森林公園管理事業』、『17. 都南つどいの森管理事業』では、指定管理者が、市の所有に属する備品について、事業報告書に備品台帳を添付して、市に報告している。しかし、実際に備品の現物確認をしたか否かについて、備品台帳を確認しただけでは、判別ができない。取得年月日が相当古い備品が多くあり、備品の実在性を確認するためにも、備品の現物確認を1年に1回、指定管理者に依頼し、現物確認の結果を報告するように依頼することが必要ではないだろうか【意見 13, 17】。

また、備品台帳には配置場所や配置状況の記載がなく、取得年月日が相当古い備品が多くあることから、配置場所等の把握が困難な備品も多くあることが想定される。指定管理者が変わることもあり、備品の配置場所等の引継ぎが十分に行われない可能性もある。現物確認を容易にするためにも、備品台帳の摘要欄に配置場所を記載することを検討してもよいであろう【意見 14, 18】。

『28. 活性化センター管理運営事業』では、施設の収支決算書について意見を記載した。

町村活性化センターの収支決算書の旅費について、決算額が予算額を超えるため打ち切り決算となり、予算額と決算額が同額となっていた。この点、決算額が予算額を上回っているのであれば、その実態を正確に示すべく、打ち切り額でなく実際の発生額を収支決算書に記載し、翌年度の予算策定に役立てたり、経費節減の目標を立てたりすることが望まれる。予算と実績を比較し、乖離があればその分析を行うことに、収支決算書を作成する意義があるのではないだろうか。【意見 28】。

事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
16. 外山森林公園管理事業	意見 12	施設利用者の意見収集について	93
16. 外山森林公園管理事業	意見 13	備品の現物確認について	95



事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
16. 外山森林公園管理事業	意見 14	備品台帳について	96
17. 都南つどいの森管理事業	意見 16	施設利用者の意見収集について	98
17. 都南つどいの森管理事業	意見 17	備品の現物確認について	100
17. 都南つどいの森管理事業	意見 18	備品台帳について	101
26. 地区振興センター等管理運営事業	結果 22	物品の維持管理について	130
28. 活性化センター管理運営事業	意見 27	業務計画書上の予算額と収支決算書上の予算額の不一致について	139
28. 活性化センター管理運営事業	意見 28	決算数値の正確性について	140
30. 総合交流ターミナル管理事業	結果 26	物品の維持管理について	145

## 第5章 外部監査の結果及び意見（各論）

### I 農政課

#### 1. いわて地域農業マスタープラン実践支援事業

##### （1）事業の概要

事業の名称	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業		
所管部署	農政課		
事業開始年度	平成 25 年度		
事業の内容	地域農業マスタープランに中心経営体として位置付けられた法人、中心経営体で構成する団体、リーディング経営体候補者等に対し、施設・機械の整備、圃場改良等に要する経費の一部を補助（盛岡市いわて地域農業マスタープラン実践支援事業補助金）することにより、園芸、畜産等の中心経営体の育成及び確保並びに地域資源を活用した 6 次産業化の取組を支援するものである。		
財源	対象事業者等への補助金交付額の 2/3 が岩手県のいわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金として盛岡市に交付されており、1/3 が市の負担である。		
関連する指標	該当なし		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額(千円)	5,605	6,000	5,280
決算額(千円)	4,383	5,390	3,505
交付件数	2	2	1

#### ① 地域農業マスタープランについて

地域農業マスタープランは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、市町村内の適切と認める区域ごとに、当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、協議の結果を取りまとめたものである。

地域の高齢化や農業の担い手不足が懸念される中、5 年後、10 年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのか、地域の話し合いに基づき、とりまとめる

プランである。地域農業の担い手を「中心となる経営体」と呼び、農地の集積計画や利用図を作成し、地域における将来的な農地利用の「設計図」を描いていくものであり、盛岡市においては、平成 24 年度から平成 25 年度にかけ、市街化区域を除く全域で 10 地区のプランが作成されている。

【図表 盛岡市における地域農業マスタープランの作成地区】

1	巻堀地区	6	厨川地区
2	渋民地区	7	太田地区
3	玉山地区	8	本三地区
4	藪川地区	9	越場・下鹿妻地区
5	(盛岡) 東部地区	10	都南地区

(出所:盛岡市ウェブサイト「地域農業マスタープラン(人・農地プラン)」)

## ② 盛岡市いわて地域農業マスタープラン実践支援事業補助金について

盛岡市いわて地域農業マスタープラン実践支援事業補助金は、地域農業マスタープランの実現に向け、中心経営体で構成される団体などが機械導入や施設整備などを行う際の経費に対して、その一部を助成するものである。

いわて地域農業マスタープラン実践支援事業及び同補助金に関する詳細は、県の「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業実施要領」(以下「マスタープラン実践支援事業実施要領」という。)及び「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金交付要綱」等に定められている。また、市でも、「盛岡市いわて地域農業マスタープラン実践支援事業補助金交付要綱」において、補助金の交付対象、補助額及び申請手続等を定めている。

## ③ 令和 3 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 3 年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	3,505	盛岡市いわて地域農業マスタープラン実践支援事業補助金
合計	3,505	

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果 1】実施計画書の添付資料の不足について

いわて地域農業マスタープラン実践支援事業の対象となる事業実施主体は、マスタープラン実践支援事業実施要領に定められており、令和 3 年度の補助金交付団体

である観音堂共同防除組合は、「中心経営体等で組織する団体(3戸以上の農家で組織され、かつ、中心経営体が過半数を占める団体)」に該当するものとされている。

いわて地域農業マスタープラン実践支援事業補助金の交付を受けるに際して、事業実施主体は、マスタープラン実践支援事業実施要領に基づき、実施計画書及び事業評価表を作成し市町村長に提出するものとされており、その際、「事業実施主体の定款又は規約等、組合員の状況がわかる資料の写し」を事業実施計画書に添付する旨が、様式に記載されている。

## 7 添付資料

### (3) 事業実施主体の定款又は規約等、組合員の状況がわかる資料の写し

(出所:いわて地域農業マスタープラン実践支援事業実施要領 様式第1号)

一方、観音堂共同防除組合から提出された実施計画書には団体の規約が添付されているものの、組合員に関する記載はなく、提出資料の上では、事業実施主体に該当する団体か判断することはできない。市は聴き取りにて、当該組合が中心経営体である認定農業者3名から構成されていることを確認したとのことであり、今回の監査において、あらためて市が組合から徴取した組合員名簿により要件を充足していることは確認できた。

しかし、添付書類としての定款又は規約等は例示であり、本来、申請した団体等が事業実施主体に該当することを示す資料の写しを求めているものである。今後、申請者からの提出資料を慎重に確認し、必要な場合には、事業実施主体に該当することを明確に示す資料の添付を徹底するよう申請者に求める必要がある。

### 【意見1】成果目標の設定根拠の提出について

いわて地域農業マスタープラン実践支援事業は、担い手育成型と6次産業化型とに区分され、令和3年度の補助金に交付された対象事業は担い手育成型に該当する。また、マスタープラン実践支援事業実施要領において、担い手育成型は補助金の交付を受けた上での成果目標(必須目標及び任意目標)を設定することが定められている。

観音堂共同防除組合は、りんご栽培時における病虫害防除効果のための薬剤散布用スピードスプレーヤーの購入費の一部について助成を求めるものであり、必須目標として「販売量の増加」を、任意目標として「販売額の増加」を採用している。一方、提出された実施計画書には、各項目について現状値、目標値及び向上率等が記載されているが、特にその根拠資料等は添付されていない。

市は、事業実施主体である観音堂共同防除組合が岩手中央農業協同組合のりんご部会に所属していることから、当該農業協同組合を通じて算出した数値が記載され

ているとして、それをもって妥当なもの判断しているが、あくまで市が補助金の交付主体であり、現状値や目標値等の妥当性を検証し得るよう、成果目標に関する数値の根拠資料についても提出を求めることが望ましい。

【図表 実施計画書における成果目標等】

種別	項目	現状値	目標値	向上率
必須	販売量の増加	64.5t	67.8t	5.1%
任意	販売額の増加	19,963 千円	20,962 千円	5.0%

(出所:市提出資料)

## 2. 畜産振興事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	畜産振興事業		
所管部署	農政課		
事業開始年度	平成 18 年度		
事業の内容	安定的かつ効率的な畜産経営を実現するため、各種補助事業等を実施し、市の畜産振興を図る。		
財源	ブロイラー価格安定対策事業、短角牛生産対策事業、短角牛振興事業、短角牛肥育支援金は、農林業振興基金を財源とし、その他は市の一般財源。		
関連する指標	該当なし		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額(千円)	9,846	8,934	11,684
決算額(千円)	8,168	14,275	10,132
交付件数	10	10	12

#### ① 畜産振興事業について

本事業は、主に種雄牛管理事業、肉用牛改良増殖事業、ブロイラー価格安定対策事業、短角牛生産対策事業、もりおか短角牛振興事業、もりおか短角牛肥育経営安定化対策事業等から構成されており、これらの事業に対して以下の補助金が交付される。

#### ア. 盛岡市種雄牛管理事業費補助金

本補助金は、市営牧野で本交用に供用する種雄牛の共同集中管理をすることにより、管理経費の削減と放牧事業の効率化を図るため、盛岡市短角牛生産組合が種雄牛の飼養管理事業を行う場合に要する経費に対し交付される。

対象事業	飼養管理が対象となり、次に掲げる作業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・種雄牛への給餌</li> <li>・牧草等の飼料の手配管理</li> <li>・牛舎等の飼養環境の整備及びそれに係る農具等の手配</li> <li>・種雄牛の健康状態の管理及び獣医診療等の手配</li> <li>・市営牧野への種雄牛の運搬等の手配</li> <li>・種雄牛の導入、廃用に係る運搬等の手配</li> <li>・種雄牛管理及び放牧計画等に係る会議</li> </ul>
------	--

事業期間	令和3年度内に着手及び完了するもの
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養管理に係る作業委託費</li> <li>・飼養に必要と認められる飼料の購入費</li> <li>・種雄牛の移動に必要と認められる運搬費等の経費</li> <li>・牛舎等の整備等に必要と認められる資材又は備品購入費等の経費</li> <li>・種雄牛の健康管理に必要と認められる診療費等の経費</li> <li>・会議開催に係る施設費等の事務費及び講師料等の経費</li> </ul>
補助率	対象経費の100分の45に相当する額以内の額
限度額	補助金交付要領に記載なし

(出所:盛岡市種雄牛管理事業費補助金交付要領)

#### イ. 盛岡市肉用牛改良増殖事業費補助金(岩手中央農業協同組合)

本補助金は、高品質牛の増産とコスト低減を図るため、岩手中央農業協同組合が受精卵移植を行う場合に要する経費に対し交付される。

対象事業	優良な雄と雌から優良な遺伝子を持った子畜を多数生産するため、人工授精済みの優良な雌牛から採取した受精卵を、繁殖雌牛に移植する受精卵移植に係る事業
事業期間	令和3年度内に着手及び完了するもの
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受精卵の購入費</li> <li>・受精卵移植を行うための器具の購入費</li> <li>・受精卵移植作業に係る獣医師又は人工授精師の技術料</li> </ul>
補助率	対象経費を合計した額の100分の45以内
限度額	補助金交付要領に記載なし

(出所:盛岡市肉用牛改良増殖事業費補助金交付要領)

#### ウ. 盛岡市肉用牛改良増殖事業費補助金(盛岡市和牛改良組合)

本補助金は、管内の和牛改良増殖を図るため、盛岡市和牛改良組合が優良子牛の地域内保留を進め、計画交配を実施し、組合員の知識を高める研修会を実施する場合に要する経費に対し交付される。

対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡地域で優良な繁殖雌牛から生まれた雌の子牛を、地域内の繁殖農家が導入し飼育する又は自家保留し飼育する地域内保留</li> <li>・優良な種雄牛と、繁殖農家の飼養する繁殖雌牛を交配させることで、遺伝的能力の高い黒毛和種の生産の改良増殖を図る計画交配</li> <li>・公益社団法人全国和牛登録協会の登録規定に定められた資格条件を満たした牛を繁殖雌牛として登録</li> </ul>
事業期間	令和3年度内に着手及び完了するもの

対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繁殖雌牛として飼育する子牛の導入、又は自家保留の奨励費</li> <li>・一定の資格条件を満たした繁殖雌牛としての登録料</li> <li>・繁殖技術を向上させるための研修会に係る講師料及び会場費</li> <li>・計画交配を行うために必要と認められる材料費及び技術料</li> <li>・事務に係る通信費、消耗品費及び手数料</li> </ul>
補助率	対象経費を合計した額の 100 分の 45 以内
限度額	補助金交付要領に記載なし

(出所:盛岡市肉用牛改良増殖事業費補助金交付要領)

#### エ. 盛岡市ブロイラー価格安定対策事業費補助金

本補助金は、ブロイラー生産及び経営の安定を図るため、岩手県チキン協同組合が岩手県ブロイラー価格安定対策事業の生産者積立金の一部を負担する場合の経費に対し交付される。

対象事業	公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会(以下「基金協会」という。)がブロイラー生産農家の経営安定を図るため、東京荷受市場におけるブロイラーの指標価格が保証基準価格を下回った場合に差額の補填金を生産者に交付する基金事業
事業期間	令和3年度内に着手及び完了するもの
対象経費	基金協会が補填金の交付に充てるための積立てを行う場合に要する生産者積立金(積立金単価に当該年度の年次契約羽数を乗じた額)の8分の7に相当する経費
補助率	対象経費の14分の1に相当する額以内
限度額	補助金交付要領に記載なし

(出所:盛岡市ブロイラー価格安定対策事業費補助金交付要領)

#### オ. 盛岡市短角牛生産対策事業費補助金

本補助金は、短角牛の生産振興を図るため、農業協同組合(岩手中央農業協同組合及び新岩手農業協同組合)が、短角牛の繁殖雌牛の保留又は導入を行う場合に経費補助を必要とするもの(以下「経費補助対象者」という。)に補助する場合に対し交付される。

対象事業	自家で生まれた子牛を販売せず、子牛を産ませるために飼養された繁殖雌牛として飼養する場合や、新たに家畜市場で繁殖雌牛を購入して実施する事業
事業期間	令和3年度内に着手及び完了するもの
対象経費	・岩手中央農業協同組合又は新岩手農業協同組合が、経費補助対象者に対して短角牛の保留又は導入を補助するために要する飼育費及び動物購入費
限度額	岩手中央農業協同組合に対しては補助対象経費の合計額の140,000円以内



	の額、新岩手農業協同組合に対しては補助対象経費の合計額の 200,000 円以内の額(いずれも 1 頭当たり 40,000 円以内の額)
--	--

(出所:盛岡市短角牛生産対策事業費補助金交付要領)

#### カ. もりおか短角牛振興事業費補助金

本補助金は、もりおか短角牛の振興を図るため、もりおか短角牛振興協議会がもりおか短角牛の消費の拡大に関する事業を行う場合に要する経費に対し交付される。

対象事業	以下の基準を満たすもりおか短角牛の PR 活動等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡市内で出生していること</li> <li>・原則として自然交配により出生していること</li> <li>・盛岡市内(区界牧野を含む)の牧草地で 4 ヶ月以上育てられていること</li> <li>・盛岡市内の牛舎で育成されていること</li> <li>・生理活性化物質(ホルモン剤)等を含まない配合飼料で育成されていること</li> <li>・給与された飼料が明らかであること</li> <li>・使用した動物性医薬品が明らかであること</li> <li>・出生から出荷まで生産者及び生育場所が明らかであること</li> </ul>
事業期間	令和 3 年度内に着手及び完了するもの
対象経費	もりおか短角牛振興協議会が、もりおか短角牛 PR 活動(もりおか短角牛フェア等)を実施する場合に必要と認められる報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、その他需用費
限度額	補助対象経費の合計額の 300,000 円以内の額

(出所:もりおか短角牛振興事業費補助金交付要領)

#### キ. 盛岡市もりおか短角牛肥育経営安定化対策事業費補助金

本補助金は、もりおか短角牛の生産の振興を図るため、畜産業者がもりおか短角牛として肥育をするためにもと畜を購入する場合に要する経費に対し交付される。

対象事業	もりおか短角牛とは、家畜登録機関(家畜改良増殖法第 32 条の 9 第 3 項に規定する家畜登録機関をいう)により日本短角種に属するものとして登録されている牛であって、以下の基準を満たすもりおか短角牛のもと畜購入を対象事業としている。(もと畜とは、食肉の生産を目的として肥育をする前の子牛であって、市の区域内で生まれたものであること、原則として自然交配により生まれたものであること、市の区域内(区界牧野を含む)の牧草地で 4 ヶ月以上育てられていること、の要件を満たすものをいう) <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の区域内で生まれたものであること</li> <li>・原則として自然交配により生まれたものであること</li> <li>・市の区域内(区界牧野を含む)の牧草地で 4 ヶ月以上育てられていること</li> </ul>
------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の区域内の牛舎で育成されていること</li> <li>・ホルモン剤等を含まない配合飼料を与えられて育てられていること</li> <li>・与えられた飼料が明らかであること</li> <li>・投与された動物性医薬品が明らかであること</li> <li>・出生から出荷までの間において誰がどこで育てたのかが明らかであること</li> </ul>
事業期間	令和3年度内に着手及び完了するもの
対象経費	もと畜の購入費
補助率	もと畜1頭につき当該経費のうち15万円を超える部分の額の5分の4に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
限度額	上記補助率で計算された金額が25万円を超えるときは、25万円を限度とする。

(出所:盛岡市もりおか短角牛肥育経営安定化対策事業費補助金交付要領)

#### ク. 盛岡市もりおか短角牛肥育支援金

本支援金は、もりおか短角牛を肥育する期間の長期化に伴う経済的負担が増加した畜産業者に対し、経営の安定と営農の意欲の喚起を図ることを目的として交付される。

対象事業	<p>もりおか短角牛であって、以下の基準を満たすもりおか短角牛の肥育期間の長期化に伴う経済的負担を軽減するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の区域内で生まれたものであること</li> <li>・原則として自然交配により生まれたものであること</li> <li>・市の区域内(区界牧野を含む)の牧草地で4ヶ月以上育てられていること</li> <li>・市の区域内の牛舎で育成されていること</li> <li>・ホルモン剤等を含まない配合飼料を与えられて育てられていること</li> <li>・与えられた飼料が明らかであること</li> <li>・投与された動物性医薬品が明らかであること</li> <li>・出生から出荷までの間において誰がどこで育てたのかが明らかであること</li> </ul>
事業期間	令和3年度内に着手及び完了するもの
支給金額	支援金の額は、月齢が満24月を超えて売却されたもりおか短角牛1頭につき、当該もりおか短角牛を売却した時の月齢から24を減じた月数に1万円を乗じて得た額とする。

(出所:盛岡市もりおか短角牛肥育支援金支給要綱)

## ② 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	130	各種共進会等の副賞
旅費	14	研修等の旅費
需用費	12	畜産関連月刊誌購読料
委託料	1,749	馬事文化伝承モニユメント整備事業
負担金、補助及び交付金	8,227	各団体等への負担金、補助金
合計	10,132	

### (2) 監査の結果及び意見

#### 【結果2】補助金交付要領の補助限度額の記載について

畜産振興事業に係る盛岡市種雄牛管理事業費補助金、盛岡市肉用牛改良増殖事業費補助金、盛岡市ブロイラー価格安定対策事業費補助金について、以下のように補助金が交付されている。

#### 盛岡市種雄牛管理事業費補助金交付状況

補助事業者	交付決定額	補助率	補助限度額
盛岡市短角牛生産組合	910,000円	事業費2,030,000円の100分の45以内。	910,000円※

※補助金交付要領に補助限度額の規定はないが、交付決定時に市が補助限度額を定めている。

#### 盛岡市肉用牛改良増殖事業費補助金交付状況

補助事業者	交付決定額	補助率	補助限度額
岩手中央農業協同組合	208,000円	事業費616,000円の100分の45以内。	208,000円※
盛岡市和牛改良組合	740,000円	事業費2,820,000円の100分の45以内。	740,000円※

※補助金交付要領に補助限度額の規定はないが、交付決定時に市が補助限度額を定めている。

#### 盛岡市ブロイラー価格安定対策事業費補助金交付状況

補助事業者	交付決定額	補助率	補助限度額
岩手県チキン協同組合	1,185,000円	事業費18,960,000円の8分の7の額の14分の1以内。	1,185,000円※

※補助金交付要領に補助限度額の規定はないが、交付決定時に市が補助限度額を定めている。

これらの補助金は、補助事業者が必要とする経費のうち補助対象となる経費や補助率は補助金交付要領に記載され、これに基づき計算され交付されている。しかしながら、補助限度額が補助金交付要領に記載されておらず、実務上、補助金の交付決定時に、市が補助限度額を都度決定している。仮に補助金交付要領に補助限度額の記載がない場合、補助事業者が補助率の範囲内であれば無制限に補助金を受領できるとの誤解を与えかねない。よって、市は補助金交付要領に補助限度額を明記し、交付される補助金に上限があることを補助事業者に周知するべきである。

**【結果 3】 補助事業者が作成する収支決算書の市における確認について**

補助事業者は、補助事業が完了したときに、補助事業完了報告書に要綱等で定める書類を添付して市に提出することとされており、添付書類の一つに下記のとおり「収支決算書」がある。

**【盛岡市補助金交付規則より一部抜粋】**

第 14 条  
 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業完了報告書に要綱等で定める書類を添えて、要綱等で定める期日までに市長に提出しなければならない。

**【もりおか短角牛振興事業費補助金交付要領より一部抜粋】**

別表(第 6 関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第 14 条	1 補助事業完了報告書	1 部	別に定める
	2 事業実績書	1 部	
	3 収支決算書	1 部	
	4 経費に係る領収書等の写し	1 部	
	5 その他市長が必要と認める書類	1 部	

【盛岡市短角牛生産対策事業費補助金交付要領より一部抜粋】

別表(第6関係)			
条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第14条	1 補助事業完了報告書	1部	完了から30
	2 事業実績書	1部	日以内又は
	3 収支決算書	1部	完了した日
	4 子牛登記の写し	1部	の属する年
	5 家畜購買票又は家畜引出(取引)証の写し		度の3月31
	6 その他市長が必要と認める書類		日までのい
			ずれかの早
			い日

収支決算書は、補助事業者が実施した収入、支出、補助対象経費等を市が把握するための重要な書類であり、補助事業者による適切な作成が必要である。しかしながら、下記の2事業者から提出された収支決算書は、収入合計から支出合計を差し引いた歳入歳出差引残額が0円と記載されていたが、収入合計と支出合計は一致しておらず、明らかな収支決算書の記載誤りと考えられる。

もりおか短角牛振興事業費補助金に係る補助事業者から提出された収支決算書

収支決算書				
1 収入の部		(単位:円)		
収入の種類	予算額	決算額	備考	
自己負担額	85,700	76,618		
盛岡市農業振興連絡協議会補助金	250,000	250,000		
盛岡市補助金	300,000	300,000		
収入合計	635,700	<b>626,618</b>		
2 支出の部		(単位:円)		
項目	予算額	決算額	左のうち盛岡市補助金充当額	備考
報償費	160,700	86,600		顧問料、フェア景品代
印刷製本費	173,000	135,630		フェアパンフ・ポスター等
広報活動費	258,000	265,265		広報関係費
事務費	44,000	66,390		消耗品費・通信運搬費等
支出合計	635,700	<b>553,885</b>	300,000	
歳入歳出差引残額	—	<u>0</u>	—	—

盛岡市短角牛生産対策事業費補助金に係る補助事業者から提出された収支決算書

収支決算書				
1 収入の部				(単位:円)
収入の種類	予算額	決算額	備考	
自己負担額	1,960,000	1,703,000	6 頭	
盛岡市補助金	140,000	140,000		
収入合計	2,100,000	<b>1,563,000</b>		
2 支出の部				(単位:円)
項目	予算額	決算額	左のうち盛岡市 補助金充当額	備考
繁殖雌牛導入	2,100,000	1,395,000	115,000	高館 子牛 3 頭 経産 2
		308,000	25,000	赤坂 子牛 1 頭
支出合計	2,100,000	<b>1,703,000</b>	140,000	
歳入歳出差引残額	—	<b>0</b>	—	—

収支決算書は、補助事業者が実施した事業における収入、支出、補助対象経費等を市が正確に把握し、補助金の交付決定を行う過程において重要な書類である。そのため、市は収支決算書の内容に誤りがないかを十分に確認し、仮に記載誤りが発見された場合には、補助事業者に適時に修正するよう指導する必要がある。

### 3. 有害鳥獣対策事業

#### (1) 事業の概要

事業の名称	有害鳥獣対策事業		
所管部署	農政課		
事業開始年度	平成 18 年度		
事業の内容	この事業は、有害鳥獣による農作物被害及び人身被害を防止するため、市が任用した鳥獣被害対策実施隊員が、有害鳥獣の追い払いや、捕獲活動を実施するものである。また、農協が行う農作物有害鳥獣対策事業のほか、農作物被害防止のための電気柵設置、新規狩猟者の確保に向けた狩猟免許取得に係る費用の一部を補助している。		
財源	農作物有害鳥獣対策事業費補助の一部及び電気柵設置費補助については、農林業振興基金を財源とし、その他は市の一般財源。		
関連する指標	該当なし		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額(千円)	12,771	4,270	4,069
決算額(千円)	13,233	4,445	3,982
交付件数	13	12	17

#### ① 有害鳥獣対策事業について

##### ア. 有害鳥獣の種類、被害状況、被害削減目標

市は有害鳥獣による農作物被害及び人身被害を防止するため、盛岡市鳥獣被害防止計画を策定し、対象鳥獣の捕獲、防除対策の推進、新たな捕獲の担い手の発掘・育成等を実施している。盛岡市鳥獣被害防止計画で策定された対象鳥獣、地域、被害状況等の主な内容は以下のとおりである。

##### i 対象鳥獣の種類及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンジカ、カラス、スズメ、カルガモ、ムクドリ、ヒヨドリ、キジバト、ドバト、ハクビシン、ニホンザル、イノシシ、タヌキ、キツネ、アナグマ、アライグマ
対象地域	盛岡市全域

ii 被害金額の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被害面積	5,776.5a	5,528.2a	5,582.9a
被害金額	37,827.4 千円	40,428.5 千円	43,850.0 千円

iii 被害の軽減目標

対象鳥獣	現状値(令和3年度)		目標値(令和3年度)	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ツキノワグマ	5,355.9 千円	320a	6,615.1 千円	1,432.3a 10 箱
ニホンジカ	16,075.1 千円	1,232.5a	5,620.2 千円	646.0a
カラス	10,076 千円	1,200.4a	8,290.3 千円	890.6a 45 袋
スズメ	660 千円	60.1a	510.0 千円	47.0a
カルガモ	2,510 千円	228.4a	2,129.4 千円	196.2a
ムクドリ	2,717 千円	69.8a	2,520.0 千円	46.4a
ヒヨドリ	2,717 千円	69.8a	2,520.0 千円	46.4a
キジバト・ドバト	1,500 千円	2,300.9a	1,710.0 千円	1,529.5a
ハクビシン	723.8 千円	21a	24.8 千円	1.0a
ニホンザル	被害なし	被害なし	0 千円	0a
イノシシ	1,130.8 千円	75a	189.1 千円	72.3a
タヌキ	263.4 千円	4a	0 千円	0a
キツネ	121 千円	1a	0 千円	0a
合計	43,850.0 千円	5,582.9a	30,128.9 千円	4,907.7a

(出所:農政課作成資料)

イ. 具体的な対策事業

i .対象鳥獣の捕獲

鳥獣被害対策実施隊によるわな・銃器による適正な捕獲を推進する。また、盛岡広域鳥獣被害対策連絡会や平成30年度に発足した盛岡広域鳥獣被害防止6対策協議会等との広域連携により、効果的な捕獲方法の研究、広域捕獲の推進及び捕獲従事者の負担軽減に資する捕獲個体処理方法の研究を進める。

なお、具体的な取り組みとして、対象鳥獣の捕獲等にあたり以下の者に対して補助金を交付している。



対象事業	岩手中央農業協同組合及び盛岡猟友会が実施する有害鳥獣の捕獲及び巡回指導、その他の事業
対象者	岩手中央農業協同組合 (岩手中央農業協同組合が当該業務を盛岡猟友会に委託している)
事業期間	令和3年度内に着手及び完了する事業
対象経費	岩手中央農業協同組合が盛岡地区及び都南地区において実施する野生の鳥獣による農作物被害を防止するために必要と認められる委託料、人件費、燃料費、その他消耗品の購入費
限度額	補助対象経費の合計額の1,000,000円以内
交付金額	1,000,000円

(出所:盛岡市農作物有害鳥獣対策事業費補助金交付要領より抜粋)

また、上記以外にも、盛岡猟友会からの推薦を受け、市長が任命した67名の鳥獣被害対策実施隊が野生鳥獣の捕獲や被害調査、注意喚起などをしており、令和3年度において781,950円の報酬が支払われている。

## ii. 地域おこし協力隊の活用

令和元年度から導入している「地域おこし協力隊」を活用し、自らが捕獲の担い手となるとともに、地域ぐるみの被害防除体制の確立に向け支援を行う。また、先進的な取組を、他の地域へ波及させる。

## iii. 防除対策の推進

被害が多発している地域において、定期的な緩衝帯の整備や、大学等研究機関との連携による対象鳥獣の効果的な追い払い方法の研究を進める。また、国や市の補助事業を促進し、被害地域の状況に応じた、電気柵等の侵入防止柵の設置やICTを活用した対策などを進めるとともに、鳥獣被害対策の研修会の実施などソフト面での対策の充実を図る。

なお、電気柵設置に関しては、以下の補助金を交付している。

補助金名	盛岡市電気柵設置費補助金
事業期間	令和3年度内に着手及び完了する事業
対象経費	電気柵の設置に要する資材の購入費
補助率	1/3以内の額
限度額	10万円
交付者数	6者
交付金額	470,000円

(出所:盛岡市電気柵設置費補助金交付要綱より抜粋)

iv. 新たな捕獲の担い手の確保・育成

市単独の新規狩猟免許取得補助事業の実施やベテランハンターと新規ハンターとの交流会等を開催し、担い手の確保と定着を推進するとともに、矢巾総合射撃場を活用して、捕獲従事者の更なる技術の向上を推進する。

なお、狩猟免許取得費に関しては以下の補助金を交付している。

補助金名	盛岡市狩猟免許取得費補助金
事業期間	令和3年度内に着手及び完了するもの
対象経費	・狩猟免許の申請に要する手数料 ・医師の診断書の作成に要する費用 ・狩猟者登録の申請に要する手数料
補助率	1/2 以内の額
限度額	5,200 円
交付者数	10 者
交付金額	45,550 円

(出所:盛岡市狩猟免許取得費補助金交付要綱より抜粋)

v. ICT を活用した総合的な鳥獣被害対策

捕獲従事者の負担軽減や捕獲実施区域の広域化、効率的な捕獲に資する ICT 機材を導入し、捕獲効率を上げるとともに、出没や捕獲情報等を集約したデータを分析し、効果的な鳥獣被害対策につなげる。また、データを農業者や市民に発信し、自衛意識の向上、被害の予防につなげる。

② 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	1,586	鳥獣被害対策実施隊員報酬、活動賃金等
職員手当等	53	会計年度任用職員期末手当
共済費	132	会計年度任用職員社会保険料
旅費	27	会計年度任用職員通勤手当
需要費	225	消耗品、物品修繕、被服
委託料	208	捕獲クマ麻酔処置業務
負担金、補助及び交付金	1,751	電気柵設置費補助、新規狩猟免許取得費補助等

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
合計	3,982	

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果4】 ツキノワグマ捕獲許可の腕章紛失に対する対策について

ツキノワグマをはじめとする鳥獣対策のため、狩猟者は県から鳥獣捕獲等の許可を受ける必要がある。一定の要件を満たした者には、狩猟捕獲等の許可に関する許可証、従事者証及び腕章が交付され、捕獲等の実施にあたってはこれらを携帯及び着用することが義務付けられている。これらの取り扱いについて以下のように岩手県盛岡広域振興局長より通知されている。

【鳥獣捕獲等許可について(通知) 盛広保第 7078-8 号 令和3年4月26日より一部抜粋】

(留意事項)

10 捕獲等の実施に当たっては、許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を着用すること。また、責任者を定めるとともに指導監督の適正を期すため、従事者についてそれぞれが行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに鳥獣捕獲等従事者台帳を整備すること。

11(省略)

12 許可証、従事者証及び腕章は、許可期間満了後30日以内に返納すること。

市では、約70名の鳥獣被害対策実施隊が捕獲等を実施しているが、そのうち6名からツキノワグマの捕獲許可に係る腕章を紛失した旨の届出があった。上記の岩手県盛岡広域振興局長からの通知によると、本来、腕章は許可期間満了後30日以内に返納する必要がある。仮に腕章が返却されず紛失・盗難に至った場合、捕獲許可を取得していない者が腕章を悪意で使用する可能性がある。そのため、腕章の管理については、狩猟者が厳重に実施することは勿論のこと、市も管理状況を十分に確認することが求められるが、市は紛失に至った原因の分析や再発防止策の策定を十分に行っていない。よって、腕章の紛失に至った原因を紛失届出者にヒアリングするなどの原因追及を行い、その情報を市で共有するとともに、市は腕章の紛失を防止するための具体的な方針を策定し、狩猟者に周知させるべきである。

## **【意見 2】 電気柵設置補助金申請者の電気柵購入時の見積書取得について**

電気柵設置補助金申請者は、電気柵購入先事業者から見積書を入手し、当該補助金申請時に添付している。市は、補助金申請者が事業者から電気柵を購入する際には相見積もりをするなど、複数から見積書を入手し、販売価額が安価な事業者から購入するように口頭で伝えている。実際、電気柵を取り扱う業者数が限られているため、複数から見積書を入手することが難しい可能性もあるが、補助金申請者がそれを実施しているかを市は十分に確認していない。仮に相見積もりができる場合には、より安価で同一品質の電気柵を購入できる可能性がある。よって、市は複数から見積書を入手しているかを補助金申請者に確認するとともに、1者からのみ見積書を入手している補助金申請者がいる場合には複数から見積書を入手するよう指導することが望ましいと考える。

## 4. 農地中間管理事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	農地中間管理事業		
所管部署	農政課		
事業開始年度	平成 22 年度		
事業の内容	<p>地域農業マスタープランを基本に据え、農地中間管理機構である公益社団法人岩手県農業公社が農地の中間的受け皿となり、所有者から農地を借り受け、担い手農家(認定農業者)などにまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けることにより、農地の集積・集約化を進めていく事業である。</p> <p>農地中間管理機構が農地の借受け・貸付け、管理、基盤整備等による利用条件の改善を行うが、このうち、借受け・貸付けの事務については、市町村が、農地中間管理機構からの委託を受けて事務を行う。</p> <p>また、農地の集積・集約化を進めるための支援として、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化を行った農業者や地域に対して、国の農地集積・集約化対策事業実施要綱に基づき、「機構集積協力金」を交付している。盛岡市機構集積協力金支給要綱には、地域集積協力金(集積タイプ、集約化タイプ)及び経営転換協力金が規定されており、それぞれの要件を満たした場合に、農業者や地域に対して交付される。</p>		
財源	機構集積協力金は、その全額が国の負担であり、その他の経費は市の一般財源である。		
関連する指標	「② 農用地集積化の状況について」に記載のとおり		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額(千円)	9,987	8,179	10,149
決算額(千円)	8,000	8,198	7,695
交付件数	27 戸、1 地域	29 戸、2 地域	30 戸

#### ① 機構集積協力金について

機構集積協力金は、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積及び分

散した農地の面的集積を推進することを目的として、農業者に対して機構集積協力を金を交付するものである。

機構集積協力の金の詳細は、国の「農地集積・集約化対策事業実施要綱」等に定められているが、市においても、「盛岡市機構集積協力の金支給要綱」により、支給要件、支給対象者、支給の額及び申請手続等を定めている。

盛岡市機構集積協力の金支給要綱においては、機構集積協力の金は、地域集積協力の金(集積タイプ、集約化タイプ)と経営転換協力の金とに区分され、このうち、令和3年度に交付したものは全て経営転換協力の金である。

## ② 農用地集積化の状況について

市は、「盛岡市総合計画 実施計画(2022-2024)」において、農用地の利用集積面積を「まちづくり指標」の一つに位置付けており、認定就農者などの農用地利用面積を、令和6年度までに4,581haとすることを目標に掲げている。

また、令和3年3月に策定した「もりおか農業・農村振興ビジョン2030」において、農用地の利用集積率を令和12年度に80.0%とすることを目標に掲げている。

【図表 農用地の利用集積面積及び利用集積率】

区分	目標値	実績値
農用地の利用集積面積	令和6年度:4,581ha	令和2年度:3,730ha
農用地の利用集積率	令和12年度:80.0%	令和2年度:43.0%

(注)農用地の利用集積率＝認定就農者などの利用面積／農地面積全体

(出所:「盛岡市総合計画 実施計画(2022-2024)」、「もりおか農業・農村振興ビジョン2030」)

## ③ 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	4,096	会計年度任用職員の給与
共済費	633	会計年度任用職員の社会保険料
旅費	156	会計年度任用職員の通勤手当等
需用費	18	消耗品費購入
使用料及び賃借料	14	複写機使用料
負担金、補助及び交付金	2,442	経営転換協力の金(30戸)
償還金、利子及び割引料	336	平成27年度機構集積協力の金交付事業補助金の返還金
合計	7,695	

## **(2) 監査の結果及び意見**

### **【意見3】各地域の実態により即した目標値の設定について**

市は、「もりおか農業・農村振興ビジョン2030」において、10年後の目指す姿として、農用地の利用集積率を令和12年までに80.0%とすることを掲げ取り組んでいるが、令和3年時点では44%程度にとどまっている。

一方、同ビジョンにおいて「農地集積が困難な中山間地域については、農地集積率の算定方法を検討」する旨を掲げているものの、監査時点においては、未だ検討段階である。

現時点においては令和12年度に集積率80%を目指すとしても、中山間地域とその他の地域とでは農用地集積の困難性等に大きな差があるところである。また、農業・農村振興のためには、多様な担い手の農業への参入も重要な要素であることから、その点も踏まえて、各地域の地理的条件や土地利用の実態等に応じた集積率の算定方法や地域別の目標値の設定等について、早期の具体化を図られたい。

## 5. 中山間地域等直接支払事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	中山間地域等直接支払事業		
所管部署	農政課		
事業開始年度	平成 12 年度		
事業の内容	生産条件の不利な中山間地域等(地域振興立法等指定地域)において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための耕作放棄防止を内容とする協定を締結し、それに従って継続して農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額の交付金を交付する事業である。		
財源	中山間地域等直接支払交付金の負担割合は、国 1/2、県 1/4、市 1/4 (ただし、特任地域は、国 1/3、県 1/3、市 1/3) ※特任地域とは、県知事が定める国の基準に準じた生産条件不利地域であり、盛岡市では手代森地域の一部、飯岡地域の一部が該当する。		
関連する指標	該当なし。		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額(千円)	13,731	26,587	20,618
決算額(千円)	13,726	18,363	19,472
交付件数(件)	12	12	12

#### ① 中山間地域等直接支払交付金について

市における中山間地域等直接支払交付金の対象地域は、特定農山村法指定地域(旧築川村、旧乙部村、旧玉山村)、山村振興法指定地域(旧築川村、旧玉山村玉山地区、藪川地区)などの中山間地域である。

中山間地域等直接支払交付金の詳細は、国の「中山間地域等直接支払交付金実施要領」、「中山間地域等直接支払交付金交付要綱」等に定められており、対象農用地の地目別に定められた 10 アール当たりの交付単価に対象農用地の面積を乗じた額が交付される。また、市においても、「盛岡市中山間地域等直接支払交付金交付要領」により、交付対象、交付単価及び申請手続等を定めている。

なお、農政課が所管する盛岡・都南地域における令和 3 年度の中山間地域等直接支払交付金の交付額は 19,446 千円であり、交付対象となった集落協定数は 12 件



(995,483 m<sup>2</sup>)である。

【図表 令和3年度における協定締結面積:m<sup>2</sup>】

区分	田		畑		草地		合計
	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜	
集落協定	778,213	54,180	90,827	26,172	16,853	29,238	995,483

(出所:令和3年度中山間地域等直接支払交付金交付額内訳)

## ② 令和3年度の決算額の内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	10	事務用消耗品
使用料及び賃借料	15	複写機使用料
負担金、補助及び交付金	19,447	中山間地域等直接支払交付金
合計	19,472	

### (2) 監査の結果及び意見

#### 【結果5】実態に即した収支予算書及び収支精算書の徴取について

中山間地域等直接支払交付金の交付を受ける場合には、盛岡市中山間地域等直接支払交付金交付要領において、中山間地域等直接支払交付金の交付申請時には、盛岡市中山間地域等直接支払交付金交付申請書、事業計画書及び収支予算書等を市に提出することが求められており、年度ごとの交付事業が完了したときは、盛岡市中山間地域等直接支払交付金請求書、事業実績書及び収支精算書等を市に提出することが求められている。

令和3年度における申請時及び実績報告時の書類等を閲覧したところ、収支予算書及び収支精算書の支出が全て「中山間地域等直接支払交付金」の科目名で支出額も一括して記載されていた。

交付された中山間地域等直接支払交付金は、協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い用途に活用できるものである。このため、収支予算書及び収支精算書には、本来、「共同活動」や「個人分配」等といった実態を反映した科目名と金額を記載することにより、その収支実態を示すべきものであり、現状、その役割を果たしていない。

市があらかじめ科目名を印刷した様式を対象の集落等に配布して提出を受けているとのことであるが、今後は、各集落等の収支実態に即した収支予算書及び収支精算

書の提出を求める必要がある。

【図表 提出された収支予算書及び収支精算書のイメージ】

収支予算書		
1. 収入		
科目	予算額	説明
中山間地域等直接支払交付金	〇〇円	
2. 支出		
科目	予算額	説明
中山間地域等直接支払交付金	〇〇円	

収支精算書		
1. 収入		
科目	予算額	説明
中山間地域等直接支払交付金	〇〇円	
2. 支出		
科目	予算(精算)額	説明
中山間地域等直接支払交付金	〇〇円	

【結果 6】収支精算書の未徴取について

令和 3 年度の中山間地域等直接支払交付金の交付対象である重石集落から、収支精算書が提出されていなかった。その内訳である出納帳は提出されていたものの、収支精算書は、その結果を集約して示すものであり、盛岡市中山間地域等直接支払交付金交付要領においても、その提出が定められている。

今後、対象集落等からの提出書類の確認作業を徹底する必要がある。

【結果 7】実施状況の公表内容について

国の中山間地域等直接支払交付金実施要領第 12 においては、国、都道府県及び市町村は、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手の定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等交付金の実施状況を当該実施年度の翌年度の 8 月末日までに公表する旨が定められている。

また、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第 16 においては、市町村は集落毎の次に掲げる事項等を公表する旨が定められている。

#### 16 実施状況の公表等

1 国は都道府県毎の、都道府県は市町村毎の、市町村は集落毎の次に掲げる事項等を公表する。

- (1) 集落協定の概要
- (2) 協定農用地の基準別の面積及び交付額
- (3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付額
- (4) 農業生産活動等の実施状況
- (5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況

2 国は、1 の実施状況等を農林水産省のホームページ・広報誌等への掲載及び文書閲覧に供する等により公表する。

3 都道府県及び市町村は、1 の実施状況等の広報誌への掲載等のほか、地方公共団体で定められている情報公開に関する規定に基づき公表（個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、地方公共団体の判断によりその全部又は一部を公表しないこととしたものは除く。）する。

（出所：中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用）

一方、盛岡市のウェブサイトでは、集落毎の協定面積や交付金額等については公表されているものの、農業生産活動等の実施状況及び農業生産活動等の体制整備時の実施状況については、集落協定数のみが公表されている状況であることから、国の要領等に沿った内容での公表を行う必要がある。

## 6. 環境保全型農業直接支払交付金事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	環境保全型農業直接支払交付金事業		
所管部署	農政課		
事業開始年度	平成 19 年度		
事業の内容	化学肥料・化学合成農薬を低減する取り組みと合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動について、指導、助言及び実施状況の確認等を行い、交付金を支払う。		
財源	交付金の負担割合は、国 1/2、県 1/4、市 1/4 推進交付金は国 100%。 その他は市の一般財源。		
関連する指標	該当なし		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額(千円)	21,746	10,998	14,129
決算額(千円)	17,183	7,948	14,496
交付件数	8	5	5

#### ① 環境保全型農業直接支払交付金について

本交付金は、平成 23 年度から農林水産省が中心となり開始されたもので、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を、環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行うものである。本制度の内容は、農林水産省から公表されている取組の手引き等において定められている。

**環境にやさしい農業の取組が成果をあげています**

**地球温暖化防止の取組と効果**

「たい肥」を使ったり「カーボンプロップ」を栽培して土づくりを行うことや「有機質」をまくことは、一般的な農法に比べて農地の土壌に有機質がより多くたまり、地球温暖化防止に効果があります。

農地に炭素がたまるってどういうこと？

光合成  
カーボンプロップ  
たい肥  
土壌中の有機炭素  
放出  
吸収

農地に蓄へた炭素の投入量が排出量を上回ると、土壌中の炭素が増えます。土壌炭素が増えれば大気中のCO<sub>2</sub>が減ったといえるので、結果として地球温暖化防止につながります。

地球温暖化防止効果の調査結果

取組の名称	単位当たり削減量 (tCO <sub>2</sub> e/ha/年)	実施面積 (ha)	削減効果 (tCO <sub>2</sub> e/年)
有機質	0.83	14,537	13,519
カーボンプロップ	1.77	18,398	32,364
たい肥の施用	2.26	19,890	44,951
その他の取組とあわせて			150,631 tCO <sub>2</sub> e/年

※カーボンプロップ「蓄へた炭素」は、土壌中の有機炭素と同等と仮定して算出されています。有機炭素は、土壌中の有機炭素の1/10程度と推定されています。また、有機炭素は、土壌中の有機炭素の1/10程度と推定されています。また、有機炭素は、土壌中の有機炭素の1/10程度と推定されています。

**生物多様性の保全の取組と効果**

化学肥料や農薬を不使用しない「有機農業」や、冬場に水田に水を湛える「冬湛水」によってさまざまな生きものが育つ環境をつくります。

水田の指標生物であるクモ類とその調査法

水田の指標生物であるクモ類とその調査法

生物多様性保全効果に関する調査結果

指標	効果
クモ類	17%
トンボ	23%
ゲンゴロウ	4%
クモ	4%
トンボ	4%
ゲンゴロウ	4%

取組を行った農地の83%で SA 評価

「環境保全型農業直接支払交付金」について  
http://www.maff.go.jp/setsan/kankyo/kakyo\_chokubara/maip.html

(出所:農林水産省「環境保全型農業直接支払交付金の成果リーフレット」)

ア. 対象者

- ・農業者の組織する団体
    - 複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織が対象となる。
  - ・一定の条件を満たす農業者
    - 単独で事業を実施しようとする農業者(個人・法人)は、以下のいずれかの条件に該当するとともに、市町村が特に認める場合に対象になる。
- i 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者
    - ・対象活動の取組面積が、自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね 1/2 以上となる農業者
    - ・同一市町村内の対象活動の取組面積が、全国の農業集落の平均耕地面積の概ね 1/2 以上となる農業者
  - ii 環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して、環境保全型農業の拡大を目指す取組を行う農業者(令和4年度事業までの要件)
  - iii 複数の農業者で構成される法人

イ. 支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境直支の支援の対象となるには、次の要件を満たす必要がある。

- i 主産物(有機農業の取組又は化学肥料・科学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組の作物)について、販売することを目的に生産を行っていること。
- ii 国際水準 GAP(食品安全、環境安全、労働安全、人権保護、農場経営管理に関する農業生産工程管理の取組について、指導・研修等を受講し、その内容を実施する活動)を実施していること。

なお、当該交付金に取り組むにあたっては、実施した GAP の内容を「GAP 理解度・実施内容確認書」に記入し、指導又は研修を受講したことがわかる書類と合わせて実施状況報告の際に提出することとなる。

ウ. 対象地域

農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる対象活動が支援の対象となる。

エ. 事業要件(推進活動の実施)

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者は「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」として以下に掲げる活動のうち、いずれか 1 つ以上を実施する必要がある。

- i 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動
- ii 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動
- iii その他
  - ・耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施
  - ・中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施(農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。)
  - ・農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
  - ・その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

オ. 対象活動と交付単価

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行う。

全国共通取組		交付単価 (国と地方の合計)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000 円/10a
	上記のうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000 円を加算	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000 円/10a
堆肥の施用		4,400 円/10a
カバークロップ		6,000 円/10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400 円/10a (3,200 円/10a)
草生栽培		5,000 円/10a
不耕起播種		3,000 円/10a
長期中干し		800 円/10a
秋耕		800 円/10a

地域特認取組	交付単価 (国と地方の合計)
地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組	都道府県が設定

カ. 活動の手順、申請の手続

i .活動の手順

- ・農業者の組織する団体の設立
- ・計画の策定
- ・申請書類の提出
- ・対象活動、推進活動及び国際水準 GAP の実施
- ・報告書類の提出

ii . 申請手続

- ・5 年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定(令和 3 年 6 月末まで)
- ・交付申請書の提出(市町村が定める日まで)

- ・実施状況報告書等の提出(令和4年1月末まで)
- ・実績報告書の提出(市町村が定める日まで)
- ・営農活動実績報告書の提出(令和4年4月末まで)

キ. 令和3年度における本事業の実施状況(農政課分)

名称	カバーク ロ ップ	有機農業	有機農業 (雑穀)	IPM + 交 信攪乱剤 (りんご)	単価(単 位:円)	交付額 (単位:円)
農事組合法人 となん	6,358a				6,000	3,814,800
秀明自然農法 いわての会		158a			12,000	189,600
			5a		3,000	1,500
米作り探究会		179a			12,000	214,800
乙部地域環境 保全推進協 議会				0a	8,000	0
北乙部地域環 境保全推進協 議会	0a				6,000	0
				0a	8,000	0
JAいわて中央 りんご部会盛 岡支部				139a	8,000	111,200
JAいわて中央 りんご部会都 南支部				9,371a	8,000	7,496,800
合計	6,358a	337a	5a	9,510a	-	11,828,700

(出所:農政課作成の資料)

② 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	2,048	会計年度任用職員分
共済費	335	会計年度任用職員分
旅費	83	会計年度任用職員分
需用費	73	消耗品、レンタカーガソリン



(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
使用料	128	複写機使用料、自動車借上料
負担金、補助及び交付金	11,829	交付金
合計	14,496	

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果8】 営農活動計画書における GAP 実施の取組意思欄の表記漏れについて

本交付金の交付にあたっては、営農活動計画書(農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書)において、各構成員の国際水準 GAP の実施に係る取組意思を記載し市に提出することが、農林水産省から公表されている本事業の手引きで定められている。しかしながら、JA いわて中央りんご部会都南支部から提出された営農活動計画書において、その構成員のうち的一名に係る国際水準 GAP の実施に係る取組意思確認欄の表記漏れがあった。今回のように営農活動計画書に誤った記載がなされた場合、GAP 実施の取組意思が正しく営農活動計画書に反映されず、実態と乖離が生じることになり、本交付金の交付にあたって提出された営農活動計画書の意義が損なわれかねない。よって、営農活動計画書とその関係書類の照合を慎重に行い、営農活動計画書において、国際水準 GAP を実施する取組意思が正しく反映されるように書類を整備すべきである。

## 7. 農業基盤整備事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	農業基盤整備事業		
所管部署	農政課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	県営土地改良事業等に対する事業費一部負担し、すでに完了した県営土地改良事業に対する償還負担等を行い、農業者らが利用する農業用排水路の維持補修等に係る一部補助等を行う事業である。		
財源	県営事業負担金は起債(旧合併特例債95%、公共事業債90%)により、充当している。 工事にかかる事業費は、県補助金を充当している。		
関連する指標	該当なし		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	40,288	41,135	148,509
決算額(千円)	73,075	49,358	106,780

### ① 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
旅費	5	日額旅費
委託料	5,137	工事測量設計業務委託
工事請負費	26,430	農道擁壁改修工事
原材料費	2,043	船田堰地区水路
負担金、補助及び交付金	73,165	県営事業負担金、市単独補助金等
合計	106,780	

### (2) 監査の結果及び意見

#### 【意見4】 農業用施設維持改良事業補助金の提出期限について

農業用施設等維持改良事業補助金の補助事業完了報告書を確認したところ、ほとんどの補助事業完了報告書は補助事業完了日から数日以内に提出されていたが、補助事業完了年月日が令和3年5月17日、提出日付は令和3年6月7日と事業完了から21日後の報告となっていた補助事業完了報告書があった。

盛岡市農業用施設等維持改良事業補助金交付要綱(以下、この項で「交付要綱」という。)では提出期限について、「別に定める」とあるが、提出期限について、通知等は発出してなく、特に定められていなかった。工事事業の完了日から 21 日後に補助事業完了報告書を提出していたことが遅いかの判断は難しいが、交付要綱で「別に定める」とある以上、別途、補助金の交付を受ける者に対して、提出期日を通知すべきである。又は、交付要綱の別表で提出期日について「別に定める」とせず、交付要綱において、提出期限について、実態に合致するように定めるべきである。

(提出書類)

第 6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表第 2 のとおりとする。

別表第 2(第 6 関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第 14 条	1 補助事業完了報告書	1 部	別に定める
	2 事業実績書	1 部	
	3 収支決算書	1 部	
	4 その他市長が必要と認める書類		

(出所:盛岡市農業用施設等維持改良事業補助金交付要綱)

## 8. 新規就農支援事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	新規就農支援事業		
所管部署	農政課		
事業開始年度	平成 23 年度		
事業の内容	新たな農業の担い手を確保するため、市内で就農を希望する者に対し、農業次世代人材投資資金(国事業)、親元就農給付金(市単独事業)を交付し、営農初期における農業経営の安定と定着を図る事業である。		
財源	[農業次世代人材投資資金(国事業)] 補助金及び事務推進費(旅費、需用費、使用料及び賃借料)は国庫 10/10 [親元就農給付金(市単独事業)] 6 人分までは一般財源 1/2、盛岡市農林業振興基金 1/2、それ以上は盛岡市農林業振興基金 10/10		
関連する指標	該当なし。		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額(千円)	21,678	18,958	20,170
決算額(千円)	16,943	14,453	15,370
交付件数(件)	15	12	15

#### ① 農業次世代人材投資資金について

次世代を担う農業者となることを志向する就農希望者及び新規就農者に対し、農業次世代人材投資資金を交付することにより、持続可能な力強い農業の実現を図ることを目的とするものである。農業次世代人材投資資金の詳細は、国の「新規就農者育成総合対策実施要綱」等に定められており、令和 3 年度における交付金額は 10,500 千円(7 件)である。

#### ② 盛岡市親元就農給付金について

農地を適切に維持管理し、持続可能な力強い農業を将来にわたり実現するため、市内の農家の次世代が就農意欲を喚起し、農業経営を円滑に継承し、地域農業の新たな担い手となることを目的として、親(三親等内の親族を含む。)から農業経営を継承し新たに就農する人を対象に、親元就農給付金を支給するものである。

市の単独事業として「盛岡市親元就農給付金支給要綱」を定めて交付しており、支

給要件及び支給額の概要は以下のとおりである。また、令和3年度における交付金額は4,800千円(8件)である。

支給要件	支給額
<p>(支給要件)</p> <p>第2 農業経営者となることについての強い意欲を有している者で、次の各号のいずれにも該当するものに支給する。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有し、親元に新たに就農する者で、就農時の年齢が55歳以下であること。</p> <p>(2) 親が市の区域内に所有していた農地について、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の許可を受け、又は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定による公告があった者(親が市の区域内に所有している農地について、給付金の給付期間内において別に定める期日までに農地法第3条第1項の許可を受け、又は農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告が見込まれる者を含む。)であること。</p> <p>(3) 次のいずれにも該当する第4の親元就農計画を作成し、その計画が実現可能であると見込まれること。</p> <p>ア 就農5年後の農業経営の年間所得が250万円以上見込まれるものであること。</p> <p>イ 年間150日以上かつ年間1,200時間以上農業に従事するものであること。</p> <p>(4) 農産物等及び生産資材等の取引を本人名義で行っている(行うことが確実であると見込まれる場合を含む。)こと。</p> <p>(5) 農産物等の売上、経費の支出等の経営収支を本人名義の通帳及び帳簿で管理している(管理することが確実であると見込まれる場合を含む。)こと。</p> <p>(6) 本人及び農業経営を継承される親に市税の滞納がないこと。</p> <p>(7) 次に掲げる資金又は補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>ア 農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)に基づく農業次世代人材投資資金のうち経営開始型に係る資金</p> <p>イ 経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1に基づく補助金</p>	<p>○給付期間は2年間とし、半年分又は1年分を単位として支給を行うこととする。</p> <p>○給付金は、毎年9月及び3月に支給するものとする。</p> <p>○給付金の額は、給付期間1年につき1人当たり60万円とする</p>

支給要件	支給額
ウ 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和 4 年 3 月 29 日 付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知)に基づ く経営開始資金 (親元就農計画の承認申請等) 第 4 給付金の支給を受けようとする者は、親元就農計画に別に定 める書類を添えて、市長の承認を得なければならない。 (第 2 項以下、略)	

(出所:盛岡市親元就農給付金支給要綱)

### ③ 令和 3 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 3 年度 決算額	主な内容
旅費	7	日額旅費
需用費	15	事務用消耗品
使用料及び賃借料	48	複写機使用料
負担金、補助及び交付金	15,300	親元就農給付金(4,800 千円)、農業 次世代人材投資資金(10,500 千円)
合計	15,370	

#### (2) 監査の結果及び意見

##### 【意見 5】帳簿作成状況の確認について

親元就農給付金の支給にあたっては、親元就農計画を作成し、その計画を遂行することを求めている。親元就農計画は、就農 5 年後の農業経営の年間所得が 250 万円以上見込まれること等を求めるとともに、農産物等の売上、経費の支出等の経営収支を本人名義の通帳及び帳簿で管理している(管理することが確実であると見込まれる場合を含む。)ことを要件の一つとして定めている。

(支給要件)

第 2 給付金は、農業経営者となることについての強い意欲を有している者で、次の各号のいずれにも該当するものに支給する。

(3) 次のいずれにも該当する第 4 の親元就農計画を作成し、その計画が実現可能であると見込まれること。

ア 就農 5 年後の農業経営の年間所得が 250 万円以上見込まれるものであること。

イ 年間 150 日以上かつ年間 1,200 時間以上農業に従事するものであること。

(5) 農産物等の売上、経費の支出等の経営収支を本人名義の通帳及び帳簿で管理している(管理することが確実であると見込まれる場合を含む。)こと。

(出所:盛岡市親元就農給付金支給要綱)

このため、親元就農計画の承認申請時において、就農 5 年後までを期間とする収支計画の提出を求めるとともに、親元就農給付金の支給期間中は、毎年 2 回(7 月末及び 1 月末)、就農状況報告を求め、親元就農計画に基づく計画的な就農が行われているか確認することが定められている。また、就農状況報告の際には、作業日誌の写し、決算書(7 月末の報告時)、所得証明書の写し(7 月末の報告時)、通帳及び帳簿の写しを提出することを受給者に求めている。

(就農状況報告等)

第 8 受給者は、支給期間中、次に掲げる報告又は届を市長に対し、行わなければならない。

(1) 就農状況報告(毎年 7 月末及び 1 月末)

(2) 住所等変更届(居住地又は電話番号を変更した場合)

2 市長は、前項第 1 号の報告を受けたときは、親元就農計画に基づく計画的な就農が行われているか、現地確認等を実施するものとする。

(出所:盛岡市親元就農給付金支給要綱)

市は就農状況の確認用に作成した「親元就農状況確認チェックリスト」に、親元就農計画達成に向けた取組状況(作物ごとの生産状況や売上高等)、現地の状況及び帳簿の管理状況等の項目を設定し、その状況等を記載している。

今般、令和 3 年度に給付が承認された 5 名について、令和 4 年 1 月に行われた就農状況確認時のチェックリストを閲覧したところ、作物別の生産量や売上高については「計画どおりの量(売上)を生産(売り上げを計上)している」と記載される一方で、3 名については、帳簿の管理状況として「帳簿をつけていない」と記載されていた。

帳簿を作成せずに売上高の把握は困難であり、本来、「帳簿をつけていない」ことは支給要件に抵触する事項であるが、「帳簿をつけていない」と回答した受給者の中には仕訳帳や総勘定元帳の一部を添付している者もあり、実際の帳簿作成状況が明確になっていない。

今後、適切に帳簿が作成されていることが確認できるよう、帳簿の写しの提出時期や提出範囲、チェックリストへの記載方法等も含めて、帳簿の作成状況に係る確認方法を見直されたい。

## 9. 食と農の連携推進事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	食と農の連携推進事業		
所管部署	農政課 食と農の連携推進室		
事業開始年度	平成 29 年度		
事業の内容	生産者と食に携わる事業者など、異業種の交流による「食」と「農」の連携を通じた盛岡産農畜産物の高付加価値化と販路拡大を図る「食と農のバリューアップ推進事業」と、本市の特色ある食材の魅力発信により、地産地消の推進と地域経済の活性化を図る「盛岡の食材プロモーション事業」を一体的に進め、本市の農業の一層の振興を図るものである。		
財源	農林業振興基金及び一般財源		
関連する指標	「② 関連する指標について」に記載のとおり		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	27,931	27,613	28,408
決算額(千円)	28,715	28,286	27,094
交付件数(件)	10	9	8

【参考】「交付件数(件)」は「6次産業化等スタートアップ支援事業補助金」の交付件数

### ① もりおかの食と農のバリューアップ推進事業について

市の食と農のバリューアップを実現するために、基本戦略(方向性)を踏まえた「もりおかの食と農のバリューアップアクションプラン」として、10 のアクションプランが策定されている。

プラン A 食と農をきっかけにした盛岡産農畜産物の魅力発信

プラン B 異業種連携で応援！6次産業化による盛岡産商品・サービスの開発・改良

プラン C 「盛岡産」の魅力を発信する盛岡市民向けイベントの開催

プラン D 「盛岡産」を継承し続けるための啓発活動

プラン E 「盛岡産」を選ぶ理由になる生産基準明示の推進

プラン F 盛岡市の食と農を支える生産・流通・消費のすそ野の拡大

プラン G 盛岡産農畜産物と消費者・食関連事業者をつなぐ場・仕組づくり(令和2年3月変更)

プラン H 「盛岡産」の生産現場を体験・応援できる機会の提供



プラン I 盛岡産農畜産物と取組のターゲットに即した全国・世界を対象にしたプロモーション活動

プラン J 人口減少に伴う食市場規模縮小を見据えた県外・国外への販路拡大(令和2年3月変更)

## ② 関連する指標について

もりおかの食と農のバリューアップを実現するための戦略に関して、指標とその達成状況は以下のとおりである。

指標	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	目標(令和6年度末)
6次産業化等スタートアップ支援事業の申請者数	累計16者	累計25者	累計33者	累計40者
もりおかの食農プラットフォームを通じて生まれた商品・サービス数	4件	8件	11件	15件
盛岡の美味いもんアンバサダー認定事業者数	累計108者	累計124者	累計121者	100者以上
「美食王国もりおか」ファンクラブ会員数	544人	919人	1,114人	1,000人
商談会を通じた成約件数	10件	4件	3件	40件/年間
市産直連合会加盟の産直の年間利用者数	877,758人	1,176,200人	1,140,077人	1,000,000人
販売金額5,000万円以上の市産直連合会加盟の産直の割合	36% (4/11施設)	50% (7/14施設)	46% (7/15施設)	60%
県外出荷・輸出等に関するセミナー受講者数	-	累計57人	累計133人	累計550人

(出所:農政課作成資料)

### ③ 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	118	もりおかの食と農バリューアップ推進 円卓会議委員報酬等
需用費	15	事務用消耗品購入
役務費	51	複写機使用料
委託料	19,839	もりおかの食と農バリューアップ推進 事業に係る「美食王国もりおか」基盤 強化等支援業務委託料等(6業務)
負担金、補助及び交付金	7,071	6次産業化等スタートアップ支援事業 補助金 盛岡市農業振興連絡協議会負担金
合計	27,094	

#### (2) 監査の結果及び意見

##### 【意見6】業務委託における競争性の確保について

もりおかの食と農のバリューアップ推進事業において、令和3年度に6件の業務委託が行われた。このうち2件を同一の委託先が受注しているため、委託先数としては5者となる。業務委託先の選定は公募型プロポーザル方式によって行われ、市は最高点を取得した応募者と随意契約している。業務委託6件について応募者数は次のとおりで、応募者が1者のみの業務委託が4件あった。このうち2件で同一の応募者が選定されている。

件名	アクションプラン	応募者数
「美食王国もりおか」基盤強化等支援業務委託	A、F	1
「美食王国もりおか」PR事業業務委託	A、C	2
「美食王国もりおか」愛着醸成イベント等実施業務委託	D、G	1
「美食王国もりおか」食と農×地域資源のツーリズム実施業務委託	H	1
「美食王国もりおか」ニューノーマル対応食イベント実施業務委託	C、G	1

件名	アクションプラン	応募者数
6 次産業化等人材育成セミナー開催業務委託	B	6

公募型プロポーザル方式を採用したにもかかわらず応募者が1者のみという状況では、競争性が確保されていないと考えられる。のみならず、民間に多様なノウハウやアイデアが潜在的にあったとしてもそれを本事業に生かしきれていないともいえる。所管課の説明では、令和4年度も応募状況は令和3年度とほぼ同様とのことである。複数者の応募がある案件もあったものの、結果として下記3件の業務委託先は令和3年度と令和4年度で同一となっている。

- ・「美食王国もりおか」基盤強化等支援業務委託
- ・「美食王国もりおか」PR 事業業務委託
- ・「美食王国もりおか」愛着醸成イベント等実施業務委託

公募型プロポーザル方式において競争性を確保する上では、より多くの応募があることが望ましい。そのためには応募期間を十分に確保すること以外に、仕様の示し方に改善の余地がないか検討することも有用である。特に、従前の受託者が一方的に有利とならないよう、新規に応募しようとする者にも取り組みやすいような仕様とすることが重要である。

### 【意見 7】再委託の把握について

『【意見 6】業務委託における競争性の確保について』で記載した「美食王国もりおか」ニューノーマル対応食イベント実施業務は、コロナ下において生産者・事業者・消費者の三者が一体となって築く「美食王国もりおか」の持続的発展に向けて、新しい生活様式による安全かつ安心して盛岡産農畜産物を生かした食を楽しめるイベントを通じて、日々の食を支えている市内の生産者・事業者の取組への共感を図ることで、より一層地元の産業を応援する機運を醸成し、継続的な盛岡産農畜産物の消費拡大と地域経済の活性化につなげることを目的とする。

本業務は委託により実施されている。業務委託先の選定は公募型プロポーザル方式によって行われた。委託先である有限会社ティーズからの提案書を閲覧したところ、業務の実施体制として次のような表が掲載されていた。

【図表 業務の実施体制】

業務(分担)名	会社名等
全体統括	有限会社ティーズ
業務執行窓口	有限会社ティーズ
デザイン制作	有限会社ティーズ

業務(分担)名	会社名等
WEB 更新、商品販売	株式会社ペンシル
オンラインイベント	株式会社オズ

(出所:所管課提示資料より監査人作成)

所管課の認識では、委託業務内容のうち企画部分を契約相手方である有限会社ティーズが担当し、デザイン、HP の更新など一部の実践部隊が有限会社ティーズ以外の会社であって、提案書の中で有限会社ティーズ以外の会社の存在、役割を認識し諾としているとのことで、再委託に該当するとの認識はされていなかった。

市にとって契約の相手方は有限会社ティーズ 1 者であることから、業務実施体制における役割分担は有限会社ティーズから株式会社ペンシル及び株式会社オズへの再委託に該当すると考えられる。

再委託に該当する場合は、契約書の定めに従って、事前に市の承諾手続が必要となる。

(再委託等の制限)

- 第 5 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、可能な限り、盛岡市内に本店又は支店(事業所)を有する事業者を活用するものとする。その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する受注者の管理方法等、必要事項を発注者に文書で報告し、承認を得なければならない。
- 3 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令遵守を徹底すること。

(出所:委託業務契約書)

近年、他市において再委託をめぐるトラブルが生じたことから、本市においても再委託については的確に把握するよう努められたい。提案書の段階で第三者が存在する場合には、再委託に該当する可能性が高いと想定されるので、特に留意することが望まれる。

## 10. 経営体育成支援事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	経営体育成支援事業 なお、国の補正予算による事業は、担い手確保・経営強化支援事業		
所管部署	農政課		
事業開始年度	平成 23 年度 ただし、担い手確保・経営強化支援事業は平成 27 年度		
事業の内容	人・農地プランを作成し、地域の将来を担う中心経営体を明確化するなど地域農業の担い手の育成・確保を図るため、中心経営体等が、金融機関からの融資を活用して、経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等を取得する場合、取得に要する経費から融資などの額を除いた自己負担額について助成する事業である。		
財源	国庫 10/10		
関連する指標	該当なし。		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額(千円)	10,602	8,711	16,377
補正額(千円)	0	2,100	0
繰越明許額(千円)	0	0	2,100
決算額(千円)	0	8,719	10,695
交付件数(件)	0	4	7

#### ① 経営体育成支援事業補助金について

経営体育成支援事業は、経営体育成支援事業(通常タイプ)、経営体育成支援事業(被災タイプ)、被災農業者支援事業、担い手確保・経営強化支援事業から構成されており、令和 3 年度における事業ごとの補助金交付件数及び交付額は以下のとおりである。

【図表 令和3年度における事業別交付件数及び交付金額】

事業	交付件数	交付金額
経営体育成支援事業(通常タイプ)	4件	7,215,000円
経営体育成支援事業(被災タイプ)	1件	1,312,334円
被災農業者支援事業	1件	67,196円
担い手確保・経営強化支援事業	1件	2,100,000円
	合計	10,694,530円

(出所:市提供資料より監査人作成)

経営体育成支援事業の詳細は、国の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」等に、担い手確保・経営強化支援事業の詳細は、「担い手確保・経営強化支援事業実施要綱」及び「担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱」等に定められている。また、市においても、「盛岡市経営体育成支援事業補助金交付要綱」により、補助金の交付の対象、補助額及び申請手続等を定めている。

## ② 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	10,695	経営体育成支援事業(通常タイプ): 7,215 経営体育成支援事業(被災タイプ): 1,312 被災農業者支援事業:67 担い手確保・経営強化支援事業: 2,100
合計	10,695	

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果9】目標達成状況報告書に記載された付加価値額の確認について

経営体育成支援事業(通常タイプ)においては、事業実施主体は所定の地域担い手育成支援計画(以下「支援計画」という。)を作成し、経営体の成果目標として付加価値額の拡大や経営面積の拡大等の成果目標を定めるとともに、事業の実施年度から目標年度前年度までの期間における毎年度、支援計画に定められた成果目標等の達成状況を、翌年度の6月末までに報告することが求められている。

令和3年度に経営体育成支援事業(通常タイプ)にて補助金の交付を受けた経営

体は4件であり、令和4年6月に、各経営体から、令和3年度実績に係る「経営体育成支援事業目標達成状況報告書(1年度目)」(以下「達成状況報告書」という。)が提出されているが、このうち1件の達成状況報告書において、付加価値額の算出に誤りがあった。

付加価値額は、事業活動により生み出された価値を表すものとされ、農業収入から農業生産に投入された肥料や農機具、作業委託といった財・サービスの費用を差し引いて算出され、農業外の収入は含めないものとされているが、それも含めて算定していたものである。

報告された付加価値額は5,846千円であるが、概ね10万円程度過大となっている可能性があるとのことである。付加価値額は、経営体育成支援事業補助金の成果を測定する重要な指標の一つであることから、今後、慎重に金額の確認を行う必要がある。

$$\text{○付加価値額} = \text{収入総額} - \text{費用総額} + \text{人件費 (費用総額に含まれているものに限る)}$$

【図表 達成状況報告書に記載された付加価値額等】

項目	目標値	1年度目	1年度目の達成状況
付加価値額の拡大	9,124,832円	5,846,724円	64%

(注)「目標値」は、地域担い手育成支援計画にて定めた1年度目(令和3年度)における付加価値額の目標値。

(出所:経営体育成支援事業目標達成状況報告書)

### 【意見8】適切な根拠資料の受領について

令和3年度に経営体育成支援事業(通常タイプ)にて補助金の交付を受けた経営体のうち1件は、支援計画における経営体は個人(A氏)となっているが、令和3年度に提出された補助金交付申請書等においては、B社(代表取締役A氏)名にて書類が提出されている。

市によれば、支援計画が提出された令和2年度においては、個人事業主A氏が経営体であったものの、経営体の成果目標の一つとして掲げた農業経営の法人化の方針に沿って、令和3年度において法人化を達成したことによるとのことである。これに関して、市は、A氏が個人事業にて生産した農産物の販売会社であるB社が、令和3年5月にA氏の農業事業を吸収合併したものとして、B社役員会資料とされる「合併契約書」を入手している。

確かに、当該「合併契約書」にはB社を合併存続会社とし、A氏の個人事業を合併消滅会社として合併する旨が記載されているものの、会社法上、株式会社は他の会社

(特例有限会社を除く。)と合併することは認められているが、個人の有する事業との合併は想定されていない。このため、このような「合併契約書」が作成されていたとしても、A氏の個人事業に係る権利義務が包括的にB社に承継されることは制度上あり得ず、実態としては、A氏の個人事業のB社への譲渡である可能性が考えられる。

なお、経営体育成支援事業補助金の対象者は人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられていることが必要であるが、A氏の個人経営体から法人経営体(B社)への変更は農地利用に関する地域の話し合いとは関係のない軽微な変更であるとして、令和4年3月25日に、B社が同プラン上の中心経営体に位置付けられている。また、それ以前に、当該「合併」により、A氏からB社への事業の譲渡が行われているが、市は、B社の実態から、これを中心経営体とみなして経営体育成支援事業の対象としている。

B社の中心経営体への位置付けの適否や経営体育成支援事業補助金の交付については、B社がA氏の個人事業である農業事業を引き継いだという実態も踏まえ、県とも適宜相談しながら進めたとのことであり、必ずしも当該「合併契約書」のみを前提として判断されたものではないが、市は、当該「合併契約書」を、B社の中心経営体への位置付けや経営体育成支援事業補助金の交付に係る根拠資料の一つとしている。

本来は、個人と株式会社との合併という、現行制度上ではあり得ない手続を前提とした資料ではなく、適切な根拠資料の提出を求めるべきであったものであり、今後、申請者からの提出資料については、より慎重な検討を行われたい。



## 11. 家畜貸付事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	家畜貸付事業		
所管部署	農政課		
事業開始年度	平成16年度		
事業の内容	家畜市場において優良繁殖雌牛を購入し、農協に貸付及び飼育を預託し、優良な子牛の繁殖を推進する。		
財源	市の一般財源(1,000千円分は物品売払収入を充当)		
関連する指標	該当なし		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	1,004	1,004	1,004
決算額(千円)	935	948	771

#### ① 家畜貸付事業について

##### ア. 事業の概要

本事業は、優良家畜を、農業協同組合を通じて生産者に一定の期間(繁殖雌牛5年、種雄牛4年)貸付することにより畜産経営の安定及び発展を図っているものである。本事業は、家畜の導入のための事業であり、市が家畜を購入し、現在は主に繁殖雌牛の貸付を行っており、生産者は雌牛の子牛を借り受け、期間中にその雌牛が産んだ雌の子牛を市に1頭返還することとなっている(盛岡市ホームページより引用)。

##### イ. 令和3年度の事業内容

市は、下記の内容にて家畜を購入している。

品名、数量	黒毛和種牛 1頭
規格	黒毛和種(雌牛)、9～12ヶ月齢、体重260kg以上 全国和牛登録協会登録牛 繁殖雌牛としての教養に適する優れた血統を有するもの
納入事業者	岩手中央農業協同組合
購入金額	766,700円
契約方法	随意契約
納期	令和3年5月19日

(出所:農政課作成資料より引用)

ウ. 令和 3 年度の家畜貸付状況

令和 3 年度末現在、以下の 13 頭の繁殖用雌牛を生産者に貸し付けている。

地域	家畜名号	価格(円)	貸付開始	貸付終了
盛岡	なでしこ	930,960	R1.6.13	R6.3.31
盛岡	ゆりおとめ	453,952	H26.3.17	R7.3.31
盛岡	もりたか	420,000	H22.1.5	R7.3.31
盛岡	よりみつ	450,660	H14.7.16	R7.3.31
都南	もえ	413,152	H25.7.10	R7.3.31
都南	ねね	693,940	R1.9.5	R6.3.31
都南	てるひさ	766,700	R3.5.19	R8.3.31
玉山	みつゆりえ	614,564	R2.3.13	R7.3.31
盛岡	さくら	874,800	H29.2.16	R4.3.31
盛岡	さきこ	837,000	H29.12.15	R4.3.31
盛岡	さくらこ	633,127	H30.6.29	R5.3.31
盛岡	ゆりひさざくら 2	959,040	H30.12.12	R5.3.31
盛岡	ゆりこの 7	943,800	R2.10.16	R7.3.31

② 令和 3 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 3 年度 決算額	主な内容
需用費	4	消耗品
物品購入費	767	黒毛和種 1 頭
合計	771	

(2) 監査の結果及び意見

**【意見 9】市に返還される子牛の評価額の決定方法に係る規定について**

本事業により出生した子牛は、生産者から市に無償で返還されることとなっており、その子牛の評価額は返還があった時点で、一定の方法により決定している。そもそも返還時に子牛に評価額を付すことは、市が子牛を備品として管理する際に金額を設定する必要があることや、将来、生産者への譲渡時には繁殖能力がなくなっていること等の理由により市場での評価額が著しく下落している可能性が高く、本事業の維持を図るためにも事前に市の売り払い収入を担保しておく必要があることが主な理由である。しかしながら、子牛の評価額の決定方法については、盛岡市家畜貸付規則等の市の規則において具体的に規定したものはなく、平成 22 年 2 月 3 日に農政課と JA

岩手中央、サブセンター盛岡の間で協議した結果に基づいて実施している。その協議において、返還される子牛について、「子畜で返還する場合の子畜の評価額について、子畜を返還した時点における直近の和牛子牛市場平均価格とする。なお、中央家畜市場は主に3日間開催されるため、3日間の和牛雌子牛の平均価格を評価額とする」とされており、実務上もこれに基づいて子牛の評価を実施している。一方で、親牛の評価額の決定方法については、盛岡市家畜貸付規則第9条第1項により「当該家畜を無償で譲渡するものとする」と定められている。

#### 【盛岡市家畜貸付規則より一部抜粋】

第8条 貸付けを受けた雌牛が貸付期間中に生産した子畜のうち市長の指定する生後6月以上の雌牛1頭を市の所得とする。

2 借受者は、前項の規定により市長の指定した子畜を、その指定の際し緒の支持する日時及び場所で市に引き渡さなければならない。

第9条 雌牛の借受者が前条第2項の規定により子畜を引き渡したときは、貸付期間満了後当該家畜を無償で譲渡するものとする。ただし、生理障害等により子畜を返還できないときは、借受者の申請により、当該家畜を相当価額で譲渡することがある。

2 種雄畜の借受者に対し貸付期間満了後、当該家畜を時価の5割以内の価格で譲渡することがある。

3 前2項の規定により譲渡を受けようとする者は、貸付家畜譲渡申請書を市長に提出しなければならない。

前述のとおり、子牛の評価額の決定方法について、市で規定したものがないため、評価方法は実務上の運用に任されている。子牛の評価額は子牛の取引において使用される重要な指標であり、公平に決定されるべきものである。具体的な評価額の決定方法については、取引当事者間で決定された方法で実施されているため、運用方法に大きな問題はないと考えられるが、そもそもどのような協議体で、どのように評価額を決定すべきかを市の規定で定めるべきではないだろうか。

#### 【意見10】事業の効果の測定方法について

本事業の実施により当初の目標である牛の繁殖について、一定の効果が出ているものと考えられる。一方で、その効果の測定方法については、可能な限り数値化した指標により実施することで、その効果が容易に把握することができるようになるが、市は数値化した事業の評価を十分に行っていない。そのため、例えば、1頭の雌牛から何頭の子牛が生産できているかなどを把握し、その傾向と他の様々な要因を考慮することで、本事業の効果の測定を試みるのも一案と考える。

## 12. 農業施設維持管理事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	農業施設維持管理事業		
所管部署	農政課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	農道・農業用水路等の維持管理(除雪、草刈り、農道水路補修等)を行う。 農道、農業用水路のうち、安全性に問題のある施設及び被害を受けている施設の改善及び修繕(原材料支給等)を行う。		
財源	全て一般財源		
関連する指標	該当なし		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	7,522	5,469	5,291
決算額(千円)	6,634	6,286	5,769

### ① 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	332	公用車燃料費、消耗品費等
役務費	8	農道賠償責任保険料
委託料	4,422	農道除雪、農道水路補修、農道水路草刈り等
使用料及び賃借料	226	複写機使用料、積算システム借上料、単価データ
原材料費	781	砕石、水路資材等
合計	5,769	

### (2) 監査の結果及び意見

#### 【結果10】除排雪報告書(月報)日付について

農道の除排雪報告書(月報)を確認したところ、農道の除雪委託業務の受託者から提出された12月分の除排雪報告書(月報)日付が令和4年1月17日となっているにも関わらず、検査年月日が令和3年12月31日となっていた検査調書があった。

除排雪報告書(月報)と検査年月日の日付の順番において不整合しており、検査日

付を適切に記載すべきである。

### 【意見 11】 除排雪報告書（月報）の提出期日について

道路除排雪業務委託特記仕様書（農道）では、除排雪報告書（月報）及び業務開始前、業務中並びに業務完了後を撮影した写真を添付のうえ、月末までに発注者に提出を求めている。

しかし、月報を月末までに発注者に提出することは月末の前日までの内容を事前に精査し、月の末日の内容を直ぐに記載し、即日に提出することが必要となる。道路除排雪業務は月末日の24時を超えて月初日まで作業することもあり、月報を月末までに提出することが不可能な場合がある。

3月31日は比較的除排雪業務を行うことは少ないとのことであり、年度末である3月の月報は3月末日までの提出はそのままとしても、年度中の月報の提出期日は「翌月の○日まで」と仕様書を改正し、現実に則した仕様書とすることが望ましい。

7 受注者は、別に定める除排雪報告書（月報）及び業務開始前、業務中並びに業務完了後撮影した写真を添付のうえ、月末までに発注者に提出するものとする。
---

（出所：道路除排雪業務委託特記仕様書（農道））

## II 林政課

### 13. 木材需要拡大推進事業

#### (1) 事業の概要

事業の名称	木材需要拡大推進事業
所管部署	林政課
事業開始年度	平成 13 年度(木材利用推進会議)
事業の内容	<p>森林資源の循環を促進し、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、市産材の利用拡大を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 盛岡市木材流通推進会議の開催 素材生産者や森林組合などの木材の供給者、製材加工業者や建築設計士などの木材の利用者及び行政が一体となり、それぞれの取組や木材流通に関する情報交換を行う。</li><li>2. 市産材支給事業 町内会等が公共の施設を整備する際に、必要となる木材部分に市産材を支給することで、身近な施設で市産材に触れる機会を提供し、木材利用拡大の推進と市産材の PR を行う。</li><li>3. 盛岡市木材利用推進会議の開催 「盛岡市木材利用推進方針」に基づき、本市における地域材の利用拡大を推進するため、「盛岡市木材利用推進会議」を開催する。</li><li>4. 公共施設等木造・木質化推進事業 公共性が高く、盛岡市産材の PR の場として高い効果が期待できる施設について、木質化工事に対し盛岡市産材を支給し、木質化の普及と市産材利用の PR を図る。</li><li>5. 市産材利用住宅支援事業 市産材を利用して住宅を新築又は増改築する場合、使用した量に応じて補助金を交付する。(1 m<sup>3</sup>につき 8,000 円、上限 15 万円)</li><li>6. 市産材利用店舗等支援事業 市産材を利用して商業店舗等を新築・増改築・改装する場合、使用量に応じた補助金を交付する。</li></ol>

	(1 m <sup>2</sup> につき最大 6,000 円、上限 20 万円)		
財源	公共施設等木造・木質化推進事業、市産材利用店舗等支援事業は、農林業振興基金(森林環境譲与税)であり、市産材利用住宅支援事業の 1/2 は農林業振興基金(ふるさと納税)である。 その他は市の一般財源である。		
関連する指標	「① 事業の効果測定について」に記載のとおり		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額(千円)	2,659	7,462	9,808
決算額(千円)	2,015	6,436	9,505

### ① 事業の効果測定について

市は市産材の利用拡大につなげるため、以下の事業を実施しており、その実績は以下のとおりである。

#### ア. 市産材支給事業

市産材利用について市民の理解を深め、市産材の利用拡大につなげるため、町内会等が簡易な木造施設や木製ベンチ等を建築しようとする場合、申請により原材料となる市産材を支給しており、実績推移は以下のとおりである。

【図表 市産材支給事業の実績推移】

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
支給量(m <sup>3</sup> )	2.8195	3.4735	1.2018
支給先町内会数	6	12	5

(出所:令和 4 年度盛岡市の農林業)

#### イ. 公共施設等木造・木質化推進事業

市内に整備される施設(非住宅分野)で、特に公共性が高く、かつ市産材の PR の場として高い効果が期待できる施設について、木質化の工事に対し市産材を支給し、木質化の普及と市産材利用の PR を図っており、実績は以下のとおりである。令和 3 年度から新規で実施している事業である。

【図表 公共施設等木造・木質化推進事業の実績】

	令和 3 年度
支給量(m <sup>3</sup> )	20.0651
支給先	1

(出所:令和 4 年度盛岡市の農林業)

ウ. 市産材利用住宅支援事業

市域の森林から生産される木材の利用促進のため、市内に住宅を新築、増築又は改築をする場合に、使用した市産材の量に応じ補助金を交付しており、実績推移は以下のとおりである。

【図表 市産材利用住宅支援事業の実績推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助件数	7	8	11
利用量(m <sup>3</sup> )	99.9114	142.2822	207.8960
補助金交付額(円)	775,000	1,048,000	1,412,000

(出所:令和4年度盛岡市の農林業)

エ. 市産材利用店舗等支援事業

市域の森林から生産される木材の利用促進のため、市内で市産材を内外装に利用して商業店舗等を新築、増改築又は改装する場合に、視認できる面積に応じ補助金を交付しており、実績推移は以下のとおりである。

【図表 市産材利用店舗等支援事業の実績推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助件数	0	1	2
利用量(m <sup>2</sup> )	0	102.84	251.41
補助金交付額(円)	0	105,000	362,000

(出所:令和4年度盛岡市の農林業)

② 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	61	木材流通推進会議委員報酬
負担金、補助及び交付金	1,774	市産材利用住宅支援事業補助金 市産材利用店舗等支援事業補助金
原材料費	7,670	町内会への市産材支給 盛岡バスセンターへの市産材支給
合計	9,505	



## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果 11】 補助金に係る消費税等について

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階の取引で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上(消費税等の課税対象となる資産の譲渡等)に係る消費税額から課税仕入(消費税等の課税対象となる資産の譲受け等)に係る消費税額を控除(以下「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。また、確定申告にあたっては、課税期間終了後、2か月以内に確定申告書を提出することとされている。

補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)が補助対象の経費を支払うことなどは課税仕入に該当することがあるため、確定申告に際して補助事業で支払った経費等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、補助事業者は補助対象経費に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業完了後に消費税等の確定申告により、補助対象経費に含まれる消費税額及び地方消費税額(以下「消費税額等」という。)のうち課税仕入に係る消費税額等として控除できる金額が確定した場合には、原則として市に返還する必要がある。

盛岡市市産材利用店舗等支援事業補助金交付要綱では、補助事業者が補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合に、市に報告を義務付ける文言がない。補助事業者には消費税等の納税義務者であり、消費税等の申告により、補助対象経費に含まれる消費税額等のうち課税仕入に係る消費税等として控除できる金額が確定することもあるため、盛岡市市産材利用店舗等支援事業補助金交付要綱に消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還に関する文言を加えるように改正し、補助事業者について、補助金の額の確定から一定の期間が経過した後に補助対象経費に含めていた消費税額等に係る仕入税額控除の状況を報告させることとするとともに、その報告に消費税等の確定申告書等の写しを添付させて、報告内容について十分確認すべきである。

## 14. 森林適正管理推進事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	森林適正管理推進事業
所管部署	林政課
事業開始年度	平成6年度
事業の内容	<p>森林の適正な管理を推進する目的で、人工林の保育作業に係る森林所有者の経済的負担を軽減するため、私有林の間伐作業等に係る経費に対する補助を行う。</p> <p>1. 間伐等促進対策事業(平成19年度～)          下記(ア)～(ウ)の要綱を統廃合し、事業統合したもの。          平成21年度からは再造林も補助対象とした。</p> <p>(ア)森林適正管理事業(平成6年度～)          森林環境保全直接支援事業(実質補助率68%)のうち再造林、枝打ち、除伐、保育間伐及び間伐に要する経費について、標準経費の100分の9に相当する額以内の額を補助(かさ上げ補助)</p> <p>(イ)間伐材搬出利用促進事業(平成16年度～)          搬出する材木の体積1立方メートルにつき1,000円以内の額</p> <p>(ウ)作業道開設等促進事業(平成7年度～)          当該経費の100分の45に相当する額以内の額(姫神ウインドパーク事業寄附金を財源として活用)          ※平成10年度から経費の2分の1以内補助→45%以内で運用。(平成16年度要綱改正)</p> <p>2. 緊急除伐支援事業(令和3年度～)          市が定める除伐事業単価に面積を乗じて得た補助対象経費の100分の77を補助(森林環境譲与税活用)</p>
財源	農林業振興基金、一般財源
関連する指標	該当なし

当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	7,289	10,746	13,936
決算額(千円)	6,047	9,484	6,969

### ① 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	6,969	再造林 43.53ha、 作業道開設 691m、除伐 13.20ha
合計	6,969	

### (2) 監査の結果及び意見

#### 【結果 12】 補助金に係る消費税等について

消費税等は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階の取引で重ねて課税されないように、確定申告において、仕入税額控除する仕組みが採られている。また、確定申告にあたっては、課税期間終了後、2か月以内に確定申告書を提出することとされている。

補助事業者が補助対象の経費を支払うことなどは課税仕入に該当することがあるため、確定申告に際して補助事業で支払った経費等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、補助事業者は補助対象経費に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業完了後に消費税等の確定申告により、補助対象経費に含まれる消費税額等のうち課税仕入に係る消費税額等として控除できる金額が確定した場合には、原則として市に返還する必要がある。

盛岡市間伐等促進対策事業補助金交付要綱及び盛岡市緊急除伐支援事業補助金交付要綱では、補助事業者が補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合に、市に報告を義務付ける文言がない。補助事業者には消費税等の納税義務者であり、消費税等の申告により、補助対象経費に含まれる消費税額等のうち課税仕入に係る消費税等として控除できる金額が確定することもあるため、盛岡市間伐等促進対策事業補助金交付要綱及び盛岡市緊急除伐支援事業補助金交付要綱に消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還に関する文言を加えるように改正し、補助事業者について、補助金の額の確定から一定の期間が経過した後に補助対象経費に含めていた消費税額等に係る仕入税額控除の状況を報告させることとするとともに、その報告に消費税等の確定申告書等の写しを添付させて、報告内容について十分確認すべきである。

## 15. 市有林造成事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	市有林造成事業		
所管部署	林政課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	林政課が管理する森林3,716.7haにおいて、保育・間伐等の作業を実施し適切な管理を行うことにより、基本財産の構成を図るとともに、森林の公益的機能を持続的に発揮する。		
財源	搬出間伐については補助率100%(国庫補助:森林整備・林業等振興整備交付金)。その他は市の一般財源。		
関連する指標	「② 事業の効果測定について」に記載のとおり		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	55,993	47,720	46,987
決算額(千円)	59,376	51,249	36,737

#### ① 森林の間伐、保育について

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいう。間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は以下のとおりである。

樹種	間伐を実施すべき標準的な林齢					間伐の時期の目安	標準的な方法
	初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	19年	25年	33年	46年		間伐の実施時期は上層木の隣接する枝葉が重なり始めて3年以内を目安とします。	間伐の実施方法は原則として岩手県民有林林分密度管理図を利用します。
アカマツ	17年	21年	27年	36年	51年		
カラマツ	16年	21年	29年	48年			

(出所:盛岡市森林整備計画)

保育の標準的な方法は、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、以下のとおりである。

保育種類	樹種	実施標準林齢	標準的な方法	備考
下刈	スギ	1～5年（毎年）	造林木の成育状況、局地的気象条件及び造林木以外の植生の繁茂状況等を総合的に判断し、適正な時期、作業回数、作業方法を選定して行います。 実施時期はおおむね6～7月とします。	
	アカマツ	1～5年（毎年）		
	カラマツ	1～5年（毎年）		
つる切り	スギ	7年・11年	下刈の終了年以降に、つる類の繁茂が甚だしい箇所で行います。実施時期はおおむね8月～9月頃とし、つるを林木から引き離し枯らすこととします。 また、必要に応じて薬剤で切り口を処理します。	
	アカマツ	6年・10年		
	カラマツ	6年・10年		
除伐	スギ	8年・13年	林冠の閉鎖が始まる時期に、植栽木の成育を阻害している目的外樹木の除去を行います。 また、植栽木の成育の状況によって、被圧木・病虫害木・曲木、樹幹の形質や樹勢に欠点のある林木を中心に10%までの範囲で除去します。	
	アカマツ	7年・15年		
	カラマツ	8年・15年		
枝打ち	スギ	11年・16年	実施回数及び枝打ち高等は、生産目標に応じて実施します。 実施時期は、形成層の活動が活発となる時期や切り口が凍結するような厳寒期は避けるものとします。	

（出所：盛岡市森林整備計画）

直近3年の搬出間伐、保育間伐、除伐の実績は以下のとおりである。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
搬出間伐	20.80ha	13.15ha	4.29ha
保育間伐	75.98ha	70.79ha	34.26ha
除伐	0.00ha	0.00ha	0.65ha

（出所：林政課まとめ）

## ② 事業の効果測定について

市有林造成事業における成果指標として、森林経営計画における間伐の施業計画量の計画達成率が挙げられる。平成30年度から令和3年度にかけての計画達成率

の推移は以下のとおりである。計画達成率は各年度の積上げ数値で算出されるが、令和3年度の時点では計画を達成している状況にある。

	H30	R01	R02	R03
年間間伐実施量(除間伐+搬出間伐)	47.07	96.78	83.94	38.55
間伐実施量積み上げ…①	47.07	143.85	227.79	266.34
森林経営計画における間伐の施業計画量…② (H30～R04までの5ヵ年計画・1年当たり 64.909ha)	64.909	129.818	194.727	259.636
計画達成率(①/②)	73%	111%	117%	103%

(出所:林政課作成資料)

### ③ 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬費	723	市有林監視人等報償金
需用費	133	消耗品
役務費	6,036	火災保険料
委託料	21,020	搬出間伐、保育間伐、作業道改良業務
原材料費	84	砕石
負担金、補助及び交付金	8,741	矢櫃山造林一部事務組合負担金、 市行造林分収交付金
合計	36,737	

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果13】委託先の選定について

令和3年度に市有林除間伐作業委託を作業実施地区に応じて、その1～その3に分けて行っている。この3つの作業委託、及び、市有林搬出間伐作業委託について、一者随意契約により全て盛岡広域森林組合が委託先となっていた。所管課の担当者によれば、令和3年度に限らず、従来から一者随意契約により全て盛岡広域森林組合が委託先となっていたとのことである。業者選定理由として、当該事業地の造林業者であり、その後も継続して保育作業を受託してきた経緯があり、現場状況及び境界を熟知している唯一の業者であることが挙げられているが、作業内容としては、通常の

除間伐、搬出間伐とのことであり、どの事業者でも実施可能な作業内容であれば、競争入札により事業の経済性を高めるべきではないだろうか。この 4 契約について請負率を確認したところ、3 つの契約で 98%を超える請負率になっている。

【図表 各委託契約の請負率】

(単位:千円)

契約名	契約金額	設計額	請負率
令和 3 年度市有林除間伐その 1 作業委託	6,523	6,538	99.7644%
令和 3 年度市有林除間伐その 2 作業委託	7,767	9,070	85.6293%
令和 3 年度市有林除間伐その 3 作業委託	4,785	4,789	99.9081%
令和 3 年度市有林搬出間伐作業委託	1,870	1,907	98.0392%

(出所: 契約書等より監査人作成)

ただし、令和 4 年 9 月の往査時点において、令和 4 年度の市有林除間伐作業委託については、指名競争入札により業者選定が進められていることを確認している。

## 16. 外山森林公園管理事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	外山森林公園管理事業		
所管部署	林政課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	指定管理者により森林公園の維持管理及び管理棟、キャンプ場の運営管理を行う。 令和3年度事業では、指定管理料の支払い、施設修繕(水道施設滅菌装置)、雪害による倒木処理を行った。		
財源	市の一般財源である。 指定管理料のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(1,214,936円)で減収補填している。		
関連する指標	「② 事業の効果測定について」に記載のとおり		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	19,676	18,652	16,891
決算額(千円)	18,921	18,812	19,079

### ① 外山森林公園の概要について

公園内では、自然観察や宿泊キャンプ(7~8月)、日帰りでバーベキューなどができるほか、春秋にはきのこのもぎ取り販売も行っている。

名称	盛岡市外山森林公園
目的	森林を市民の保健休養の場として活用し、森林・林業に対する理解を深めるとともに、林業者の所得向上等、林業の振興に資する。
開園期間	4月29日から11月15日
開園時間	9時から17時(9月1日から11月15日までの期間にあつては、16時まで)
所在地	蕨川字大の平31番地1
敷地面積	91ha
建物面積	820.23㎡(管理棟、炊事場、便所、東屋、倉庫、雨天利用施設、展望台)
開設年月日	平成3年6月1日
設置経費	340,000千円
運営方法	指定管理(期間:平成31年4月1日から令和6年3月31日まで)
指定管理者	盛岡広域森林組合



指定管理料	16,085 千円/年	
連絡先	681-5132 (FAX 兼用)	
施設概要	総合案内施設(管理棟) 1 棟 キャンプ場(150 人収容) 1ha 貸しテント(8 人用) 26 張 貸しテント(5 人用) 34 張 炊事場 2 カ所 雨天利用施設 1 棟 あずまや 2 カ所	便所 4 か所 林間歩道 5.7km つり橋(30m) 1 基 展望台 2 基 きのこ園 2 カ所 アスレチック施設 1 か所 (15 ポイント)

(出所:令和4年度盛岡市の農林業)

## ② 事業の効果測定について

外山森林公園の利用実績の推移は以下のとおりである。

【図表 外山森林公園の利用実績の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	38,879 人	38,879 人	31,016 人

(出所:令和4年度盛岡市の農林業)

## ③ 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	394	消耗品、施設修繕料
委託料	18,647	指定管理料、倒木処理業務委託
原材料費	38	園内補修用資材
合計	19,079	

## (2) 監査の結果及び意見

### 【意見12】施設利用者の意見収集について

指定管理者仕様書には「一年度に一回以上、利用者の意見を直接聴く場を設けるなど、利用者の意見を幅広く聴き、その反映に努める。」とあり、利用者の意見を幅広く聴く必要がある。

しかし、現状のアンケートでは、毎年度の指定管理施設の管理運営状況を把握し、モニタリングを行うための「指定管理者のモニタリングシート」の「3 サービスの質の確認について」の「サービス提供の状況」の「適」「要改善」を埋めるための間になってお

り、利用者の意見・要望・苦情等に関する問がなかった。

利用者の意見等を幅広く聴くために、アンケートには意見等について、自由記載ができる欄を設けることや実際に実施している事業等についてのアンケートを追加する等利用者の意見を幅広く聴くことができるアンケート内容を追加することが望ましい。

#### 24 運営状況の監視と公表

市は、指定期間中、次の取組を基本としながら、指定管理者に対して施設の特性に応じて月報、四半期総括書等の提出を求めます。また、施設ごとに定期的な巡回点検や確認を行い、運営状況の把握に努めるとともに、一年度に一回以上、利用者の意見を直接聴く場を設けるなど、利用者の意見を幅広く聴き、その反映に努める。

(出所:盛岡市外山森林公園指定管理者仕様書)

### 3 サービスの質の確認について

#### (1) サービス提供の状況

項目		確認欄
職員対応	職員の身だしなみは適切か。	適・要改善
	利用者への対応のマナーは適切か。	適・要改善
	利用者に対する職員の案内、説明は分かりやすく丁寧に行われているか。	適・要改善
施設管理	施設は清潔に保たれているか。	適・要改善
	施設内の案内が利用者にわかりやすく表示されているか。	適・要改善
	施設は利用者が利用目的に沿って安全に使用できる状態になっているか。	適・要改善
苦情要望	利用者からの苦情・要望に対し、適切な対応がなされているか。	適・要改善
	利用者からの苦情・要望について、市への連絡報告が適切に行われているか。	適・要改善
利用促進	事業実施の周知が適切になされているか。	適・要改善
	使用許可手続きは円滑に行われているか。	適・要改善
	ホームページは「公の施設の指定管理者のインターネット利用指針」に沿って作成されているか。	適・要改善

(出所:指定管理者のモニタリングシート)

#### 1. 職員の対応について伺います。

(1) 対応した職員の身だしなみはいかがでしたか。

1. よい	2. おおむねよい	3. 普通	4. やや悪い	5. 悪い
-------	-----------	-------	---------	-------

(2) 対応した職員の態度はいかがでしたか。

1. よい	2. おおむねよい	3. 普通	4. やや悪い	5. 悪い
-------	-----------	-------	---------	-------

(3) 対応した職員の説明はわかりやすかったですか。

1. よい	2. おおむねよい	3. 普通	4. やや悪い	5. 悪い
-------	-----------	-------	---------	-------

2. 施設の様子について伺います。

(1) 施設は清潔に保たれていると感じましたか。

1. よい	2. おおむねよい	3. 普通	4. やや悪い	5. 悪い
-------	-----------	-------	---------	-------

(2) 施設内の案内表示(講座の開催場所、トイレや湯沸室の場所など)はわかりやすいと感じましたか。

1. よい	2. おおむねよい	3. 普通	4. やや悪い	5. 悪い
-------	-----------	-------	---------	-------

3. 利用手続きについて伺います。

(1) 利用手続きに必要な情報は手に入れやすかったですか。

1. よい	2. おおむねよい	3. 普通	4. やや悪い	5. 悪い
-------	-----------	-------	---------	-------

(2) 利用申し込みの手続きはスムーズでしたか。

1. よい	2. おおむねよい	3. 普通	4. やや悪い	5. 悪い
-------	-----------	-------	---------	-------

○回答された方について伺います。

(1) お住まい

1. 市内	2. 市外(市町村名: )
-------	---------------

(2) 性別

1. 男性	2. 女性
-------	-------

(3) 年齢

1. 10代	2. 20代	3. 30代	4. 40代	5. 50代	6. 60代
7. 70代	8. 80代以上				

(4) 施設の利用回数

1. 年に数回程度	2. 月に数回程度	3. 週に数回程度	4. 今回が初めて
5. その他( )			

(出所:利用者アンケート)

### 【意見 13】 備品の現物確認について

外山森林公園の指定管理者は、市の所有に属する外山森林公園の備品について、備品の状況を明らかにし、年度末の現在高を市に報告しなければならないとされている。事業報告書に備品台帳を添付して、市に報告しているが、実際に現物確認したか否かについて、備品台帳を確認しただけでは、判別ができない。

備品の実在性を確認するため、備品の現物確認を1年に1回、指定管理者に依頼

し、現物確認の結果を報告するように依頼すべきである。

(物品の維持管理)

第 13 条 乙は、盛岡市財務規則(昭和 46 年規則第 33 号)の規定に基づき、外山森林公園に備えられた物品の適正な維持管理に努めなければならない。

2 乙は、甲の所有に属する備品について、それを受け入れたときは、速やかに甲に報告し、現に使用されている備品を使用する必要がなくなったとき又は使用することができなくなったときは、速やかに甲に返納するものとし、その管理に係る備品の状況を明らかにした備品管理簿を備えなければならない。また、年度末の現在高について、甲の定める日までに甲に報告しなければならない。

(出所:盛岡市外山森林公園の管理運営に関する基本協定書)

#### 【意見 14】 備品台帳について

外山森林公園の指定管理者は、事業報告書に備品台帳を添付して、市に報告しているが、備品台帳には配置場所や配置状況の記載がない。備品について、取得年月日が相当古い備品が多くあり、配置場所等の把握が困難な備品も多くあることが想定される。

指定管理者が変わることもあり、備品の配置場所等の引継ぎが十分に行われない可能性もある。現物確認を容易にするためにも、備品台帳の摘要欄に配置場所を記載することを検討してもよいであろう。

#### 【意見 15】 修繕履歴等の一覧表について

外山森林公園の開設年月日は平成 3 年 6 月 1 日であり、開設から相当の年月が経過しており、修繕が必要な箇所が存在している。

そのため、修繕について、予算金額が限られている中で、過去の修繕履歴、現状の要修繕事項、今後の修繕見込みについて、優先順位を立て、計画的に修繕を進めるべきである。現状、過年度の修繕履歴、今後の修繕見込みについて、一覧表になっているものはないため、今後効率的な修繕を進めるために修繕履歴・見込み等を一覧表として作成することが望ましい。

## 17. 都南つどいの森管理事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	都南つどいの森管理事業		
所管部署	林政課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	指定管理者による森林公園の維持管理及び管理棟、キャンプ場の運営管理を行う。 令和3年度事業では、指定管理料の支払い、遊具製作設置業務委託を行った。		
財源	市の一般財源 委託料 ・遊具製作設置業務委託、複写機使用料、原材料は、県補助100% ・指定管理料は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(7,036,474円)により減収分補填		
関連する指標	「② 事業の効果測定について」に記載のとおり		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	51,721	36,068	38,075
決算額(千円)	47,577	41,860	44,998

### ① 都南つどいの森の概要について

都南つどいの森内では、キャンプ場、球技施設、バーベキューハウスや森林創作実習館で自然体験学習コーナーを各種用意している。

名称	盛岡市都南つどいの森
目的	近年に見る森林や自然の機能や役割に対する意識の高揚と、市民の保健休養施設及び森林レクリエーション施設に対する多様なニーズに応える。
所在地	盛岡市湯沢1地割1番地13
区域面積	58.86ha(市有林:29.49ha、私有林:29.37ha)
建物面積	1,783.96 m <sup>2</sup>
開設年月日	昭和53年11月4日
運営方法	指定管理(期間:平成31年4月1日から令和6年3月31日まで)
指定管理者	公益財団法人盛岡市都南自治振興公社
指定管理料	35,406千円/年

連絡先	638-2270	
施設概要	オートキャンプ場 10 区画 バンガロー 5 棟 キャビン 10 棟 常設テント 24 張 バーベキューハウス 1 棟 管理棟(売店) 1 棟	全天候型テニスコート 2 面 多目的グラウンド 1 面 森林創作実習館 アスレチック施設 炭焼き釜等

(出所:令和4年度盛岡市の農林業)

## ② 事業の効果測定について

都南つどいの森の利用実績の推移は以下のとおりである。

【図表 都南つどいの森の利用実績の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	68,091 人	46,806 人	41,518 人

(出所:令和4年度盛岡市の農林業)

## ③ 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	1,132	消耗品費、施設修繕費
委託料	43,840	指定管理料、遊具製作設置業務
使用料及び賃貸料	5	複写機使用料
原材料費	21	看板材料
合計	44,998	

### (2) 監査の結果及び意見

#### 【意見16】施設利用者の意見収集について

指定管理者仕様書には「一年度に一回以上、利用者の意見を直接聴く場を設けるなど、利用者の意見を幅広く聴き、その反映に努める。」とあり、利用者の意見を幅広く聴く必要がある。

しかし、現状のアンケートでは、毎年度の指定管理施設の管理運営状況を把握し、モニタリングを行うための「指定管理者のモニタリングシート」の「3 サービスの質の確認について」の「サービス提供の状況」の「適」「要改善」を埋めるための間になっており、利用者の意見・要望・苦情等に関する問がなかった。

利用者の意見等を幅広く聴くために、アンケートには意見等について、自由記載ができる欄を設けることや実際に実施している事業等についてのアンケートを追加する等利用者の意見を幅広く聴くことができるアンケート内容を追加することが望ましい。

#### 24 運営状況の監視と公表

市は、指定期間中、次の取組を基本としながら、指定管理者に対して施設の特性に応じて月報、四半期総括書等の提出を求めます。また、施設ごとに定期的な巡回点検や確認を行い、運営状況の把握に努めるとともに、一年度に一回以上、利用者の意見を直接聴く場を設けるなど、利用者の意見を幅広く聴き、その反映に努める。

(出所:盛岡市都南つどいの森指定管理者仕様書)

### 3 サービスの質の確認について

#### (1) サービス提供の状況

項目		確認欄
職員 対応	職員の身だしなみは適切か。	適・要改善
	利用者への対応のマナーは適切か。	適・要改善
	利用者に対する職員の案内, 説明は分かりやすく丁寧に行われているか。	適・要改善
施設 管理	施設は清潔に保たれているか。	適・要改善
	施設内の案内が利用者にわかりやすく表示されているか。	適・要改善
	施設は利用者が利用目的に沿って安全に使用できる状態になっているか。	適・要改善
苦情 要望	利用者からの苦情・要望に対し, 適切な対応がなされているか。	適・要改善
	利用者からの苦情・要望について, 市への連絡報告が適切に行われているか。	適・要改善
利用 促進	事業実施の周知が適切になされているか。	適・要改善
	使用許可手続きは円滑に行われているか。	適・要改善
	ホームページは「公の施設の指定管理者のインターネット利用指針」に沿って作成されているか。	適・要改善

(出所:指定管理者のモニタリングシート)

#### 1. 職員の対応について伺います。

(1) 対応した職員の身だしなみはいかがでしたか。

1. よい	2. おおむねよい	3. 普通	4. やや悪い	5. 悪い
-------	-----------	-------	---------	-------

(2) 応対した職員の態度はいかがでしたか。

1. よい	2. おおむねよい	3. 普通	4. やや悪い	5. 悪い
-------	-----------	-------	---------	-------

(3) 応対した職員の説明はわかりやすかったですか。

1. よい	2. おおむねよい	3. 普通	4. やや悪い	5. 悪い
-------	-----------	-------	---------	-------

2. 施設の様子について伺います。

(1) 施設は清潔に保たれていると感じましたか。

1. よい	2. おおむねよい	3. 普通	4. やや悪い	5. 悪い
-------	-----------	-------	---------	-------

(2) 施設内の案内表示(講座の開催場所、トイレや湯沸室の場所など)はわかりやすいと感じましたか。

1. よい	2. おおむねよい	3. 普通	4. やや悪い	5. 悪い
-------	-----------	-------	---------	-------

3. 利用手続きについて伺います。

(1) 利用手続きに必要な情報は手に入れやすかったですか。

1. よい	2. おおむねよい	3. 普通	4. やや悪い	5. 悪い
-------	-----------	-------	---------	-------

(2) 利用申し込みの手続きはスムーズでしたか。

1. よい	2. おおむねよい	3. 普通	4. やや悪い	5. 悪い
-------	-----------	-------	---------	-------

○回答された方について伺います。

(1) お住まい

1. 市内	2. 市外(市町村名: )
-------	---------------

(2) 性別

1. 男性	2. 女性
-------	-------

(3) 年齢

1. 10代	2. 20代	3. 30代	4. 40代	5. 50代	6. 60代
7. 70代	8. 80代以上				

(4) 施設の利用回数

1. 年に数回程度	2. 月に数回程度	3. 週に数回程度	4. 今回が初めて
5. その他( )			

(出所:利用者アンケート)

### 【意見 17】 備品の現物確認について

都南つどいの森の指定管理者は、市の所有に属する都南つどいの森の備品について、備品の状況を明らかにし、年度末の現在高を市に報告しなければならないとされている。事業報告書に備品台帳を添付して、市に報告しているが、実際に現物確認したか否かについて、備品台帳を確認しただけでは、判別ができない。

備品の実在性を確認するため、備品の現物確認を1年に1回、指定管理者に依頼



し、現物確認の結果を報告するように依頼すべきである。

(物品の維持管理)

第 13 条 乙は、盛岡市財務規則(昭和 46 年規則第 33 号)の規定に基づき、都南つどいの森に備えられた物品の適正な維持管理に努めなければならない。

2 乙は、甲の所有に属する備品について、それを受け入れたときは、速やかに甲に報告し、現に使用されている備品を使用する必要がなくなったとき又は使用することができなくなったときは、速やかに甲に返納するものとし、その管理に係る備品の状況を明らかにした備品管理簿を備えなければならない。また、年度末の現在高について、甲の定める日までに甲に報告しなければならない。

(出所:盛岡市都南つどいの森の管理運営に関する基本協定書)

### 【意見 18】 備品台帳について

都南つどいの森の指定管理者は、事業報告書に備品台帳を添付して、市に報告しているが、備品台帳には配置場所や配置状況の記載がない。備品について、取得年月日が相当古い備品が多くあり、配置場所等の把握が困難な備品も多くあることが想定される。

指定管理者が変わることもあり、備品の配置場所等の引継ぎが十分に行われない可能性もある。現物確認を容易にするためにも、備品台帳の摘要欄に配置場所を記載することを検討してもよいであろう。

### 【意見 19】 修繕履歴等の一覧表について

都南つどいの森の開設年月日は昭和 53 年 11 月 4 日であり、開設から相当の年月が経過しており、修繕が必要な箇所が存在している。

そのため、修繕について、予算金額が限られている中で、過去の修繕履歴、現状の要修繕事項、今後の修繕見込みについて、優先順位を立て、計画的に修繕を進めるべきである。現状、過年度の修繕履歴、今後の修繕見込みについて、一覧表になっているものはないため、今後効率的な修繕を進めるために修繕履歴・見込み等を一覧表として作成することが望ましい。

## 18. 森林保全事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	森林保全事業		
所管部署	林政課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	民有林の適正な管理と山火事を防止するため、森林の巡視活動や周知のための広報活動を行うもの。 森林保全巡視業務、山火事防止広報業務を委託により実施している。		
財源	市の一般財源		
関連する指標	公には設定していないが、山火事の発生件数が想定される。令和元年度から令和3年度の直近3年度において、山火事は発生していない。		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	3,243	2,601	1,806
決算額(千円)	2,901	2,591	1,806

#### ① 森林保全巡視業務について

森林保全巡視業務は、盛岡市内の民有林全域を年間通して、盛岡地域、都南地域、玉山地域に区分し、半日巡視を行う業務である。実施回数、業務内容は以下のとおりである。

#### 【業務委託仕様書より抜粋】

4 実施回数	
半日巡視 81回(半日巡視とは、4時間とする。)	
(内訳)	
都南地域 21回	月に2回とするが、1月から3月は月に1回とする。
盛岡地域 30回	月に3回とするが、1月から3月は月に1回とする。
玉山地域 30回	月に3回とするが、1月から3月は月に1回とする。
横断幕の設置 45枚(4月、半日7回分)	
横断幕の撤去 45枚(11月、半日7回分)	
6 業務内容	
(1) 巡視業務及び指導	

下記の項目について、森林の保全管理を推進する上で効果的な巡視及び指導を実施するものとする。

- ア 普通林の無届伐採、無届行為及びその他法令に基づく違反行為未然防止
- イ 保安林の無許可(無届)伐採の未然防止
- ウ 山火事防止のため、気象、その他の状況に応じて火入れ・野焼き・焚き火等の火気の取扱いに対する注意
- エ 災害の未然防止及び森林産物の盗採等の防止
- オ その他、森林の保全に関すること

#### (2) 調査

森林の公益的機能の増進と適正な管理を推進するため、下記の項目について調査を行うものとする。

- ア 伐採届届出内容の履行状況の確認
  - ①伐採状況の確認
  - ②伐採後の造林・更新状況の確認
- イ 災害の早期発見
  - ①自然災害の発見(土砂崩れ、倒木、土石流等の発生)
  - ②森林病虫獣害の発見(松くい虫被害、ニホンジカ、カモシカ食害等)
- ウ 管理放棄林分の調査と要作業林分の抽出

#### (3) 報告

- ア 上記業務実施に係る巡視・指導日誌及び調査記録等の定期報告(報告日1回に付き1枚以上の写真を添付)及び緊急時の随時報告を行うこと。
- イ その他、森林の保全に関すること。

#### (4) 山火事防止啓発横断幕の設置及び撤去

山火事防止を啓発するため市が別途支給する横断幕や標識を設置すること。また、冬季間前に撤去・回収すること。

委託先は盛岡広域森林組合である。盛岡広域森林組合は、市内山間部のほぼ全域で私有林の造林作業を実施しており、山林の所在と地形に精通しているほか、森林管理の適正化を推進する上で、適切な調査・指導を行うための専門知識を有しているという理由で、一者随意契約となっている。

## ② 山火事防止広報業務について

4月5月は空気が乾燥し山火事が起こりやすい時期である。山火事防止広報業務は、山火事を未然に防ぐため、山菜採りや溪流釣り等の入山者及び地域住民に対し、巡回広報車による呼びかけを行う業務である。

本業務は、盛岡・都南地域と玉山地域について、4月5月のうち市が設定した13日間、各日午前10時から午後3時半の時間にかけて行われる。

業者選定にあたっては、盛岡市入札参加者業務委託等の登録業者で広告・宣伝業務に登録している業者のうち、過去5年間に当該業務委託の見積通知を行っている3者を選定し、随意契約見積合わせを実施して業者を決定している。

## ③ 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	50	消耗品
委託料	1,756	森林保全巡視業務委託、山火事防止広報業務委託
合計	1,806	

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果14】山火事防止広報業務の見積り依頼について

山火事防止広報業務の平成30年度から令和3年度の委託先業者を確認したところ、全ての年度において株式会社エヌプロが委託先に選定されていた。令和3年度の委託先選定は、盛岡市入札参加者業務委託等の登録業者で広告・宣伝業務に登録している業者のうち、過去5年間に当該業務委託の見積通知を行っている3者に対して見積り依頼を行っていた。このような見積り依頼の仕方では、過去に見積り依頼を受けていない業者はこの業務を受託することができない。山火事防止広報業務は、巡回広報車による呼びかけを行う業務であり、特殊な業務というわけでもないため、事業者に対し幅広く業務の履行可否を確認し、見積り依頼をするべきである。ただし、令和4年度は、盛岡市業務委託等参加資格者名簿のうち「その他委託-広告・宣伝-市内業者」に登録されている22者に業務の履行可否の確認を行い、業務履行可能な業者に対して見積り依頼、さらには見積り合わせを行った上で業者を決定していることを、監査期間中に確認している。

## 19. 林道管理事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	林道管理事業		
所管部署	林政課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	盛岡市林政課が管理する林道(50路線、174km)について、良好な状態で維持管理するため、路面補修(穴埋め、砕石補充等)、除草、除雪等を実施し、通行の安全を確保するものである。		
財源	市の一般財源である。		
関連する指標	該当なし		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	21,238	21,740	21,845
決算額(千円)	23,803	28,467	33,628

### ① 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬費	262	林道監視人報償金
需用費	491	消耗品、印刷製本費、自動車関係費
役務費	85	道路賠償保険料
委託料	30,615	林道補修費、除雪、草刈等
使用料及び賃借料	102	複写機使用料
工事請負費	1,078	林道一盃森線舗装工事
原材料費	995	側溝蓋、舗装補修材等
合計	33,628	

### (2) 監査の結果及び意見

#### 【結果15】路面補修等業務の写真について

路面補修等業務委託の仕様書では、写真管理は、各施工箇所工種毎に着工前、竣工後、必要に応じ施工中、出来形検測を撮影し、作業報告書(日報)と併せて提出を求めているが、着工前、竣工後の写真が提出されていない路面補修工事が散見された。

仕様書では、出来形検測だけでなく、着工前、竣工後の写真を提出することになっ

ているため、着工前、竣工後の写真を提出するように適切に指導を行うべきである。

(施工管理)

第4条 施工の際には、工事看板等の交通安全対策を講じ、交通事故の未然防止に努めることとし、状況に応じて交通誘導警備員を配置するものとする。  
2 写真管理は、各施工箇所工種毎に着工前、竣工後と、必要に応じ施工中、出来形計測を撮影し、作業報告書(日報)と併せて提出するものとする。

(出所:令和3年度年間単価契約舗装補修等業務委託仕様書)

### 【意見20】路面補修工事の作業報告書添付写真の日付について

路面補修工事の舗装補修集計表では、維持補修作業員作業が7月5日～8日で実施となっていたが、構造物撤去の写真の日付が「2021.7.12」「2021.7.13」「2021.7.15」となっていた。カメラの日付設定が誤っていたことが理由ではないかとの回答であったものの、舗装補修集計表と写真日付の間に齟齬が生じていた。実際にカメラの日付設定が誤っていたことが要因であるか否かは不明であるが、受託者からの提出資料での整合性が取れていない状況であった。カメラの日付設定を誤ることはあり得るが、その添付した写真の余白に実際の作業日を記載してもらうなどの措置が必要であったものと思われる。

今後、舗装補修集計表と写真日付の間に齟齬が生じていた際には、添付した写真の余白に実際の作業日を記載するように適切に指導を行うべきである。

### 【意見21】除排雪報告書(月報)の提出期日について

道路除排雪業務委託(林道)特記仕様書では、除排雪報告書(月報)及び業務開始前、業務中並びに業務完了後を撮影した写真を添付のうえ、月末までに発注者に提出を求めている。

しかし、月報を月末までに発注者に提出することは月末の前日までの内容を事前に精査し、月の末日の内容を直ぐに記載し、即日に提出することが必要となる。道路除排雪業務は月末日の24時を超えて月初日まで作業することもあり、月報を月末までに提出することが不可能な場合がある。

3月31日は比較的除排雪業務を行うことは少ないとのことであり、年度末である3月の月報は3月末日までの提出はそのままとしても、年度中の月報の提出期日は「翌月の○日まで」と仕様書を改正し、現実に則した仕様書とすることが望ましい。

(業務報告)

第6条 受注者は、別に定める除排雪報告書(月報)及び業務開始前、業務中並びに業務完了後を撮影した写真を添付のうえ、月末までに発注者に提出するものと

する。なお、各月の稼働がない場合でも、その旨を報告すること。

(出所:道路除排雪業務委託(林道)特記仕様書)

### 【意見 22】 林道除草業務の実績一覧表の作成について

林道除草業務委託では、予算的に全林道について除草作業を行うことが困難であり、毎年、生活路線が多い除雪路線について、優先的に除草作業を行っており、その上で予算残があれば、追加で必要と認められた林道の除草作業を毎年、実施しているものである。令和 3 年度は予算残で住民からの要望で林道鬼ヶ瀬線の除草を行った。

過年度の除草実績を考慮した上で、必要と思われる林道の除草作業を実施しているとのことであったが、過年度除草実績一覧表のような形式では保有していないとのことであった。過年度除草実績一覧表があれば、市としても引継ぎが必要な場合に、後任の担当者も過年度の除草実績や今後の見込みを把握することが容易となり、対外的にも経年で除草実績を提示することにより、除草作業の優先順位が分かり、住民への説明責任も果たすことができる。

計画的な林道除草業務を実施するために経年での除草実績一覧表を作成することが望ましい。

## 20. カモシカ食害対策事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	カモシカ食害対策事業		
所管部署	林政課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	人工植栽した幼齡林(概ね 1～5 年生)をカモシカの食害から守ることにより、森林の育成を図る。		
財源	国庫補助 2/3、その他は市の一般財源		
関連する指標	設定されていないが、口頭ベースで食害対策の効果の有無は確認している。		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	1,530	1,968	1,968
決算額(千円)	1,256	1,029	1,067

#### ① カモシカ食害防除作業について

カモシカは、本州、四国、九州に生息する偶蹄目ウシ科ヤギ亜科の動物で、日本の固有種として学術上貴重な種である。1934年(昭和9年)に天然記念物の指定を受けたが、戦後の密猟等によって個体数が減少し、1955年(昭和30年)に文化財保護法により特別天然記念物に指定されている。これらの保護政策と密猟の取締り強化等により狩猟圧から解放されたことや、戦後の拡大造林の進展による良好な餌場の一時的形成により、全国的に地域個体群の回復が進んだこともあり、その結果、幼齡造林木への食害の問題が顕在化してきている。

本事業において、人工植栽した幼齡樹をカモシカの食害から守るため、カモシカ食害防除作業を委託により行っている。防除方法は、造林木に対するカモシカ忌避剤の散布であり、当該作業について、その1、その2に区分して、それぞれ、盛岡広域森林組合、有限会社二和木材と委託契約を締結している。業者選定理由としては、森林の造林者であり現場状況を熟知していることが挙げられている。森林の造林者であれば、当該森林に熟知しており、効率的に業務を遂行することが期待される一面がある。

本事業の財源として、国庫補助として文化財保存事業費補助金が入っている。負担率は2/3となっており、残りは市の一般財源となっている。



直近3年間の防除面積、防除本数の推移は以下のとおりである。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
防除面積 (ha)	13.69	8.92	9.93
防除本数 (本)	38,750	25,457	25,817

(出所:林政課まとめ)

## ② 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	16	消耗品
委託料	1,051	カモシカ食害防除作業委託
合計	1,067	

### (2) 監査の結果及び意見

#### 【意見23】委託先が実際に作業に要した作業日数の把握について

本事業の委託料の積算において人件費の構成割合は小さくなく、所要人夫数、すなわち作業日数に、想定される人件費単価を乗じて計算される。委託先から提出される作業委託終了届を確認したところ、着手年月日、終了年月日は記載されているが、実際作業にどれくらいの時間を要したかは記載されていない。作業日数が委託料の積算要素として構成されている以上は、事業の経済性の観点から、実際の作業日数を把握するよう努めるべきではないだろうか。

## 2 1. マツクイムシ被害防止対策事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	マツクイムシ被害防止対策事業		
所管部署	林政課		
事業開始年度	平成 21 年度		
事業の内容	被害木の伐採及びくん蒸等の駆除を行い、アカマツを枯死させるマツクイムシ被害の拡大を最小限に抑止する。		
財源	「② 松くい虫被害防止対策事業の財源について」に記載のとおり。		
関連する指標	設定されていない。		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額(千円)	16,219	13,609	12,966
決算額(千円)	14,145	10,560	12,223

#### ① 松くい虫被害について

全国の松くい虫被害による被害材積は昭和 54 年度に約 243 万立方メートルに達したあとは減少傾向にあり、令和 2 年度には約 30 万立方メートルとピーク時の 8 分の 1 程度の水準になっている。しかし、地域によっては新たな被害の発生が確認されたほか、気象要因(猛暑や残暑になるとマツノマダラカミキリの活動が活発になる。)により発生が増加する場合もある。

岩手県内の松くい虫被害は平成 15 年度をピークに減少傾向にある。被害が減少した要因としては、紫波町や奥州市などの被害がまん延した地域で、長年にわたる被害によりマツが枯死し、マツそのものが減少したことによる。被害まん延地域の対策としては、通常の駆除では被害終息が難しいことから、松林を他の樹種へ転換するよう推進している。

盛岡市内の松くい虫被害は、平成 21 年に大ケ生地域で初めて感染が確認された。その後、黒川、手代森、東中野と被害地域が北上し、平成 24 年には一気に上米内地域まで被害が拡大した。また、平成 26 年 5 月に玉山地域で新たに被害が確認され、令和 3 年度も玉山地域で継続して被害が発生している。

直近 3 年間の駆除本数、駆除材積等の実績の推移は以下のとおりである。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
駆除本数(本)	788	770	809
駆除材積(m <sup>3</sup> )	424.33	280.18	323.38
被害区域面積(ha)	409	407	211
被害材積(m <sup>3</sup> )	631	449	432

(出所:林政課まとめ)

## ② 松くい虫被害防止対策事業の財源について

松くい虫被害防止対策事業の財源は以下のとおりである。

事業名	内容
国庫補助事業	守るべき松林とその周辺の松林(対策対象松林)における単木駆除に対する補助(補助率 75%:国 50、県 25)。
県単独補助事業	国庫補助の対象とならない地域における単木駆除について対象とするもの(補助率 75%)。
大臣命令駆除事業	農林水産大臣による命令により駆除を実施するもの。国→県→市へ事業が委託される(補助率 100%:国 100)。
環境林整備事業	守るべき松林において実施する単木駆除に対する補助。各種補助事業の実施不可(補助率 75%:国 50、県 25)
知事命令駆除事業	県知事による命令により駆除を実施するもの。県→市へと事業が委託される(補助率 100%:国 50、県 50)

(出所:林政課作成資料)

## ③ 令和 3 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 3 年度 決算額	主な内容
旅費	3	
役務費	8	郵便料
委託料	12,212	松くい虫被害木駆除業務委託
合計	12,223	

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果 16】再委託の承諾について

松くい虫被害木駆除業務委託は、その1～その16まで区分して業務委託が行われているが、一部の業務委託について再委託が行われており、市は再委託の事実を把握していない状況であった。業務委託契約約定で定めているとおり、再委託にあたって、委託先である盛岡広域森林組合は市の承諾を得る必要がある。

### 【業務委託契約約定より抜粋】

(一括再委任又は一括下請負の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

また、市が承諾するにあたっては、再委託が必要となる合理的な理由や、再委託の契約金額に異常がないことについて検討することが必要であろう。

### 【意見 24】委託先が実際に作業に要した作業日数の把握について

本事業における委託業務について、委託料の積算において人件費の構成割合は小さくなく、所要作業日数に、想定される人件費単価を乗じて計算される。委託先から提出される作業完了届を確認したところ、着手年月日、終了年月日は記載されているが、実際作業にどれくらいの時間を要したかは記載されていない。作業日数が委託料の積算要素として構成されている以上は、事業の経済性の観点から、実際の作業日数を把握するよう努めるべきではないだろうか。

### Ⅲ 産業振興課

#### 22. 農地中間管理事業

##### (1) 事業の概要

事業の名称	農地中間管理事業		
所管部署	産業振興課		
事業開始年度	平成 22 年度		
事業の内容	<p>地域農業マスタープランを基本に据え、農地中間管理機構である公益社団法人岩手県農業公社が農地の中間的受け皿となり、所有者から農地を借り受け、担い手農家(認定農業者)などにまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けることにより、農地の集積・集約化を進めていく事業である。</p> <p>農地中間管理機構が農地の借受け・貸付け、管理、基盤整備等による利用条件の改善を行うが、このうち、借受け・貸付けの事務については、市町村が、農地中間管理機構からの委託を受けて事務を行う。</p> <p>また、農地の集積・集約化を進めるための支援として、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化を行った農業者や地域に対して、国の農地集積・集約化対策事業実施要綱に基づき、「機構集積協力金」を交付している。盛岡市機構集積協力金支給要綱には、地域集積協力金(集積タイプ、集約化タイプ)及び経営転換協力金が規定されており、それぞれの要件を満たした場合に、農業者や地域に対して交付される。</p>		
財源	機構集積協力金は、その全額が国の負担であり、その他の経費は市の一般財源である。		
関連する指標	「② 農用地集積化の状況について」に記載のとおり		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	1,801	8,863	1,168
決算額(千円)	1,259	7,355	3,300
交付件数	3 戸	5 戸、1 地域	9 戸

### ① 機構集積協力金について

機構集積協力金は、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積及び分散した農地の面的集積を推進することを目的として、農業者に対して機構集積協力金を交付するものである。

機構集積協力金の詳細は、国の「農地集積・集約化対策事業実施要綱」等に定められているが、市においても、「盛岡市機構集積協力金支給要綱」により、支給要件、支給対象者、支給の額及び申請手続等を定めている。

盛岡市機構集積協力金支給要綱においては、機構集積協力金は、地域集積協力金(集積タイプ、集約化タイプ)と経営転換協力金とに区分され、このうち、令和3年度に交付した9件のうち、6件が経営転換協力金である。

### ② 農用地集積化の状況について

市は、「盛岡市総合計画 実施計画(2022-2024)」において、農用地の利用集積面積を「まちづくり指標」の一つに位置付けており、認定就農者などの農用地利用面積を、令和6年度までに4,581haとすることを目標に掲げている。

また、令和3年3月に策定した「もりおか農業・農村振興ビジョン2030」において、農用地の利用集積率を令和12年度に80.0%とすることを目標に掲げている。

【図表 農用地の利用集積面積及び利用集積率】

区分	目標値	実績値
農用地の利用集積面積	令和6年度:4,581ha	令和2年度:3,730ha
農用地の利用集積率	令和12年度:80.0%	令和2年度:43.0%

(注)農用地の利用集積率＝認定就農者などの利用面積／農地面積全体

(出所:「盛岡市総合計画 実施計画(2022-2024)」、「もりおか農業・農村振興ビジョン2030」)

### ③ 令和3年度の決算額の内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	97	会計年度任用職員 報酬
共済費	22	会計年度任用職員 社会保険料
旅費	7	会計年度任用職員 通勤手当
需用費	12	事務用消耗品
使用料及び賃借料	75	複写機使用料
負担金、補助及び交付金	2,887	経営転換協力金

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
償還金、利子及び割引料	200	経営転換協力金返還金
合計	3,300	

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果17】盛岡市機構集積協力金支給申請書の受領時期について

令和3年度に機構集積協力金(経営転換協力金)を交付した6件については、令和4年1月の日付で「盛岡市機構集積協力金支給申請書」が提出されている。

一方、盛岡市機構集積協力金支給要綱第5においては、機構集積協力金の額を算出するにあたり、同要綱第6第1項に定める「盛岡市機構集積協力金支給申請書」の申請日に応じて異なる適用単価を定めている。

(機構集積協力金の額)

第5 機構集積協力金のうち地域集積協力金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

2 機構集積協力金のうち経営転換協力金の額は、次の各号に掲げる第6第1項の申請があった日の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 平成31年1月1日から令和3年12月31日まで

農地面積(平成31年1月1日以後に機構に貸し付けられた農地であって、第6第1項の申請があった日において第4第2号に定める要件を満たすものの面積(けい畔の面積を含み、1アール未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた面積とする。)をいう。次号において同じ。)に10アールにつき1万5,000円を乗じて得た額以内の額(その額が50万円を超えるときにあつては、50万円)

(2) 令和4年1月1日から令和5年12月31日まで

農地面積に10アールにつき1万円を乗じて得た額以内の額(その額が25万円を超えるときにあつては、25万円)

(出所:盛岡市機構集積協力金支給要綱)

機構集積協力金の交付事務においては、「盛岡市機構集積協力金支給申請書」の提出前に、国の農地集積・集約化対策事業実施要綱に基づく「経営転換協力金交付申請書」の提出が前提とされている。

令和3年度の交付対象案件については、市の要綱に定める「平成31年1月1日から令和3年12月31日まで」の単価(10アールにつき1万5,000円を乗じて得た額以内の額(その額が50万円を超えるときにあつては、50万円))を適用することが想定

されており、「盛岡市機構集積協力金支給申請書」が令和3年3月31日までに提出されることが前提とされている。

一方、市の要綱に定める「令和4年1月1日から令和5年12月31日まで」の単価(10アールにつき1万円を乗じて得た額以内の額(その額が25万円を超えるときには、25万円))は、令和4年度の交付対象案件に適用することを想定した単価である。

令和3年度に機構集積協力金(経営転換協力金)を交付した6件については、国の要綱に基づく「経営転換協力金交付申請書」は令和3年12月中に提出され、令和3年度の適用単価にて協力金が交付されているものの、市の要綱に基づく「盛岡市機構集積協力金支給申請書」が、令和4年度の適用単価となる令和4年1月1日以後の日付で提出されていることから、結果として、市の要綱の定めよりも大きい金額が交付される形となっている。

これは、所管課が盛岡市機構集積協力金支給要綱の定めを踏まえずに事務処理日程を定め、申請者に対して年明けの日付での支給申請書の提出を求めた結果生じたものであり、実態から判断して返還等は要しないが、今後、要綱等に沿った形で事務処理日程を見直し、適切に交付事務を行う必要がある。



## 23. 多面的機能支払交付金事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	多面的機能支払交付金事業		
所管部署	産業振興課		
事業開始年度	平成 26 年度		
事業の内容	農業・農村は、国土の保全・水源の涵養、自然環境の保全・良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するために交付金を支払う事業である。 平成 26 年度から従来の「農地・水保全支払交付金」から「多面的機能支払交付金」に改称されたものである。		
財源	財源は、国 1/2、県 1/4、市 1/4 である。		
関連する指標	「② 事業の効果測定について」に記載のとおり		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額(千円)	71,542	77,422	79,822
決算額(千円)	70,108	70,752	69,047
交付件数	15	16	16

#### ① 多面的機能支払交付金について

多面的機能支払交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地、農業用水等の保全・管理のための地域の活動を支援する交付金であり、対象となる活動等は以下のとおりである。

交付金	対象となる活動
農地維持支払交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持などの基礎的な共同活動</li> <li>・農地や水路等の適切な保全管理のための推進活動</li> </ul>
資源向上支払交付金 (共同活動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路、農道等の施設の軽微な補修</li> <li>・植栽による景観形成などの農村環境保全活動</li> <li>・地域の創意工夫に基づく多面的機能の増進を図る活動</li> </ul>

交付金	対象となる活動
資源向上支払交付金 (長寿命化)	・老朽化が進む農地周りの農業用排水路や農道等の施設の長寿命化のための補修・更新等の活動

(出所:令和3年度盛岡市の農林業より抜粋)

## ② 事業の効果測定について

多面的機能支払交付金の対象面積及び活動組織数の推移は以下のとおりである。

【図表 多面的機能支払交付金事業(玉山地域)の実績推移】

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	対象面積 (a)	活動組織数	対象面積 (a)	活動組織数	対象面積 (a)	活動組織数
農地維持支払交付金	86,275	14	94,975	15	95,328	15
資源向上支払交付金 (共同活動)	71,418	10	81,185	12	81,538	12
資源向上支払交付金 (共同活動) (加算措置)	22,213	1	22,213	1	33,639	2
資源向上支払交付金 (長寿命化)	91,723	13	101,490	15	101,843	15
計	271,629	38	299,863	43	312,348	44

(出所:令和2年度、令和3年度、令和4年度盛岡市の農林業より抜粋)

## ③ 令和3年度の決算額の内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	268	会計年度任用職員 報酬
共済費	44	会計年度任用職員 社会保険料
旅費	14	会計年度任用職員 通勤手当
使用料及び賃借料	157	複写機使用料、現地確認用タブレット 賃借料
負担金、補助及び交付金	68,564	多面的機能支払交付金
合計	69,047	

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果 18】 実施報告書の総会開催日付の記載誤りについて

補助事業者から提出された多面的機能支払交付金の実施状況報告書を確認したところ、総会開催日付について、前年度の2月23日、3月29日を記載している実施状況報告書があった。補助事業者に確認したところ、1件は書面決議がその年度の3月30日に議決が取りまとめられ、その年度終了直後の4月2日に総会が開催され、実施状況報告書の了承を得ており、適切に実施されていた。もう1件はその年度終了直後の4月2日に議決を取りまとめられ、4月3日に役員会にて議決内容の提示が行われ、了承を得ており、適切に実施されていた。

このような事態が生じたのは、市担当者の確認から漏れてしまったとのことであった。今後、実施状況報告書の総会開催日付について、適切な日付を記載するように指導すべきである。

### 【意見 25】 実施報告書の総会での了承について

多面的機能支払交付金の実施状況報告書の総会の了承を得るには、年度末から実施状況報告書の提出期日である翌年度の4月上旬までの間であり、日程的に非常にタイトであるが、その期間に総会開催が可能な組織に対しては、その時期に開催し、多面的機能支払交付金に関する実施状況報告書の了承を得るように指導すべきである。

組織規模が大きく、その短期間での総会開催が困難な組織については、事後了解を得ていることを確認するために議事録を後日、徴取し、確認を行うべきである。

### 【意見 26】 実施報告書の提出日付について

多面的機能支払交付金の実施状況報告書の提出に関する通知において、実施状況報告書の日付は提出日を記載するように求めているが、ブランクの実施状況報告書が2件提出されていた。

提出依頼で提出日付について、提出日を記載のことに明記しているため、適切に提出日を記載するように指導をすべきである。

#### 1 提出書類

##### (1) 実施状況報告書【様式第1-8号】

\*日付けは当課への提出日を記載のこと。

(出所:多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書の提出について(依頼))

## 24. 農業基盤整備事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	農業基盤整備事業		
所管部署	産業振興課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	<p>農村地域において、国庫補助事業による基盤整備の対象にならない小規模な地区について、農作業の効率化や耕作放棄地の防止等に資する基盤整備の実施により、営農の継続を通じて農業・農村の維持・発展を図ることを目的として、いきいき農村基盤整備事業補助金を交付している。</p> <p>尻志田地区周辺の団体等からの寄附金を農林業振興基金積立金に積み立てており、尻志田地区農業用排水路整備事業に充当している。</p>		
財源	いきいき農村基盤整備事業補助金は、補助対象経費に対して、県 1/2、市 1/4 を負担している。農林業振興基金積立金の財源は、農林費寄附金等である。		
関連する指標	該当なし		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	12,800	13,385	8,000
決算額(千円)	12,440	13,206	8,379
交付件数	3件	2件	1件

### ① 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	379	いきいき農村基盤整備事業補助金
積立金	8,000	農林業振興基金積立金
合計	8,379	

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果 19】 補助金に係る消費税等について

消費税等は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階の取引で重ねて課税されないように、確定申告において、仕入税額控除する仕組みが採られている。また、確定申告にあたっては、課税期間終了後、2 か月以内に確定申告書を提出することとされている。

補助事業者が補助対象の経費を支払うことなどは課税仕入に該当することがあるため、確定申告に際して補助事業で支払った経費等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、補助事業者は補助対象経費に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、補助事業完了後に消費税等の確定申告により、補助対象経費に含まれる消費税額等のうち課税仕入に係る消費税額等として控除できる金額が確定した場合には、原則として市に返還する必要がある。

盛岡市いきいき農村基盤整備事業補助金交付要領では、補助事業者が補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合に、市に報告を義務付ける文言がない。補助事業者には消費税等の納税義務者であり、消費税等の申告により、補助対象経費に含まれる消費税額等のうち課税仕入に係る消費税等として控除できる金額が確定することもあるため、盛岡市いきいき農村基盤整備事業補助金交付要領に消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還に関する文言を加えるように改正し、補助事業者について、補助金の額の確定から一定の期間が経過した後に補助対象経費に含めていた消費税額等に係る仕入税額控除の状況を報告させることとするとともに、その報告に消費税等の確定申告書等の写しを添付させて、報告内容について十分確認すべきである。

## 25. 有機物資源活用施設管理運営事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	有機物資源活用施設管理運営事業		
所管部署	産業振興課		
事業開始年度	平成 25 年度		
事業の内容	有機物(家畜排せつ物牛ふん)資源を堆肥として有効利用することにより、畜産環境の保全と資源循環型農業の推進を図るため、原料の収集、堆肥の製造・販売を目的とし施設を管理運営する。		
財源	市の一般財源		
関連する指標	下記「イ. 堆肥の原料受入及び堆肥販売状況」参照		
当初予算額、決算額、交付件数の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	14,790	14,396	15,563
決算額(千円)	14,234	13,769	14,773

#### ① 有機物資源活用施設管理運営事業について

本事業は、有機物(家畜排せつ物やもみ殻等)資源を堆肥化し有効利用することにより、畜産環境の保全と資源循環型農業の推進を図るため、原料の収集・堆肥製造・販売を目的とし施設を管理運営するものである。本事業の背景は、平成 18 年の盛岡市と玉山村の合併により、玉山地域で排出される家畜排せつ物(牛ふん)と、盛岡地域で排出されるもみ殻等の有機物を有効利用するために、新市建設計画に基づき平成 24 年度に完成した盛岡市有機物資源活用施設を平成 25 年度より管理運営しているものである。本事業の概要は以下のとおりである。

#### ア. 施設の概要

施設名	ひめかみ有機センター
所在地	盛岡市玉山字小田沢 3-43
敷地面積	17,747 m <sup>2</sup>
種類	堆肥化処理施設 (施設の内訳) ・車両消毒ゲート 運搬車両をオゾン水により消毒する。 ・管理棟 トラックスケールで積載量の計測を行い、伝票発行等の事務処理及び施設の総体的管理を行う。 ・原料・副資材貯蔵庫 持ち込まれた原料と副資材の保管を行い、原料貯蔵

	<p>庫で副資材と戻し堆肥との混合を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次発酵舎 直線開放型の発酵槽において、ロータリー式攪拌機による攪拌と床面からの送風により堆肥に継続的に酸素供給を行うことで、分解速度を早くし、悪臭の無い「好気性発酵」をさせながら一次発酵させる。</li> <li>・二次発酵舎 一次発酵舎で発行させた堆肥を自走式攪拌機械により攪拌しながら約 50 日間で発酵処理を行い、完熟した堆肥を製造する。</li> <li>・製品貯蔵庫 二次発酵が終了した製品堆肥を搬入し、保管する。</li> <li>・格納庫 車両等を格納する。</li> </ul>
事業主体	盛岡市
処理対象	家畜(牛)のふん
計画処理量	年間 3,000t
計画堆肥生産量	年間 1,100t
使用する設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホイールローダー 原料、副資材、製品等運搬、場内除雪</li> <li>・4t、2t、深あおりダンプトラック 原料及び製品の運搬等を行う。</li> <li>・クレーン付トラック 4t 2.9t 吊 製品(袋詰め)の運搬等に利用する。</li> <li>・フォークリフト 製品等の積込作業に利用する。</li> <li>・自走式攪拌機 堆肥原料の発酵を促すための攪拌に利用する。</li> <li>・袋詰装置製品堆肥の袋詰めを行う。</li> </ul>

(出所:ひめかみ有機センターパンフレットより引用)

### ひめかみ有機センターの写真



(出所:盛岡市ホームページより引用)

イ. 堆肥の原料受入及び堆肥販売状況

直近3年間の堆肥の原料(牛ふん、もみ殻)受入及び堆肥販売状況は以下のとおりである。

(原料(牛ふん、もみ殻)の受入状況)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
原料搬入重量	2,281t	2,180t	1,925t
処理手数料収入	1,141,000 円	1,090,000 円	962,500 円
延利用件数	646 件	593 件	549 件

(出所:産業振興課作成資料より引用)

(堆肥販売状況)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
販売数量	491.08t	508.15t	357.80t
販売金額	4,009,935 円	4,327,210 円	3,731,850 円

(出所:産業振興課作成資料より引用)

ウ. もみ殻収集等運転業務委託

堆肥の原料となるもみ殻の収集等の運転業務について、以下のように市は業務委託を行っている。

件名	もみ殻収集等運転業務委託
業務目的	堆肥の製造を行っている盛岡市有機物資源活用施設(ひめかみ有機センター)の円滑な運営のため、もみ殻等の収集・運搬を行う車両の運転等を行う。
実施場所	盛岡市玉山字小田沢 3-43 盛岡市有機物資源活用施設(ひめかみ有機センター)
契約期間	令和3年6月24日から令和4年3月31日
業務内容	<p>i 作業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>もみ殻等の収集・運搬等については、各精米所等の脱穀状況や天候により作業日程を調整することになるが、適期に収集・運搬を実施すること。また、盛岡市からの指示に従い、作業(おおむね 780 時間)を実施すること。</li> <li>作業日誌をつけること。</li> </ul> <p>ii 車両等</p> <p>収集・運搬に使用する車両については、盛岡市の車両を使用すること。車両運転中に発生した車両事故の対応については、盛岡市が加入する自動車保険を使用するものとする。なお、車両の燃料費等は盛岡市が支給する。</p> <p>iii 成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>もみ殻等の収集、運搬については、数量を確認の上、指定した場所に保管す</li> </ul>



	<p>ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務で得たすべての収集、運搬品は、盛岡市に帰属するものとし、第三者に提供してはならない。</li> <li>・作業日誌の写しを提出すること。</li> </ul> <p>iv 完了報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、業務完了時に速やかに完了届を提出すること。</li> <li>・完了届には、作業写真(4枚以上)を添付すること。</li> </ul>
契約方法	随意契約
業者名	ひめかみ有機センター利用者の会
契約金額	913,000 円(消費税込)

(出所:もみ殻収集等運転業務委託仕様書等)

#### エ. ひめかみ有機センター消防用設備保守点検業務委託

件名	ひめかみ有機センター消防用設備保守点検業務委託
実施場所	盛岡市玉山字小田沢 3-43 盛岡市有機物資源活用施設(ひめかみ有機センター)
契約期間	令和3年7月5日から令和4年3月15日
業務内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防用設備の点検は、消防法17条の3の3に基づき実施するものであり、設備に応じた点検有資格者が実施すること。</li> <li>・点検項目には、屋内消火栓設備に設置された消防用ホースの耐圧性能試験は含まれないものとする。</li> <li>・業務委託施設については、原則として機器点検を8月及び2月に、また総合点検は8月に実施すること。</li> <li>・点検の実施に当たっては、発注者の業務に支障を及ぼさないよう日時等について十分協議すること。</li> <li>・点検結果の報告は、消防法令で定められた様式による点検票を玉山総合事務所産業振興課へ提出し、検査を受けた後盛岡中央消防署長宛報告するものとする。(報告手続きの代行を行うこと。)</li> <li>・点検の結果、機能不良箇所又は機能不備箇所が認められた時は、発注者と協議の上適切な措置をとること。</li> <li>・不時の故障が発生し、発注者からの通知を受けたときは、速やかに技術員を派遣し適切な措置をとること。</li> </ul>
契約方法	随意契約
業者名	盛岡消防設備点検センター
契約金額	44,000 円(消費税込)

(出所:ひめかみ有機センター消防用設備保守点検業務委託仕様書等)

オ. ひめかみ有機センタートラックスケール維持管理業務委託

件名	ひめかみ有機センタートラックスケール維持管理業務委託
実施場所	盛岡市玉山字小田沢 3-43 盛岡市有機物資源活用施設(ひめかみ有機センター)
契約期間	令和3年8月10日から令和3年12月15日
業務内容等	トラックスケールとは、車輻に積載された積荷の重量をトラックに積載したまま計る大型の計量器をいう。 i トラックスケール点検 ・機構部点検整備、ロードセル点検整備、振れ止めボルト点検整備、和算箱の点検、ピット内清掃 ii 指示計点検 ・制御機点検整備、分銅 10t(受注者にて用意すること)による検量調整、プリンター点検整備 iii 総合動作確認 伝票発行までの一連動作確認 iv 計量法による定期検査 日程調整、検査立会
契約方法	随意契約
業者名	北日本計量器株式会社
契約金額	220,000 円(消費税込)

(出所:ひめかみ有機センタートラックスケール維持管理業務委託仕様書等)

カ. ひめかみ有機センター除雪業務委託

件名	ひめかみ有機センター除雪業務委託
業務目的	堆肥の製造を行っている盛岡市有機物資源活動施設(ひめかみ有機センター)の円滑な運営のため、除雪業務を行う車両の運転等を行う。
実施場所	盛岡市玉山字小田沢 3-43 盛岡市有機物資源活用施設(ひめかみ有機センター)
契約期間	令和3年11月12日から令和4年3月31日
業務内容等	i 作業内容 ・除雪については、天候の状況によるが適時に作業を実施すること。また、盛岡市からの指示に従い、作業を実施する事。 ・作業日誌をつけること。 ii 車両等 ・車両については、盛岡市の車両を使用すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両運転中に発生した車両事故の対応については、盛岡市で加入する自動車保険を使用するものとする。また、車両の燃料費等は盛岡市が支給する。</li> </ul> iii 成果品 <ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪に際し、指定した場所で通行の妨げにならない場所に除雪すること。</li> <li>・作業日誌の写しを提出すること。</li> </ul> iv 完了報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、業務完了時に速やかに完了届を提出すること。</li> <li>・完了届には、作業写真(4枚以上)を添付すること。</li> </ul>
契約方法	随意契約
業者名	ひめかみ有機センター利用者の会
契約金額	59,400 円(消費税込)

(出所:ひめかみ有機センター除雪業務委託仕様書等)

## ② 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	2,104	会計年度任用職員・事務補助 1 名
給料	4,337	会計年度任用職員・運転手 2 名
職員手当等	983	会計年度任用職員・運転手 2 名
共済費	1,242	会計年度任用職員社会保険料
旅費	25	会計年度任用職員通勤手当
需用費	4,356	消耗品、燃料費、光熱水費、自動車関係費ほか
役務費	347	電話料、自動車損害保険料、検査手数料、運搬料
委託料	1,237	消防設備点検、トラックスケール維持管理業務、除雪業務、もみ殻収集運転業務
使用料及び賃借料	52	PC 賃貸借
公課費	90	公用車重量税 3 台
合計	14,773	

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果 20】自動車損害賠償責任保険証明書の紛失に対する対応について

市は本事業で使用する市の車両のうち 3 台の自動車損害賠償責任保険証明書を

紛失した。自動車損害賠償責任保険証明書は、自動車賠償責任法第8条において、「自動車は自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けなければ、運行の用に供してはならない」旨が規定されており、市が本事業で使用する車両についても備え付けが義務付けられている重要な書類である。紛失の発生原因は、ひめかみ有機センターの会計年度任用職員が、新たな自動車損害賠償責任保険証明書を車内に備え付ける際に既存の自動車損害賠償責任保険証明書を回収したが、その証明書は有効期限がその時点ではまだ残っており、結果として誤って有効な証明書を回収してしまったためであった。仮に同様の事象が生じた状況で車両が走行した場合には自動車賠償責任法に抵触するおそれがある。今後、市は再発防止のために2名体制で自動車損害賠償責任保険証明書の交換作業を行い、確認することとしているが、口頭による課内での情報共有をしているのみであり、文書等による再発防止策の周知は実施していない。そのため、人事異動や時間の経過等により当該対応策が実施されなくおそれが否めないと考えられ、例えば、当該事象の発生原因及び再発防止策を課内の上長が各担当者に文書等によって直接説明をするなど、再発防止のために十分かつ丁寧な対応をすべきである。

#### **【結果 21】 車両の車検日期限切れについて**

本事業で使用している市所有の車両の車検整備に際し、車検整備事業者に車検手続きを依頼したところ、齟齬が生じて車検日期限を経過した。仮に車検期限を経過した状態で公道を走行すると道路運送車両法に抵触することになる。当該事象は、主に車検整備事業者の要因により発生したとのことであった。市は再発防止策として車の引き取り等についてお互いに連絡調整を強化するとのことであるが、具体的な対応策としては十分ではないと考えられる。例えば、課内の年間スケジュールに車検予定日を予め設定することや、担当の引き継ぎ資料に車検予定時期を明記するなどの対策が必要と考える。

## 26. 地区振興センター等管理運営事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	地区振興センター等管理運営事業		
所管部署	産業振興課		
事業開始年度	昭和 53 年度		
事業の内容	地域住民が集会などに利用する次の施設について、施設の適正な維持管理を行い、利用者の安全確保を図る。 ①姫神地区振興センター ②農民研修センター ③岩洞生活改善センター ④藪川生活改善センター(未利用。令和 7 年度に解体予定)		
財源	一般財源		
関連する指標	該当なし		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額(千円)	552	1,316	556
決算額(千円)	550	1,260	494

### ① 対象施設の概要

地区振興センター等管理運営事業において管理運営の対象となっている施設は以下のとおりである。いずれも昭和 50 年代に開設され、平成の終わりから令和初期にかけて大規模改修工事を実施済みとなっている。また、いずれも指定管理者に就任しているのは地元の自治会、あるいは自治会を母体とする任意団体である。

施設名	姫神地区振興センター	農民研修センター	岩洞生活改善センター
開設	昭和 56 年 4 月	昭和 53 年 4 月	昭和 55 年 4 月
所在地	盛岡市玉山馬場字葛巻 104-1	盛岡市下田字仲平 59-24	盛岡市藪川字外山 35-44
構造、面積	鉄骨造平屋建 219.73 m <sup>2</sup>	鉄骨鉄筋コンクリート造平 屋建 385 m <sup>2</sup>	木造平屋建 139.12 m <sup>2</sup>
指定管理者	姫神自治会(令和元年度 ～再指定)	農民研修センター管理運 営委員会(平成 31 年度～ 再指定)	藪川自治会(令和元年度 ～再指定)

施設名	姫神地区振興センター	農民研修センター	岩洞生活改善センター
大規模改修の状況	平成30年度 耐震診断及び大規模改修実施設計を実施済み 令和元年度 大規模改修工事を 入札不調により 令和2年度へ繰り越し 令和2年度 大規模改修工事を実施済み	平成29年度 耐震診断及び大規模改修実施設計を実施済み 平成30年度 大規模改修工事を実施済み	平成30年度 大規模改修実施設計を実施済み 令和元年度 民地の無償貸借(既存設備が隣地へはみ出していたもの)を実施済み 大規模改修工事を入札不調により令和2年度へ繰り越し 令和2年度 大規模改修工事を実施済み

(出所:所管課提出資料より抜粋)

## ② 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	467	指定管理料 姫神地区振興センター 239 千円 農民研修センター 135 千円 岩洞生活改善センター 92 千円
合計	467	

### (2) 監査の結果及び意見

#### 【結果 22】 物品の維持管理について

姫神地区振興センター、農民研修センター、岩洞生活改善センターのそれぞれについて、市と指定管理者との基本協定書が締結されており、その中で物品の維持管理について次のように定められている。

(物品の維持管理)

第 12 条 乙は、盛岡市財務規則(昭和 46 年規則第 33 号)の規定に基づき、センターに備え付けられた物品の適正な維持管理に努めなければならない。

2 乙は、甲の所有に属する備品について、それを受け入れたときは、速やかに甲に報告し、現に使用されている備品を使用する必要がなくなったとき又は使用することができなくなったときは、速やかに甲に返納するものとし、その保管に係る備品

の状況を明らかにした備品管理簿を備えなければならない。また、年度末の現在高について、甲の定める日までに甲に報告しなければならない。

注) 甲:盛岡市、乙:指定管理者

(出所:各センターの管理運営に関する基本協定書)

ところが、市の側で貸与物品リストが作成されておらず、従って指定管理者からの現在高報告もなされていなかった。今後、これら3施設について、現品の確認を行ったうえで貸与物品リストを作成し、指定管理者との基本協定書又は仕様書に綴りこんで、基本協定書第12条に従う事務手続をとる必要がある。

### 【結果 23】再委託の未承認について

市と指定管理者との基本協定書の中で、再委託について次のように定められている。

(再委託の制限)

第7条 乙は、センターの管理運営にかかる業務(以下「管理業務」という。)の全部又は主たる部分及び使用料等の徴収事務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、あらかじめ甲の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

3 乙は、前項の規定により、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該第三者の責めに帰すべき事由をすべて乙の責めに帰すべき事由として責任を負わなければならない。

注) 甲:盛岡市、乙:指定管理者

(出所:各センターの管理運営に関する基本協定書)

農民研修センターの令和3年度収支計画書及び収支決算書に委託料25千円が計上されているが、基本協定書第7条に基づく市の承認がなされていなかった。所管課に委託料の内容を質問したところ、除雪委託10千円とテーブル修理委託15千円とのことである。姫神地区振興センターにおいても令和3年度収支計画書に5千円、収支決算書に4千円の委託料が計上されている。市は指定管理者に対し、基本協定書第7条の順守を徹底させる必要がある。収支計画書を受領した時点で委託料の計上があれば、速やかに再委託の承認申請書を徴取すべきである。

## 27. 牧野管理運営事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	牧野管理運営事業		
所管部署	産業振興課		
事業開始年度	昭和 37 年度		
事業の内容	畜産振興を図るため、市営牧野において牛(ホルスタイン種、日本短角種、黒毛和種)の預託放牧を行う。		
財源	市の一般財源		
関連する指標	該当なし		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	28,139	34,592	31,217
決算額(千円)	26,710	30,422	28,828

#### ① 牧野管理事業について

本事業は、畜産振興を図るため、市営牧野において牛(ホルスタイン種、日本短角種、黒毛和種)の預託放牧を行うものであり、市が牧野用地を地権者から有償で賃借し、市長の許可を得た者が所有する家畜を放牧させ、その者から牧野使用料を収受している。事業の概要は以下のとおりである。

#### ア. 家畜を放牧する施設

名称	位置	面積
山谷川目牧野	盛岡市玉山字大平1番地 10	210.0 ヘクタール
姫神実験牧場	盛岡市玉山字姫神岳国有林内	139.9 ヘクタール
高木牧場(*1)	盛岡市玉山馬場字前田 33 番地 157	130.4 ヘクタール

(\*1)高木牧場は市の指定管理者である巻堀牧野農業協同組合が管理しており、指定管理料は発生していない。

#### イ. 家畜の放牧期間及び認容頭数(成牛に換算した場合の認容頭数をいう。)

名称	放牧期間	認容頭数
山谷川目牧野	5月10日から10月31日まで	205頭
姫神実験牧場	5月10日から10月31日まで	100頭
高木牧場	5月10日から10月31日まで	105頭



ウ. 牧野使用料の収受推移

	令和2年度			令和3年度		
	金額	戸数	頭数	金額	戸数	頭数
山谷川目牧野	1,474,540 円	9 戸	63 頭	1,630,080 円	9 戸	69 頭
姫神実験牧場	1,365,350 円	13 戸	91 頭	1,368,130 円	11 戸	92 頭
高木牧場	1,753,929 円	8 戸	102 頭	1,731,849 円	7 戸	109 頭
合計	4,593,819 円	30 戸	256 頭	4,730,059 円	27 戸	270 頭

エ. 牧野用地賃借料の支払推移

	令和2年度	令和3年度
山谷川目牧野	889,835 円	889,835 円
姫神実験牧場	267,000 円	213,600 円
高木牧場	0 円	0 円
合計	1,156,835 円	1,103,435 円

オ. 主な委託業務

i. 姫神実験牧場採草業務委託

業務目的	盛岡市姫神実験牧場内の採草地から販売用の牧草(サイレージ)を生産するものである。											
実施場所	盛岡市姫神岳国有林 68 林班ハ小班 6.5333ha 盛岡市姫神岳国有林 70 林班イ小班 10.8167ha											
契約期間	令和3年5月1日から令和3年9月30日											
業務内容	<p>i 作業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時期は目安であるが、牧草の生育状況により適期に作業を実施し、良質な牧草を生産すること。なお、下記の時期が採草業務の最適な実施時期であり、時期を逸脱することなく、作業を実施すること。また、盛岡市からの指示に従い、作業を実施すること。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="391 1529 1294 1727"> <thead> <tr> <th>採草時期</th> <th>作業内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月上旬から6月中旬</td> <td>・刈取り、集草、ラッピング ・施肥(概ね25kg/10a)</td> <td>1 番草</td> </tr> <tr> <td>7月下旬から8月上旬</td> <td>刈取り、集草、ラッピング</td> <td>2 番草</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業日誌をつけること。</li> </ul> <p>ii 資材・機材等</p> <p>肥料は、「BB 草地 211 号」とし、盛岡市が支給する。また、採草に必要なネット、ラッピングフィルムは盛岡市が支給する。その他、当該業務に必要な一切の機材等は、受注者の負担とする。</p>			採草時期	作業内容	備考	6月上旬から6月中旬	・刈取り、集草、ラッピング ・施肥(概ね25kg/10a)	1 番草	7月下旬から8月上旬	刈取り、集草、ラッピング	2 番草
採草時期	作業内容	備考										
6月上旬から6月中旬	・刈取り、集草、ラッピング ・施肥(概ね25kg/10a)	1 番草										
7月下旬から8月上旬	刈取り、集草、ラッピング	2 番草										

	<p>iii 成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果品は、生産数量を確認の上、草地内にまとめておくこと。</li> <li>また、成果品は1番草、2番草を区別し、採草地ごとに峻別できるように保管すること。収集、運搬については、数量を確認の上、指定した場所に保管すること。</li> <li>・本業務で得た全ての成果品は、盛岡市に帰属するものとし、第三者に提供してはならない。</li> <li>・成果品の中にカビや色の変質等不良品があった場合は、その品数だけ賠償、補償を行うこと。</li> </ul> <p>iv 完了報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、業務完了時に速やかに完了届を提出すること。</li> <li>・完了届には、作業写真(4枚以上)を添付すること。</li> </ul>
契約方法	随意契約
業者名	公益社団法人 岩手県農業公社
契約金額	2,728,000 円(消費税込)

(出所:採草業務仕様書等)

#### 市営牧野牧草ロール販売状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
販売数量	828 個	813 個	861 個
販売金額	8,888,220 円	7,530,380 円	8,627,410 円

#### ii. 盛岡市営牧野(玉山地域)草地更新業務委託

業務目的	牧草の収量の減少、成分の偏り等による質の低下を防ぎ、安心・安全な牧草販売を行うことを目的に土壌の改良を実施するもの。
実施場所	盛岡市姫神岳国有林 70 林班イ小班(姫神実験牧場 6 牧区) 10.81ha
契約期間	令和3年8月24日から令和3年10月20日
業務内容	<p>i 作業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水路工事 掘削を行い、水路を確保する。</li> <li>・耕起 令和4年度以降の土壌改良剤及び化学肥料散布を見越し、必要な範囲で耕起すること。</li> <li>・鎮圧 耕起を行った後、必要な範囲で鎮圧を行うこと。</li> </ul> <p>ii 使用機械</p> <p>当該草地更新作業でトラクターを使用する場合は 80PS 級以上とし、当該業務に必要な一切の機材等は受注者の負担とする。</p> <p>iii 作業時期</p> <p>強雨の日を避けて作業するものとする。</p>

	<p>受注者は作業開始するにあたり、発注者へ事前に連絡し調整を入念に行うこと。</p> <p>iv 完了報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、作業がすべて終了した場合は、速やかに完了届を提出すること。</li> <li>・完了届には、作業工程表及び作業写真(それぞれの業務で4枚以上)を添付すること。</li> <li>・その他発注者が必要と認めたもの。</li> </ul>
契約方法	随意契約
業者名	公益社団法人 岩手県農業公社
契約金額	3,806,000 円(消費税込)

(出所:令和3年度盛岡市宮牧野(玉山地域)草地更新業務委託仕様書等)

### iii. 牧草ロール運搬業務委託

業務目的	市営牧場で採草された牧草ロールの運搬を行うために、車両の運搬等を行うものである。
実施場所	盛岡市山谷川目牧野及び盛岡市姫神実験牧場
契約期間	令和3年11月1日から令和3年12月3日
業務内容	<p>i 作業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草ロールの運搬等については、牧草ロール購入者の都合や、天候等により作業日程を調整することになるが、適期に運搬を実施すること。</li> <li>・作業日誌をつけること。</li> </ul> <p>ii 車両等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬に使用する車両については、盛岡市の牧野専用車両を使用すること。</li> <li>・車両運転中に発生した車両事故の対応については、盛岡市で加入する自動車保険を使用すること。なお、車両の燃料費等は盛岡市が支給する。</li> </ul> <p>iii 成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牧草ロールについては数量を確認の上、盛岡市から指示があった購入者へ配送すること。</li> <li>・本業務における全ての運搬品は、盛岡市に帰属するものとし、第三者に提供してはならない。</li> <li>・作業日誌の写しを提出すること。</li> </ul> <p>iv 完了報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者は、業務完了時に、速やかに完了届を提出すること。</li> </ul>
契約方法	随意契約
業者名	市営牧野放牧牛互助会
契約金額	838,200 円(消費税込)

(出所:牧草ロール運搬業務委託仕様書等)

iv. 盛岡市牧野衛生検査業務委託

実施場所	盛岡市山谷川目牧野及び盛岡市姫神実験牧場	
契約期間	令和3年5月1日から令和3年10月31日	
業務内容	i 業務委託牧野	
	牧野の名称	対象予定牛
	山谷川目牧野	ホルスタイン種、黒毛和種
	種雄牛の有無	黒毛和種1頭
姫神実験牧場	日本短角種	日本短角種2頭
ii 作業内容	受注者は、発注者が別途示す衛生検査計画に基づき、次に掲げる業務を行うこと。ただし、発注者が必要があると認められるときは、当該計画を変更することができる。この場合において、変更内容は発注者と受注者が協議して定める。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査の回数 12回</li> <li>・検査内容 健康状態の確認及び健康管理指導、妊娠鑑定(上記牧野で約70頭)</li> </ul>	
契約方法	随意契約	
業者名	岩手県農業共済組合	
契約金額	403,247円(消費税込)	

(出所:盛岡市牧野衛生検査業務委託仕様書等)

② 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
給料	4,265	会計年度任用職員 牧野監視人4名
職員手当等	790	会計年度任用職員 牧野監視人4名
共済費	698	会計年度任用職員社会保険料 牧野監視人4名
需用費	8,492	牧草肥料、作業機械・車両修繕費ほか
役務費	124	種雄牛の検査及び治療費、牧草の成分検査費
委託料	8,834	草地更新業務、採草業務、種雄牛冬季飼養管理ほか
使用料及び賃借料	1,113	牧野土地借り上げ料ほか

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
原材料費	195	砕石、牧柵補修資材
備品購入費	4,075	家畜防疫車更新、種雄牛購入費
負担金、補助及び交付金	150	玉山畜産環境保全組合負担金
公課費	92	公用車重量税
合計	28,828	

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果 24】 牧野使用料収入に係る納入通知書の作成誤りについて

市は、牧野使用料収入の計算及び納入通知書の作成過程においてエクセルデータを使用していたが、使用日数等の入力誤りがあり、結果として金額に誤りのある納入通知書を発行してしまった。これは使用料負担者から指摘を受け発覚したもので、その後、市は正しい金額を記載した納入通知書を発行した。しかしながら、使用料負担者からは当初発行した金額に誤りのある納入通知書にて納入があったため、結果として7,940円の還付が必要となった。納入通知書の作成にあたっては、2名のチェック体制をとっていたが誤りを防止できなかった。金額に誤りのある納入通知書が発行されると、市は正しい収入を得ることができなくなるおそれや、過誤納による還付等での追加事務作業が発生してしまうことから、納入通知書の作成にあたっては、人的リソースの手当てが可能であればチェック人数を増やすことや、入・退牧日入力、納入通知書発行時のチェックを別担当で行うこと等により再発防止を図るべきである。

### 【結果 25】 盛岡市牧野衛生検査業務委託の仕様書の記載について

市は、盛岡市牧野衛生検査業務委託について岩手県農業共済組合(以下「業務受託者」という。)と業務委託契約を締結しており、その内容については、業務委託仕様書において詳細が定められている。しかしながら、業務受託者が提供すべき成果品の内容や、業務完了後に市に提出すべき書類について、業務委託仕様書に定めがない。業務受託者による成果品や提出すべき書類は、委託した業務が適切に行われているか検査するための重要な書類であり、これらの書類について業務委託仕様書に記載がない場合、委託業務の検査が適切に行われず、当初想定されている成果品と異なるものが納品される可能性がある。よって、業務受託者による成果品や提出すべき書類について、網羅的に記載されるよう仕様書を見直すべきである。

## 28. 活性化センター管理運営事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	活性化センター管理運営事業		
所管部署	産業振興課		
事業開始年度	平成 11 年度		
事業の内容	藪川地域の活性化と農業振興を目的にして次の施設の適正な維持管理を行い、利用者の安全確保を図る。 ①岩洞活性化センター ②町村活性化センター		
財源	一般財源		
関連する指標	該当なし		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額(千円)	10,350	10,440	10,439
決算額(千円)	10,352	10,988	11,156

### ① 対象施設の概要

活性化センター管理運営事業において管理運営の対象となっている施設は以下のとおりである。

施設名	岩洞活性化センター	町村活性化センター
開設	平成 11 年 4 月	平成 10 年 4 月
所在地	盛岡市藪川字外山 35-45	盛岡市藪川字町村 75-1
構造、面積	鉄筋コンクリート造一部二階建て 敷地面積 5,510.36 m <sup>2</sup> 延床面積 911.05 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造平屋建て 敷地面積 3,621 m <sup>2</sup> 延床面積 539.92 m <sup>2</sup>
指定管理者	藪川地区活性化推進協議会	藪川地区活性化推進協議会
大規模改修の状況	平成 30 年度 耐震診断及び大規模改修実施設計を実施済み 令和元年度 大規模改修工事を 入札不調により令和 2 年度へ繰り越し 令和 2 年度 大規模改修工事を実施済み	平成 30 年度 大規模改修実施設計を実施済み 令和元年度 民地の無償貸借(既存設備が隣地へはみ出していたもの)を実施済み 大規模改修工事を入札不調により令和 2 年度へ繰り越し 令和 2 年度 大規模改修工事を実施済み

## ② 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	10,769	施設管理運営委託 岩洞活性化センター 10,558千円 町村活性化センター 211千円
合計	10,769	

### (2) 監査の結果及び意見

#### 【意見27】業務計画書上の予算額と収支決算書上の予算額の不一致について

岩洞活性化センター、町村活性化センター両方の指定管理者である藪川地区活性化推進協議会から、各センターの令和3年度管理運営業務計画書と令和3年度事業報告書が市に提出されている。業務計画書には収支計画が含まれ、事業報告書には収支決算書が添付されている。収支決算書には予算額と決算額が対比できる形で記載されている。

これらを一覧したところ、令和3年度予算額について次のような不一致がみられた。

#### 【図表 令和3年度予算額についての不一致】

(単位:千円)

施設名		岩洞活性化 センター	町村活性化 センター
収入総額	収支計画上の予算額	13,326	512
	収支決算書上の予算額	17,892	419
支出総額	収支計画上の予算額	13,326	512
	収支決算書上の予算額	17,853	419

(出所:市提供資料より監査人作成)

所管課では、収支決算書上の予算額が正しく、業務計画書に含まれる収支計画の予算額が誤っている可能性があるとの認識であった。両センターで収入総額、支出総額いずれについても、令和3年度予算額が前年度予算額と同額となっていたことから、業務計画書の提出時において指定管理者が正確な予算を策定していないと推測される。

これは、業務計画書に含まれる収支計画の予算額は令和3年度の予算決算比較に役立つものではないことを意味する。そして、業務計画書の作成、提出が形式化、

形骸化している可能性が高いと考えられる。

市は、指定管理者に対して事業計画段階での予算を正確に作成するよう指導する必要があるだろう。

### 【意見 28】 決算数値の正確性について

町村活性化センターの収支決算書において、旅費・水道料の予算額と決算額が円単位で一致していた。決算額は事業活動を反映するものであること、及び旅費・水道料の性質からも、予算額と決算額が一致することは通常ないため、一致した理由を所管課に質問した。

所管課の回答によると、旅費については実際には決算額が予算額を超えているため打ち切り決算となっているとのことであった。また、水道料については、町村活性化センターが地域の水道組合へ加入しており、水道料金は水道組合の総会で決定されるところ、当該施設は年額 23,000 円と定額料金であるため、予算額と決算額が同額となっているとの説明があった。

旅費に関しては、決算額が予算額を上回っているのであれば、その実態を正確に示すべく、打ち切り額でなく実際の発生額を収支決算書に記載し、翌年度の予算策定に役立てたり、経費節減の目標を立てたりすることが望まれる。そのようにして予算と実績を比較し、乖離があればその分析を行うことに、収支決算書を作成する意義がある。

当該旅費は提出書類の運搬その他の目的で町村活性化センターと玉山総合事務所との間を自動車で移動する際に発生するとのことであるが、例えば自動車を使っただけの運搬に替えて郵送するなど、節減の余地はあると思われる。



## 29. 岩洞体験農園管理運営事業

### (1) 事業の概要

事業の名称	岩洞体験農園管理運営事業		
所管部署	産業振興課		
事業開始年度	平成12年度		
事業の内容	都市住民への豊富な自然環境のアピールと交流促進するために整備した岩洞体験農園について、施設の管理運営を行う菽川地区活性化推進協議会に対して管理運営費を助成する事業である。地域の特産である菽川そばの栽培収穫体験など体験農園利用者に対して作業の指導助言などを行っている。		
財源	一般財源		
関連する指標	該当なし。		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	285	285	285
決算額(千円)	285	285	285
交付件数(件)	1	1	1

#### ① 岩洞体験農園について

岩洞体験農園は、菽川地域の農業振興の一環として、国の中山間地域総合整備事業を活用し、野菜やそば等の栽培による農業体験を通じた農村都市交流を促進することを目的に設置されたものである。

農作業体験をする場としてだけでなく、菽川地域の魅力を情報発信する場として位置付けられ、岩洞体験農園の管理及び運営は地元の菽川地区活性化推進協議会が担い、市は補助金を交付している。

【図表 岩洞体験農園の施設内容及び利用料金】

施設内容		
(1) 敷地:8,000 m <sup>2</sup> (市有地)		
(2) 区画:42 区画(2,170 m <sup>2</sup> )		
(3) その他:農村公園・駐車場・進入路・管理用道路		
利用形態	利用料金	備考
そば作業全面委託(オーナー)	5,000 円	そば粉 2kg 保証
個人作付(貸し農園)	3,000 円	農園貸付料

そば作業委託	基本料金	3,000 円	委託する作業に応じて 金額が加算
	施肥・播種	500 円	
	刈取	1,000 円	
	脱穀	500 円	

(出所:市提供資料より監査人作成)

## ② 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	285	岩洞体験農園管理運営補助金
合計	285	

### (2) 監査の結果及び意見

#### 【意見 29】 広範囲にわたる周知活動について

過去5年間の利用状況は以下のとおりであり、令和3年度の利用区画数は18区画であり全42区画の半分程度の利用率である。

設置趣旨である農村都市交流を促進するためにも、現在行われている市の広報誌での利用募集だけではなく、SNS 媒体等の活用による若い世代への周知促進や小中学校といった教育施設を通じた利用等についても検討する等し、一層の活用を図りたい。

【図表 過去5年間における利用状況】

区分	H29	H30	R元	R2	R3
利用者数	45人	45人	21人	49人	51人
利用区画数	21	21	11	11	18

(出所:市提供資料)

### 30. 総合交流ターミナル管理事業

#### (1) 事業の概要

事業の名称	総合交流ターミナル管理事業		
所管部署	産業振興課		
事業開始年度	平成10年度		
事業の内容	都市と農村の交流推進及び農業・観光物産振興、地域活性化を目的に温泉宿泊施設である盛岡市総合交流ターミナル(以下「ユートランド姫神」という。)の管理運営を行う。		
財源	市の一般財源		
関連する指標	該当なし		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	15,860	37,234	34,048
決算額(千円)	36,408	67,639	79,786

#### ① ユートランド姫神の概要

ユートランド姫神の概要は以下のとおりである。旧玉山村に立地し、西に岩手山、東に姫神山を望む。温泉や産直、宿泊施設などを備えた総合交流施設である。

整備の目的	平成7年度、ふるさと創生事業(国庫事業)を活用した温泉掘削により温泉が湧出し、この場所に農村資源活用農業構造改善事業(国庫事業)を活用した都市と農村の交流施設として整備した。
供用開始	平成10年4月1日
所在地	盛岡市下田字生出 893-11 東北自動車道西根インターより車で約5分 IGR 渋民駅、好摩駅よりタクシーで約10分
構造、面積	木造平屋一部2階建、一部鉄筋コンクリート造 2,870 m <sup>2</sup>
施設概要	宿泊室 14室(75人) 交流ホール(80人) 研修室(70人) 食工房 4工房 クアハウス(和風と洋風の2施設。露天風呂・サウナあり) 産直施設
定休日	なし(但しメンテナンスのため臨時休業あり)

総事業費(農村資源活用農業構造改善事業)	1,433,163 千円 (内訳)国庫 428,000 千円、県補助 18,471 千円、 起債等 300,000 千円、基金 94,058 千円、一般財源 592,634 千円
大規模改修の状況	平成 29 年度、地方創生拠点整備交付金事業(国庫平成 28 年度繰越予算)を活用した施設改修を実施した。 工事費 81,971 千円 令和 3 年 4 月、キャンプサイトを新設した。
管理運営	管理形態 公設民営方式 (平成 10 年度～管理委託契約、平成 18 年度～指定管理制度導入) 指定管理者 たまやま振興株式会社(第 3 セクター)

(出典:所管課提示資料)

## ② たまやま振興株式会社の概要

平成 10 年度からユートランド姫神の管理を受託し、平成 18 年度から指定管理者に就任しているたまやま振興株式会社の概要は次のとおりである。

設立の目的	ユートランド姫神の管理運営を行う																										
設立日	平成 9 年 9 月 5 日																										
事業所	盛岡市下田字生出 893-11(ユートランド姫神内)																										
構造、面積	木造平屋一部 2 階建、一部鉄筋コンクリート造 2,870 m <sup>2</sup>																										
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユートランド姫神の管理運営</li> <li>玉山地域内特産品の加工、卸及び小売業</li> </ul>																										
株式の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>株主名</th> <th>出資金額(千円)</th> <th>株式数</th> <th>持株割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市</td> <td>47,500</td> <td>950</td> <td>86.4</td> </tr> <tr> <td>新岩手農業協同組合</td> <td>5,000</td> <td>100</td> <td>9.1</td> </tr> <tr> <td>岩手中央酪農業協同組合</td> <td>2,000</td> <td>40</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>盛岡商工会議所</td> <td>500</td> <td>10</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>55,000</td> <td>1,100</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>			株主名	出資金額(千円)	株式数	持株割合(%)	盛岡市	47,500	950	86.4	新岩手農業協同組合	5,000	100	9.1	岩手中央酪農業協同組合	2,000	40	3.6	盛岡商工会議所	500	10	0.9	計	55,000	1,100	100.0
株主名	出資金額(千円)	株式数	持株割合(%)																								
盛岡市	47,500	950	86.4																								
新岩手農業協同組合	5,000	100	9.1																								
岩手中央酪農業協同組合	2,000	40	3.6																								
盛岡商工会議所	500	10	0.9																								
計	55,000	1,100	100.0																								

(出所:所管課提示資料)

### ③ 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	26,078	施設修繕料(温泉汲上ポンプ、ロビーエアコン、重油ボイラーほか)
委託料	53,629	指定管理料ほか
公課費	79	自動車重量税
合計	79,786	

#### (2) 監査の結果及び意見

##### 【結果 26】 物品の維持管理について

市と指定管理者との間で締結された基本協定書の中で、物品の維持管理について次のように定められている。

(物品の維持管理)

第13条 乙は、盛岡市財務規則(昭和46年規則第33号)の規定に基づき、ターミナルに備え付けられた物品の適正な維持管理に努めなければならない。

2 乙は、甲の所有に属する備品について、それを受け入れたときは、速やかに甲に報告し、現に使用されている備品を使用する必要がなくなったとき又は使用することができなくなったときは、速やかに甲に返納するものとし、その保管に係る備品の状況を明らかにした備品管理簿を備えなければならない。また、年度末の現在高について、甲の定める日までに甲に報告しなければならない。

注) 甲:盛岡市、乙:指定管理者

(出所:盛岡市総合交流ターミナルの管理運営に関する基本協定書)

ユートランド姫神に存在する市の所有に属する備品について、市の側で貸与物品リストは作成されていたが、指定管理者からの現在高報告がなされていなかった。

所管課によると、指定管理者の報告書の作成・提出がもれていたということであるが、それは基本協定書に準拠していないことを意味する。指定管理者が基本協定書に定める契約義務を果たしていないにも関わらず市が指定管理料を支出したことは不適切な事務手続であった。

市は、指定管理者への指定管理料支出に先立つ履行確認事務として、基本協定書、年度協定書等において指定管理者に作成・提出を義務付けている書類については、適時にもれなく提出されているかを確認しなければならない。

### 【意見 30】 コロナ下における経営の方向性について

ユートランド姫神の全利用者は、開業年度(平成 10 年度)の約 34 万 8 千人をピークに年々減少し、令和元年度は約 20 万人まで減少している。さらに直近では新型コロナウイルス感染対策の影響を受け、令和 2 年度は 15 万 9 千人、令和 3 年度は 16 万 9 千人と低迷している。売上高も開業年度の約 2 億 1600 万円をピークに年々減少し、令和元年度は 1 億 2300 万円、令和 2 年度は 8200 万円、令和 3 年度は 9270 万円となっている。

平成 17 年度決算以降、営業赤字が長期にわたり継続し、平成 28 年度には債務超過の状態に至った。市からの指定管理料により、令和元年度には債務超過を解消することができた。とはいえ、利益剰余金のマイナスは継続している。

令和 2 年度及び令和 3 年度は純利益を計上しているものの、その要因は市から新型コロナウイルス感染対策として指定管理料を増額交付されたことであって、ユートランド姫神自身の業績が改善したためではない。令和 3 年度における指定管理料は当初 25,663 千円であったが、新型コロナウイルス影響分として 27,564 千円が上積みされている。その財源は国の地方創生交付金で臨時的に措置されたものである。

指定管理料の形をとった赤字補填としての市からの財政的支援が減額ないし廃止となれば、経営を継続することが困難となる。

【図表 たまやま振興株式会社の資産の推移】

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総資産(千円)	14,954	31,954	41,994
純資産(千円)	736	10,582	12,731
(うち利益剰余金)(千円)	(-54,264)	(-44,418)	(-42,269)

(出所:たまやま振興株式会社決算報告書)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が広がる前の令和 2 年 3 月に「盛岡市総合交流ターミナルにおける管理運営等に係る第三者評価業務」が公表されている。ユートランド姫神(たまやま振興株式会社)の経営状況を把握した上で課題抽出を行い、具体的な対策と提言がまとめられた、たいへん示唆に富む内容となっている。これを受けて令和 2 年 10 月には、たまやま振興株式会社が「ユートランド姫神経営改革プラン(2020 年度～2023 年度)」を策定し、自ら改革に取り組みはじめた。

ところがその直後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が発生し、上記のとおり、市からの財政的支援に大きく頼る状態に陥った。たまやま振興株式会社の令和 3 年度(第 25 期)に係る事業報告を閲覧したところ、「第 25 期はゼロコロナを見据えるのではなくウィズコロナであることを考え、又ユートランド姫神経営改革プランを基本方針として進めてまいりました」との記載があった。しかしユートランド姫神経営改革プランは

ウィズコロナを前提としたものではないため、これに沿って経営しても業績の改善は難しいと言わざるを得ない。人々の消費行動や余暇時間の過ごし方等がコロナ前とは異なっており、元には戻らない部分がある一方で、感染予防のためのコストが今後も継続的に発生するとみられるからである。

市はたまやま振興株式会社に対して、ウィズコロナにおける新たな経営の方向性と目標を定めた上で速やかに実行に移すよう要請すべきである。あわせて、たまやま振興株式会社に対する支援について、金額的規模及び期間、財源の持続可能性等を含めてそのあり方を見直す必要があるのではないだろうか。

### 3 1. 文京区学生と創るアグリイノベーション事業

#### (1) 事業の概要

事業の名称	文京区学生と創るアグリイノベーション事業		
所管部署	産業振興課		
事業開始年度	令和3年度		
事業の内容	文京区と盛岡市の友好都市提携を契機として、当市の農業振興に資することを目的とした区内大学(4大学)との産学官連携事業を実施。大学の専門性と在京からの視点を通じて、持続可能な農業の姿を模索する事業である。 主に玉山地域の基幹産業である農畜産業の課題を、文京区の大学生が感じる新しい切り口で創造へつなげる取り組みである。		
財源	一般財源		
関連する指標	該当なし。		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	—	—	7,328
決算額(千円)	—	—	1,604

#### ① 参加大学について

区内大学(4大学)との産学官連携事業であり、連携先となる大学は、跡見学園女子大学(参加学部:観光コミュニティ学部)、拓殖大学(参加学部:工学部・商学部)、東京大学(参加学部:農学部)、東洋大学(参加学部:経済学部)であり、各大学の特色を生かして、農業分野の課題解決に向けた取組を推進している。

また、各大学の学生がフィールドワーク等の調査研究や実施状況報告会等を行うため、年に数回程度、盛岡市に赴くことを予定している。

【図表 各大学において掲げるテーマ】

大学	テーマ
跡見学園女子大学	地域コミュニティデザインの視点から見る、もりおか短角牛の現状と振興策の検討
拓殖大学	雁喰豆の生産から販売までの一連の工程における課題解決に向けた取組の推進
東京大学	玉山地域の農業生産現場における課題分析と振興策の検討



大学	テーマ
東洋大学	新規就農の農業経営体から見る、多角化経営の分析と将来展望について

(出所:市提供資料より監査人作成)

## ② 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
旅費	206	大学との各種協議(職員4名分)
需用費	45	フィールドワーク実施に係る消耗品費
委託料	1,353	学生の旅行手配業務委託
合計	1,604	

## (2) 監査の結果及び意見

### 【結果27】公募条件から逸脱した提案の取扱いについて

各大学の学生がフィールドワーク等の調査研究や実施状況報告会等を行う際の旅行手配業務については、公募型プロポーザル方式により事業者を選定している。

当初、委託料 6,843,650 円にて契約を締結したものの、新型コロナウイルス感染症まん延の状況を踏まえて、盛岡市への来訪頻度及び人数が減少したことにより、その実績に応じて、1,353,150 円に委託料を減額した変更契約を締結している。

【図表 委託契約の概要】

区分	内容
件名	令和3年度文京区学生と創るアグリノベーション事業旅行手配業務委託
契約方法	公募型プロポーザル方式
受託者	IGRいわて銀河鉄道株式会社
委託料	6,843,650 円 (令和4年3月25日変更後:1,353,150 円)
履行期間	令和3年5月27日～令和4年3月31日
業務の内容	<p>○アグリノベーション事業に参加する、次の文京区内大学の大学生及び大学院生が盛岡市へ移動するための、交通手段及び宿泊場所確保に係る手配業務を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・跡見学園女子大学 参加人数:毎回7人程度</li> <li>・拓殖大学 参加人数:毎回7人程度</li> <li>・東京大学 参加人数:毎回14人程度</li> </ul>

区分	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東洋大学 参加人数:毎回7名程度</li> <li>○旅行は、参加する大学毎に次の期間で年3回を上限に実施し、宿泊は原則として平日2泊、休前日1泊とする。なお、各回の旅行時期及び期間、参加人数等に変更が生じる場合は、予め双方が協議のうえ内容を決定するものとする。</li> <li>・1回目:令和3年7月1日から9月30日までの間の3泊4日</li> <li>・2回目:令和3年10月1日から12月31日までの間の3泊4日</li> <li>・3回目:令和4年1月1日から3月31日までの間の3泊4日</li> </ul>

(出所:業務委託契約書)

【図表 公募型プロポーザルの審査項目及び実施日程】

審査項目	
(1) 実施体制・スケジュール (2) 業務内容の充実度 (3) 業務内容の実現性 (4) 実施による効果 (5) 業務実績 (6) 見積額	
区分	内容
公募の周知	令和3年4月15日
質問の受付期間	令和3年4月15日から4月20日
申込書及び提案書類の受付期間	令和3年4月15日から4月23日
審査の実施	令和3年4月28日
審査結果の通知・公表	令和3年5月上旬

(出所:公募型プロポーザル実施要項)

本件の公募型プロポーザル方式においては3者の申し込みがあり、審査の結果、IGRいわて銀河鉄道株式会社が第1順位者に選定されている。

公募に際しては、大学ごとの各回参加人数(7名程度又は14名程度)に年間3回の開催日数を乗じた延105人(跡見学園女子大学/拓殖大学/東洋大学:各回7名×3回×3大学=63名、東京大学:各回14名×3回=42名)の参加予定者数を前提としているが、応募した3者のうち1者は、その人数によると業務委託契約の上限額(税込7,000千円)を超過するとして、事業者側の要望により87名に減じた人数にて積算して提案を認めている。

結果的に採用されていないが、当該事業者も含めた審査が行われており、場合に

よっては選定されることもあり得た状況である。公募型プロポーザルにおいて、1 者のみ条件を変更する取扱いは不公正であり、本来は、失格として取り扱うべきものである。

### 【結果 28】公募時における積算条件の統一について

公募に際して、事業者から「学生・生徒旅客運賃割引証」(以下「学割」という。)の提出有無についての質問があったが、市は、現時点では確認できていない旨の回答をしており、結果として、1 者は学割を適用した金額で委託料を積算し、2 者は学割を適用しない金額で積算して申し込んでいる。

市は、提案書類の審査にあたり、学割を適用した金額で積算した事業者については適用しない金額での委託料を参考に自ら試算し、学割を適用しない金額で積算した事業者については適用した金額での委託料を参考に試算し、審査に供している。

しかし、あくまで委託料の提案金額は事業者が自己の責任で積算するものであり、提案書類を作成する前提として、学割を適用する(又はしない)金額での委託料に統一するか、双方の金額を提示するよう定め、事業者側の積算に基づく金額により審査すべきである。

【図表 応募事業者の提案金額等】

区分	IGRいわて銀河鉄道㈱	A 社	B 社
積算方法	学割適用有	学割適用無	学割適用無
延べ人数	105 名	87 名	105 名
学割適用有	6,843,650 円	(6,679,506 円)	(6,629,490 円)
学割適用無	(7,251,050 円)	6,978,090 円	6,989,850 円
評点	65 点	35 点	65 点

(注 1)「積算方法」は、各事業者が提案した委託料見積額の積算方法。

(注 2)「延べ人数」は、各事業者が提案にあたり前提とした学生の延参加者数。

(注 3) ( )の金額は、審査にあたり市が試算した金額。

(注 4)「評点」は、審査にあたり、評価委員から「見積額」の項目に付された点数の合計点(90 点満点)。

(出所:市提出資料)

#### IV (玉山) 建設課

##### 32. 農業施設維持管理事業

###### (1) 事業の概要

事業の名称	農業施設維持管理事業		
所管部署	(玉山)建設課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	農道、農業用水路等の維持管理(除雪、草刈り、補修等)を行う。また、農道、農業用水路のうち、安全性に問題のある施設及び被害を受けている施設の改善及び修繕(原材料支給等)も行う。		
財源	市の一般財源である。		
関連する指標	該当なし		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	4,554	34,906	2,074
決算額(千円)	3,911	22,612	2,067

###### ① 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
役務費	3	損害賠償責任保険料
委託料	1,994	農業施設補修、農道除雪
原材料費	70	農道砂利敷き
合計	2,067	

###### (2) 監査の結果及び意見

###### 【意見31】除排雪報告書(月報)の提出期日について

道路除排雪業務委託特記仕様書(農道)では、除排雪報告書(月報)及び業務開始前、業務中並びに業務完了後を撮影した写真を添付のうえ、月末までに発注者に提出を求めている。

しかし、月報を月末までに発注者に提出することは月末の前日までの内容を事前に精査し、月の末日の内容を直ぐに記載し、即日に提出することが必要となる。道路除排雪業務は月末日の24時を超えて月初日まで作業することもあり、月報を月末までに提出することが不可能な場合がある。

3月31日は比較的除排雪業務を行うことは少ないとのことであり、年度末である3

月の月報は3月末日までの提出はそのままとしても、年度中の月報の提出期日は「翌月の○日まで」と仕様書を改正し、現実に則した仕様書とすることが望ましい。

7 受注者は、別に定める除排雪報告書(月報)及び業務開始前、業務中並びに業務完了後撮影した写真を添付のうえ、月末までに発注者に提出するものとする。

(出所:道路除排雪業務委託特記仕様書(農道))

### 33. 林道管理事業

#### (1) 事業の概要

事業の名称	林道管理事業		
所管部署	(玉山)建設課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	盛岡市玉山総合事務所建設課が、管理する林道(1.91km)について、良好な状態で維持管理するため、除雪を実施し通行の安全を確保するものである。		
財源	市の一般財源である。		
関連する指標	該当なし		
当初予算額、決算額の推移	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額(千円)	300	300	300
決算額(千円)	75	155	290

#### ① 令和3年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	290	林道除雪
合計	290	

#### (2) 監査の結果及び意見

##### 【意見32】除排雪報告書(月報)の提出期日について

道路除排雪業務委託(林道)特記仕様書では、除排雪報告書(月報)及び業務開始前、業務中並びに業務完了後を撮影した写真を添付のうえ、月末までに発注者に提出を求めている。

しかし、月報を月末までに発注者に提出することは月末の前日までの内容を事前に精査し、月の末日の内容を直ぐに記載し、即日に提出することが必要となる。道路除排雪業務は月末日の24時を超えて月初日まで作業することもあり、月報を月末までに提出することが不可能な場合がある。

3月31日は比較的除排雪業務を行うことは少ないとのことであり、年度末である3月の月報は3月末日までの提出はそのままとしても、年度中の月報の提出期日は「翌月の○日まで」と仕様書を改正し、現実に則した仕様書とすることが望ましい。

(業務報告)

第6条 受注者は、別に定める除排雪報告書(月報)及び業務開始前、業務中並びに業務完了後を撮影した写真を添付のうえ、月末までに発注者に提出するものとする。なお、各月の稼働がない場合でも、その旨を報告すること。

(出所:道路除排雪業務委託(林道)特記仕様書)